

五 第四十六條ノ規定ニ違反シテ開業ノ準備ニ著手シタルトキ
 六 第二百二十六條第二項、第二百三條第二項、第二百十二條ノ三第一項及ヒ
 第二百三十八條第二項ノ規定ニ違反シ株式申込證又ハ社債申込證ヲ作ラ
 ス之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 七 第四百十七條第一項又ハ第二百十七條第三項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ
 發行シタルトキ
 八 株券又ハ債券ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス又ハ不正ノ記載ヲ爲シタル
 トキ
 九 定款、株主名簿、社債原簿、總會ノ決議錄、財産目錄、貸借對照表、營業報
 告書、事務報告書、損益計算書及ヒ準備金並ニ利益又ハ利息ノ配當ニ關ス
 ル議案ヲ本店若クハ支店ニ備ヘ置カス、之ニ記載スヘキ事項ヲ記載セス
 又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ
 十 第四百七十四條第一項又ハ第四百九十六條第二項ノ規定ニ違反シ株主總會
 フ召集セサルトキ
 第二百六十二條ノ三 第四十四條ノ三第二項ノ規定ニ依リテ選任セラレタル

商行為の意義

本法第四條に曰く
 商人とは商行為を
 爲すを業とする者を云ふ然らば商行為
 とは如何なるものなりやと云ふに
 (一) 活したる定義をトす能はず(二) 商行為
 爲の中の一部分は營利を目的とする
 行爲にして本法が商行為として列挙
 したる行爲は大別して二となすこと
 を得、其一は人の資格如何に拘らず
 何人が爲しても商行為たるものにし
 て、其二は商人たる資格あるものが
 爲して始めて商行為たるものなり此
 後者は附屬的商行為又は従たる商行為
 爲と云ふ前者は更に之を分ちて絕對
 的商行為相對的商行為の二と爲す、
 之を得絕對的商行為とは其の個々行
 爲が單獨にて商行為となるものにし
 て相對的商行為とは之れを營業とな

第三編 商行為

第一章 總則

者ハ本章ノ適用ニ付テハ之ヲ發起人トテ做ス
 第二百六十三條 左ニ掲ケタル行爲ハ之ヲ商行為トス
 一 利益ヲ得テ讓渡ス意思ヲ以テスル動産、不動産若クハ有價證券ノ有
 償取得又ハ其取得シタルモノノ讓渡ヲ目的トスル行爲
 二 他人ヨリ取得スヘキ動産又ハ有價證券ノ供給契約及ヒ其履行ノ爲メ
 ニスル有償取得ヲ目的トスル行爲
 三 取引所ニ於テスル取引
 四 手形其他ノ商業證券ニ關スル行爲
 第二百六十四條 左ニ掲ケタル行爲ハ營業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行為
 トス但テ貸金ヲ得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服スル者ノ行爲ハ
 此限ニ在ラス
 一 貸貸スル意思ヲ以テスル動産若クハ不動産ノ有償取得若クハ貸借又
 ハ其取得若クハ貸借シタルモノノ貸貸ヲ目的トスル行爲

すに於て始めて商行爲となるものとす

- 一、絶對的商行爲。之第二百六十三條の列擧する所にして分ちて六種とす
- (イ) 利益を得て轉賣するの意思を以て動産不動産若しくは有價證券の買受行爲
- (ロ) 右の目的を以て有價的に取得したる動産不動産若しくは有價證券の讓渡を目的とする行爲
- (ハ) 他人より取得す可き動産又は有價證券の供給契約を目的とする行爲
- (ニ) 他人より取得すべき動産又は有價證券の履行の爲にする有價取得を目的とする行爲
- (ホ) 取引所に於てする取引、
- (ヘ) 商業證券に關する行爲、商

- 二 他人ノ爲メニスル製造又ハ加工ニ關スル行爲
- 三 電氣又ハ瓦斯ノ供給ニ關スル行爲
- 四 運送ニ關スル行爲
- 五 作業又ハ勞務ノ請負
- 六 出版、印刷又ハ撮影ニ關スル行爲
- 七 客ノ來來ヲ目的トスル場屋ノ取引
- 八 兩替其他ノ銀行取引
- 九 保險
- 十 寄託ノ引受
- 十一 仲立又ハ取次ニ關スル行爲
- 十二 商行爲ノ代理ノ引受
- 第二百六十五條 商人カ其營業ノ爲メニスル行爲ハ之ヲ商行爲トス
- 商人ノ行爲ハ其營業ノ爲メニスルモノト推定ス
- 第二百六十六條 商行爲ノ代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ示ササルトキト雖モ其行爲ハ本人ニ對シテ其効力ヲ生ズ但相手方カ本人ノ爲メニスルコト

業證券とは有價證券にして商業の用に供せらるるを云ふ其主なるものは手形なり

- 二、相對的商行爲。之れ第二百六十四條に列擧する所にして是等の行爲は營業として爲す場合に商行爲となるものなり而して是等の行爲にても單に賃金を得る爲めに物を製造し又は勞務に服する場合は商行爲とならず
- 三、從たる商行爲。商人が其營業の爲めに爲す法律行爲は其何たるを問はず之を商行爲とす之に依り其行爲が附屬的商行爲たるには本法第四條に云ふ商人たる資格を有する人の行爲にして必ず其商人の營業の爲めにする行爲なることを要す
- 商人の行爲にても果して其行爲が營業の爲めにするものなりや否や甚だ

ヲ知ラザリジトキハ代理人ニ對シテ履行ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

- 第二百六十七條 商行爲ノ受任者ハ委任ノ本旨ニ反セサル範圍内ニ於テ委任ヲ受ケサル行爲ヲ爲スコトヲ得
- 第二百六十八條 商行爲ノ委任ニ因ル代理權ハ本人ノ死亡ニ因リテ消滅セス
- 第二百六十九條 對話者間ニ於テ契約ノ申込ヲ受ケタル者方直チニ承諾ヲ爲ササルトキハ申込ハ其効力ヲ失フ
- 第二百七十條 隔地者間ニ於テ承諾期間ノ定ナクシテ契約ノ申込ヲ受ケタル者方相當ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ發セサルトキハ申込ハ其効力ヲ失フ
- 民法第五百二十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第二百七十一條 商人カ平常取引ヲ爲ス者ヨリ其營業ノ部類ニ屬スル契約ノ申込ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク諾否ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス之ヲ發スルコトヲ怠リタルトキハ申込ヲ承諾シタルモノト行儀ス
- 第二百七十二條 商人カ其營業ノ部類ニ屬スル契約ノ申込ヲ受ケタル場合ニ於テ申込ト共ニ受取リタル物品アルトキハ其中込ヲ拒絕シタルトキト雖モ申込者ノ費用ヲ以テ其物品ヲ保管スルコトヲ要ス但其物品ノ價額カ其費用

判定し難き場合あり例へば商人が借財を爲したりと假定せんに借財が家族の生活費を補はんが爲めに爲されたるか又は營業の爲めに爲されたるか不明なるが如し法律は斯る場合は營業の爲めに爲したるものと推定す故に營業の爲めに非らずと主張するものは反對の證據を舉ぐべし

商行為に關し普通法に對する例外的規定 商法第二百六十六條以下第二百八十五條の規定は普通法に對する例外となる

一、代理 民法に於ては代理人が本人の爲めにすることを示さずして爲したる法律行為は相手方が本人の爲めに爲すことを知り又は知り得べかりし場合に限り本人に對し効力を生ずるものと定めたるも本法は如何なる場合にても本人に對して効力を償フニ足ラサルトキ又ハ商人カ其保管ニ因リテ損害ヲ受クヘキトキハ此限ニ在ラス

第二百七十三條 數人カ其一人又ハ全員ノ爲メニ商行為タル行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シタルトキハ其債務ハ各自連帶シテ之ヲ負擔ス

保證人アル場合ニ於テ債務ヲ主タル債務者ノ商行為ニ因リテ生ズタルトキ又ハ保證人ノ商行為タルトキハ主タル債務者及ヒ保證人カ各別ノ行爲ヲ以テ債務ヲ負擔シタルトキ雖モ其債務ハ各自連帶シテ之ヲ負擔ス

第二百七十四條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ或行爲ヲ爲シタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第二百七十五條 商人間ニ於テ金錢ノ消費貸借ヲ爲シタルトキハ貸主ハ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ金錢ノ立替ヲ爲シタルトキハ其立替ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

第二百七十六條 商行為ニ因リテ生ズタル債務ニ關シテハ法定利率ハ年六分トス

を生じ只相手方が其本人の爲めにすることを知らざりし場合は代理人に其履行の請求を爲し得るものとせり而して商行為の受任者が如何な範圍内にて商行為を爲し得るやは第二百六十七條に定むるなり商取引の必要に鑑み商行為の代理が委任による時は其本人死亡するも之が爲めに代理權は消滅するものにあらずとせり

二、契約。商業上の關係は簡單にして敏速なるを尊ぶを以て本法は契約の成立に關し第二百六十九條乃至第二百七十二條に各場合を分ちて特別なる規定を設けたり。(一)對話者間の申込及び承認に關する第二百六十九條の規定にして(二)は隔地者間に於ける契約の申込及び承諾のものと定む(第二七〇條第一項)(三)は法定の申込に關する規定にして(同條第二項)(四)は法定の承諾に關し(第二七一條)(五)は申込と

第二百七十七條 民法第三百四十九條ノ規定ハ商行為ニ因リテ生ズタル債權ヲ擔保スル爲ニ設定シタル質權ニハ之ヲ適用セス

第二百七十八條 商行為ニ因リテ生ズタル債務ノ履行ヲ爲スヘキ場所カ其行為ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ因リテ定マラサルトキハ特定物ノ引渡ハ行為ノ當時其物ノ存在セシ場所ニ於テ之ヲ爲シ其他ノ履行ハ債權者ノ現時ノ營業所若シ營業所ナキトハ其住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

指圖債權及ヒ無記名債權ノ辨濟ハ債權者ノ現時ノ營業所若シ營業所ナキトキハ其住所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テハ其支店ヲ以テ營業所ト看做ス

第二百七十九條 指圖債權又ハ無記名債權ノ債務者ハ其履行ニ付キ期限ノ定アルトキト雖モ其期限カ到來シタル後所持人カ其證券ヲ呈示シテ履行ノ請求ヲ爲シタルトキヨリ遲滞ノ責ニ任ス

第二百八十條 削除

第二百八十一條 金錢其他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證券ノ處持人カ其證券ヲ喪失シタル場合ニ於テ公示催告ノ申立ヲ爲シタルトキハ債務者ヲシテ其債務ノ目的物ヲ供託セシメ又ハ相當ノ擔保ヲ供シテ其證券ノ趣旨ニ從ヒ履行ヲ爲サシムルコトヲ得

共に受取りたる物品に關する規定なり(第二七二條)
 三、多數當事者の債權。
 (一)債權者數人ある場合に如何なる割合に於て其債務を負擔するかを第二百七十三條第一項に定む。
 (二)主たる債務者と保證人とある場合に兩者の責任如何は第二百七十三條第二項に於て其債務が主たる債務者の商行爲なりと主たる債務者が商行爲なきときは主たる債務と保證人とを各連帶して債務を負擔するものとせり而して主たる債務の原因たる法律行爲と又保證債務の原因たる法律行爲とが各別に爲されたる否とを問はざるなり。
 四、契約の効力。茲に特別に述べらるは報酬又は法定利息を請求し得ることなり(一)は商人が或行爲を爲したる爲め相當の報酬を請求し得ることにして(二)は金錢の消費貸借又は立替に因りて法定の利息即ち年六分

第二百八十二條 第四百四十一條、第四百四十九條ノ二、第四百五十七條、第四百六十一條及ヒ第四百六十四條ノ規定ハ金錢其他ノ物又ハ有價證券給付ヲ目的トスル有價證券ニ之ヲ準用ス。
 第二百八十三條 法令又ハ慣習ニ依リ取引時間ノ定アルトキハ其取引時間内ニ限り債務ノ履行ヲ爲シ又ハ其履行ノ請求ヲ爲スコトヲ得。
 第二百八十四條 商人間ニ於テ其雙方ノ爲メニ商行爲タル行爲ニ因リテ生シタル債權ヲ辨濟期ニ在ルトキハ債權者ハ辨濟ヲ受ケルマテ其債務者トノ間ニ於ケル商行爲ニ因リテ自己ノ占有ニ歸シタル債務者ノ所有物又ハ有價證券ヲ留置スルコトヲ得但別段ノ意思表示アリタルトキハ此限ニ在ラス。
 第二百八十五條 商行爲ニ因リテ生シタル債權ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス但他ノ法令ニ之ヨリ短キ時効期間ノ定アルトキハ其規定ニ從フ。
 第二百八十五條ノ二 第四十二條第二項ニ定メタル會社ノ行爲ニハ商行爲ニ關スル規定ヲ準用ス。
 第二章 賣買

の割合を以て利息を請求し得ることなり是等は總て營業の範圍内に於て爲すことを必要とす而して前者は第二百七十四條に於ては第二百七十五條に於て之を定む。
 右の。債務辨濟の場所ハ之を第二百七十八條に各場合を分ちて規定し債務辨濟の時期に關しては特に第二百八十一條乃至第二百八十三條及び第二百七十九條に規定を設けたり以上は特別に契約を以て定めざる場合に限り適用すべきものと見ることを要す。
 五、質權。民法の流質契約禁止の規定は商法に適用せざるものと定めたり(二七七條)。
 留置權。民法の留置權に對する例外として第二百八十四條の規定を設けたり(二八四條)。
 時効。債權の消滅時効は民法に於ては普通十年なるも商法は取引の實際

第二百八十六條 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサルトキハ賣主ハ其物ヲ供託シ又ハ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲シタル後之ヲ競賣スルコトヲ得此場合ニ於テハ週滞ナク買主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス。
 損取シ易キ物ハ前項ノ催告ヲ爲サスシテ之ヲ競賣スルコトヲ得。
 前二項ノ規定ニ依リ賣主カ賣買ノ目的物ヲ競賣シタルトキハ其代價ヲ供託スルコトヲ要ス但其全部又ハ一部ヲ代金ニ充當スルコトヲ妨ケス。
 第二百八十七條 賣買ノ性質又ハ當事者ノ意思表示ニ依リ一定ノ日時又ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ爲スニ非サレハ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ於テ當事者ノ一方カ履行ヲ爲サスシテ其時期ヲ經過シタルトキハ相手方ハ直チニ其履行ヲ請求スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ爲シタルモノト看做ス。
 第二百八十八條 商人間ノ賣買ニ於テ買主カ其目的物ヲ受取リタルトキハ週滞ナク之ヲ検査シ若シ之ニ瑕疵アルコト又ハ其數量ニ不足アルコトヲ發見シタルトキハ直チニ賣主ニ對シテ其通知ヲ發スルニ非サレハ其瑕疵又ハ不

上述に其關係を確定ならしめんが爲め各場合に付き短期の消滅時効を規定し特別の定めなき場合には五年の時効により債權は消滅すべきものとせり(二八五條)

買主 買主の何たるかは民法にも述べたる如く買主が或物を買主に給付することとを約し買主が之に對して代金を支拂ふことを約する契約なり本法に特別に民法と異なる規定を設けたるは左の四場合なり

一、商人間の買主に於て買主が目的物の受取を拒み又は受取ること能はざる場合に對する規定にして此場合に買主は其物を供託し又は相當の期間を定めて催告したる後を競賣に付することを得競賣したる場合は速かに買主に其通知を發すべし其賣得金は之を如何に處分し得るかは第二百八十七條第三項の定めを所なり

二、當事者の一方が債務を履行せ

足ニ因リテ契約ノ解除又ハ代金減額若クハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス買主ノ目的物ニ直チニ發見スルコト能ハサル瑕疵アリタル場合ニ於テ買主カ六个月内ニ之ヲ發見シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ賣主ニ意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百八十九條 前條ノ場合ニ於テ買主ハ契約ノ解除ヲ爲シタルトキト雖モ賣主ノ費用ヲ以テ買主ノ目的物ヲ保管又ハ供託スルコトヲ要ス但其物ニ付キ滅失又ハ毀損ノ虞アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ之ヲ競賣シ其代價ヲ保管又ハ供託スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ買主カ競賣ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク買主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ賣主及ビ買主ノ營業所、若シ營業所ナキトキハ其住所カ同市町村内ニ在ル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百九十條 前條ノ規定ハ賣主ヨリ買主ニ引渡シタル物品カ注文シタル物品ト異リタル場合ニ之ヲ準用ス其物品カ注文シタル數量ヲ超過シタル場合ニ於テ其超過額ニ付キ亦同シ

第三章 交互計算

三、買主の目的物に瑕疵あり又は其數量に不足ある場合、前二條七十八條の定めを所にして商人間の買主に於ては其取引關係を迅速に確定せしむる必要あるが故に買主が賣主の目的物を受取りたる時は速かに之を検査し若し之に瑕疵のあること又は數量に不足あることを發見したる時は直ちに買主、其通知を發すべし若し右の通知を發するに非ざれば右の瑕疵又は代金減額若しくは損害賠償の請求を發することを得ずとし且買主の目的物に瑕疵ある場合に於て六ヶ月内に發見したる時亦同じとせり

四、賣主の目的物に關する買主の義務。次に列挙する四個の場合には買主は賣主より受取りたる物品を保管若しくは供託するの義務あり其物を保管に適合する時に裁判所の許可を得て競賣に付す

(一) 第二百八十八條に依り目的

第二百九十一條 交互計算ハ商人間又ハ商人ト商人ト非ナル者トノ間ニ平常取引ヲ爲ス場合ニ於テ一定ノ期間内ノ取引ヨリ生スル債權債務ノ總額ニ付キ相殺チ爲シ其殘額ノ支拂ヲ爲スヘキコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

第二百九十二條 手形其他ノ商業證券ヨリ生シタル債權債務ヲ交互計算ニ組入レタル場合ニ於テ證券ノ債務者カ辨濟ヲ爲ササリシトキハ當事者ハ其債務ニ關スル項目ヲ交互計算ヨリ除去スルコトヲ得

第二百九十三條 當事者カ相殺チ爲スヘキ期間ヲ定メサリシトキハ其期間ハ之ヲ六个月内トス

第二百九十四條 當事者カ債權債務ノ各項目ヲ記載シタル計算書ノ承認ヲ爲シタルトキハ其各項目ニ付キ異議ヲ述フルコトヲ得ス但錯誤又ハ脱漏アリタルトキハ此限ニ在ラス

第二百九十五條 相殺ニ因リテ生シタル殘額ニ付テハ債權者ハ計算閉鎖ノ日以後ノ法定利息ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ各項目ヲ交互計算ニ組入レタル日ヨリ之ニ利息ヲ附スルコト

要領、(ロ)行爲の年月日、(ハ)行爲の場
 當事者が直ちに履行するに非ざる
 場合、右の書面に各當事者をして
 名せしめ、相手方に交付すべし。當事
 の一方が相手方の受領又は署名を拒
 たる時は、相手方に其旨を通知すべし。
 三、帳簿を具へ、當事者の請求に依
 りて、其帳簿を交付すべし。義務は、依
 第三百九條に規定す。
 四、當事者が其氏名商號を相手方に
 示さざるべき旨を命じたる場合に於
 ける仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 五、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 六、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 七、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 八、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 九、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十一、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十二、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十三、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十四、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十五、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十六、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十七、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十八、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 十九、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十一、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十二、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十三、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十四、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十五、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十六、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十七、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十八、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 二十九、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十一、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十二、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十三、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十四、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十五、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十六、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十七、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十八、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 三十九、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十一、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十二、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十三、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十四、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十五、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十六、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十七、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十八、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 四十九、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。
 五十、仲立人の義務は、第三百十條第
 三項に規定す。

別の約束ある場合の外相手方が其債
 務を履行せざる時は、自ら委任者に其
 履行をなすべきものとす。
 間屋が委託者の指定したる價格にて
 販賣又は買入なし能はざるときは、其
 差額は、自ら買主又は賣主と爲るの權
 利あり、而して又報酬請求の權利をも
 有す。此權利は、第三百十七條に規定し
 有するの權利は、第三百十八條に規定し
 買入れたる物品を供託し、又は競賣し
 得るの權利は、第三百十八條に規定し
 定するの權利は、第三百十八條に規定し
 委託者に對する第四十一條の規定に依り
 七條に從ふ。
 準間屋營業 自己の名義を以て物品
 行爲を爲すもの營業を買入にあらずる
 云ふ間屋營業に關する規定を應適用す
 運送取扱營業 自己の名義を以て
 ことの營業を運送取扱營業と云ふ其
 營業者運送取扱人と云ふ運送取扱
 人によつて別段の規定なき場合は、間
 屋に關する規定を準用す。

第三百二十條 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ販賣又ハ買入ニ非
 サル行爲ヲ爲スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス
 第七章 運送取扱營業
 第三百二十一條 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ爲スヲ業
 トスル者ヲ謂フ
 運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外間屋ニ關スル規定ヲ準用
 ス
 第三百二十二條 運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡保管、
 運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選擇其他運送ニ關スル注意ヲ怠ラサルコト
 チ證明スル非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延滞ニ付キ損害賠償ノ責チ免
 ルルコトヲ得ス
 第三百二十三條 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其
 報酬ヲ請求スルコトヲ得
 運送取扱契約ヲ以テ運送賃ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ
 非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

損害賠償は連帯して責任を負ふ若し運送人が善意又は重大なる過失に依りて運送品の滅失、毀損又は延着を來したる時は運送人は總ての損害を賠償すべし。

運送人の権利。(イ)運送状を交付せしむるの権利、荷送人は運送人の請求により第三百二十二條第二項の列挙事項を記載したる運送状なるものを作り之に署名し又は記名捺印して運送人に交付することを得ず。

(ロ)運賃を請求する権利。運送人は特約なき場合にても本法第二百七十四條の準用に依りて運送賃を請求するの権利あり。運送賃とは運送人の爲したる運送に對する報酬にして運送賃の額は運送契約又は慣習に依りて定まる運送賃支拂の義務者は通常荷受人又は貨物引換證所持人なれども時として荷受人に於て支拂ふことあり、運送賃を請求し得る時期は

第三百四十條 運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アルヘカリシ日ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム

運送品ノ一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其引渡アリタル日ニ於ケル到達地ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム但延着ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

運送品ノ滅失、又ハ毀損ノ爲メ支拂フコトヲ要セサル運送賃其他ノ費用ハ前二項ノ賠償額ヨリ控除ス

第三百四十一條 運送品カ運送人ノ善意又ハ重大ナル過失ニ依リテ滅失毀損又ハ延着シタルトキハ運送人ハ一切ノ損害ヲ賠償スルニ在ス

第三百四十二條 荷送人又ハ貨物引換證ノ所持人ハ運送人ニ對シ運送ノ中止運送品ノ返還其他ノ處分ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ運送人ハ既ニ爲シタル運送ノ割合ニ應スル運送賃、立替金及ヒ其處分ニ因リテ生シタル費用ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

前項ニ定メタル荷送人ノ權利ハ運送品カ到達地ニ達シタル後荷受人カ其引渡ヲ請求シタルトキハ消滅ス

運送品引渡しと同時に前項なる特約を以て發源地に於て前拂することあり又運送中に運送品の一部又は全部が不可抗力に依りて滅失したる場合は如何の場合に運送賃を請求することを得ず尤も其滅失の部分に對して請求し得ざるのみ若し前拂に因りて既に受取りたる時は之を返還せざる可らず若し其滅失が運送品の性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失に原因する時は運送賃の金額を請求することを得ず又荷送人又は貨物引換證所持人が其運送の中止・運送品の返還其他の處分を命じたる時は既に爲したる運送の割合に依りて運送賃を請求し得る也。

(ハ)立替金其他の費用を請求するの權利。茲に云ふ其他の費用とは倉敷料又は配送料等の如し又第三百四十二條第一項の處分の爲め支出したる費用も此中に含むものにして此等の

第三百四十三條 運送品カ到達地ニ達シタル後ハ荷受人ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ權利ヲ取得ス

荷受人カ運送品ヲ受取りタルトキハ運送人ニ對シ運送賃其他ノ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ

第三百四十四條 貨物引換證ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百四十五條 荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ運送人ハ運送品ヲ供託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ運送人カ荷送人ニ對シ相當ノ期間ヲ定メ運送品ノ處分ニ付キ指圖ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルモ荷送人カ其指圖ヲ爲ササルトキハ運送品ヲ競賣スルコトヲ得

運送人カ前二項ノ規定ニ從ヒテ運送品ノ供託又ハ競賣ヲ爲シタルトキハ運送品ノ引渡ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百四十六條 前條ノ規定ハ運送品ノ引渡ニ關シテ爭アル場合ニ之ヲ準用ス

費用及び立替金支拂義務者及び請求し得べき時期は右運送貨の場合と同様あり、

(二)運送品を供託し又は競賣を爲すの権利。一般に債務者が辨済の目的物を供託し得べき場合は民法第四百九十四條に定むるも商人たる運送人に関するは其取引關係を迅速に終結するの必要ありとして本法第三百四十五條乃至第三百四十七條に特別の規定を設けたり第三百四十六條の運送品の引渡しに關して争ある時は主として引渡しを受く可き人々の間に争ある場合を着眼したるものなり、

(ホ)運送品を留置するの権利及先取特權。運送取扱營業に關する第三百一十四條の規定が準用されるにより運送人は運送品の上に民法二百九十五條の留置權を有するものなり、

運送人は又運送品の上に運送貨及び附隨の費用に付きて先取特權を有す

運送人カ競賣ヲ爲スニハ豫メ荷受人ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ運送品ノ受取ヲ催告シ其期間經過ノ後更ニ荷受人ニ對スル催告ヲ爲スコトヲ要ス

運送人ハ遲滞ナク荷受人ニ對シテモ運送品ノ供託又ハ競賣ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百四十七條 第二百八十六條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十八條 運送人ノ責任ハ荷受人カ留保ヲ爲サシテ運送品ヲ受取り且運送貨其他ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ消滅ス但運送品ニ直チニ發見スルコト能ハサル毀損又ハ一部滅失アリタル場合ニ於テ荷受人カ引渡ノ日ヨリ二週間内ニ運送人ニ對シテ其通知ヲ發シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ運送人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百四十九條 第三百二十四條、第三百二十五條、第三百二十八條及ヒ第三百二十九條ノ規定ハ運送人ニ之ヲ準用ス

第二節 旅客運送

第三百五十條 旅客ノ運送人ハ自己又ハ其使用人カ運送ニ關シ注意ヲ怠ラサ

之れ民法第三百十八條の規定する所とす然れども此規定は單に物品運送のみに限りたる規定に非らずして一般の運輸業者に通ずる規定なり、

荷送人の權利義務の移轉。荷送人の權利が何時何人に移轉するかは本法第三百四十三條第一項の定むる所にして荷送人の義務が何時何人に移轉するかは同條第二項の之を規定す、

運送人の權利の行使及移轉。之は數人相次で運送を爲したる場合にして運送取扱營業の處にて述べたると同様なるが故に茲に説明の要なし、

運送人の義務の消滅。之れ一方より云へば荷送 又は荷受人其他貨物引換證所持人の權利の消滅にして第三百四十九條乃至第三百二十八條の規定する所なり右外法律は運送人の責任をなして 層輕減し 運送人の責任の即時消滅の場合を第三百四十八條に於て定めたり、

リシコトヲ證明スルニ非サレバ旅客ヲ運送ノ爲メニ受ケタル損害ノ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付テハ裁判所ハ被害者及ヒ其家族ノ情況ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第三百五十一條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケタル手荷物ニ付テハ特ニ運送貨ヲ請求セザルトキト雖モ物品ノ運送人ト同一ノ責任ヲ負フ

手荷物カ到達地ニ達シタル日ヨリ一週間内ニ旅客カ其引渡ヲ請求セザルトキハ第二百八十六條ノ規定ヲ準用ス但住所又ハ居所ノ知レサル旅客ニハ催告及ヒ通知ヲ爲スコトヲ要セス

第三百五十二條 旅客ノ運送人ハ旅客ヨリ引渡ヲ受ケタル手荷物ノ滅失又ハ毀損ニ付テハ自己又ハ其使用人ニ過失アル場合ヲ除ク外損害賠償ノ責任ニ任セス

第九章 寄託

第一節 總則

第三百五十三條 商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ寄託ヲ受ケタルトキハ報酬ヲ

運送人の権利の消滅。一般の消滅原因の外時効に關して運送取扱人の場合に述べたる一年の時効たる第三百二十九條の規定を準用したり。

旅客運送

旅客運送契約は人が運送の場合には旅客は通常手荷物を携帯す。

一、旅客に關する場合。運送人は運送するの義務を有し運賃を受くる権利あるは旨を待す唯茲に注意を要するは委託された運送事務を處理する義務なり運送人が此義務を怠り又は違反したる場合に如何なる責任を負ふか之れ第三百五十條の規定する所にして損害賠償額を定むる方法として本法は物品運送の場合と異る規定を同條第二項に定めたり。(イ)旅客が手荷物を運送人に引渡したる場合之れ第三百五十一條の規定する所

受ケサルトキト雖も善真ナル管理ヲノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第三百五十四條 旅店、飲食店、浴場其他客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ニ免ルルコトヲ得ス

客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス

客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百五十五條 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ客カ其種類及ヒ價額ヲ明告シテ之ヲ前條ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス

第三百五十六條 前二條ノ責任ハ場屋ノ主人カ寄託物ヲ返還シ又ハ客カ携帶品ヲ持去リタル後一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ損害ノ物品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタル時ヨリ之

ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ場屋ノ主人ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二節 倉庫營業

第三百五十七條 倉庫營業者トハ他人ノ爲メニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百五十八條 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預證券及ヒ質入證券ヲ交付スルコトヲ要ス

第三百五十九條 預證券及ヒ質入證券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ倉庫營業者之ニ署名スルコトヲ要ス

一 受寄物ノ種類、品質、數量及ヒ其荷造ノ種類、個數並ニ記號

二 寄託者ノ氏名又ハ商號

三 保管ノ場所

四 保管料

五 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間

六 受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額、保險期間及ヒ保險者ノ氏

にして其第一項は運送人に注意を要する所以第二項は旅客の請求なき場合及住所氏名の知れざる場合の運送人の権利を定めたるなり、(ロ)旅客が運送人に手荷物を引渡さるる場合に之れ第三百五十二條の規定する所にして運送人が直接に保管せざるに因り其責任を軽減せられたるなり、
寄託 寄託とは當事者の一方が相手方に或物品を保管せしめ相手方之を承諾するに因りて成立する契約也
一、商人なる受寄者の注意。商人の注意につき、は成る可く周到なるべきことを望むが故に商人が其營業の範圍内にて寄託を受けたる時は其報酬の有無を問はず善真なる保管の注意を要すしたり、
二、客の來集を目的とする場屋主人の責任。之れ第三百五十四條の規定する所にして客が場屋主人に寄託したる場合と單に客が携帶して場

らすは、於て本法は第三百七十五條第一項の規定を設け、又貸入證券所
持人も寄託物を點検することの必要
あるが故に同條第二項の規定を設け
たり。

(二) 受寄物返還の義務。保管期間の
定めある場合と否とを問はず倉庫營
業者は寄託者の請求あるときは何時
でも受寄物を返還する義務あるなり
但し保管期間の定めある場合に其期
間内に請求ありて返還するも其定め
たる期間に對する保管料の請求權を
失ふことなし而して預證券及貸入證
券を發行したる時は其二枚の證券と
引換に非ざれば寄託物の返還を請
求することを得ず。

(三) 保管料を受
倉庫業者の權利。(イ) 保管料を受
け立替金其他受寄物に組する費用の
支拂を請求するの權利。何時も請求
權を行使することを得るが第三百
七十七條に明かにす。

(四) 受寄物を返還するの權利。當
者に於て保管期間を定めたる時は倉
庫業者は其期間内保管の責に任し
其期間内返還することを得ざるは勿

權額及ヒ利息ヲ辨濟スル義務ヲ負フ
第三百六十七條ノ三 質入證券所持人ノ債權。辨濟ハ倉庫業者ノ營業所ニ
於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三百六十八條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサルトキハ手
形ニ關スル規定ニ從ヒテ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第三百六十九條 質入證券ノ所持人ハ拒絕證書作成ノ日ヨリ一週間ヲ經過シ
タル後ニ非サレハ寄託物ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百七十條 倉庫業者ハ競賣代金ノ中ヨリ競賣ニ關スル費用、受寄物ニ
課スヘキ租稅、保管料其他保管ニ關スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其
殘額ヲ質入證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

競賣代金ノ中ヨリ前項ニ掲ケタル費用、租稅、保管料、立替金及ヒ質入證
券所持人ノ債權額、利息、拒絕證書作成ノ費用ヲ控除シタル後餘額アルト
キハ倉庫業者ハ之ヲ預證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

第三百七十一條 競賣代金ヲ以テ質入證券ニ記載シタル債權ノ全部ヲ辨濟ス
ルコト能ハサリシトキハ倉庫業者ハ其支拂ヒタル金額ヲ質入證券ニ記載

論なれども此期間の定めなき時は入
庫の日より六ヶ月經過後及び已を得
ざる事由ある時は何時にても返還す
ることを得。

倉庫證券。(イ) 發行の要件。倉庫證
券即ち預證券及び質入證券に如何な
る要件を具備すべきかは第三百五十
九條に規定する所なり倉庫證券は寄
託物に對して發行せらるるものにし
て其發行せらるるや有價證券にして
後述に逃ぶる如きは質及効力を生ず
るが故に同一の寄託物に對しては同一
のみ發行せらるべきものなれども寄
託物分割の場合及び證券滅失の二場
合に限り更に新に發行することを得
第三百六十一條 第三百六十六條 參照

(ロ) 倉庫證券の性質及効力。預證券
及質入證券は共に指圖證券の性質を
有するものなる故裏書に依りて移轉
することを得、記名式にして指圖條
款の記載なくとも裏書を以て讓渡し

シテ其證券ヲ返還シ其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十二條 質入證券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ辨濟ヲ受ケ尙ホ不足
アルトキハ其裏書人ニ對シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得

第三百七十三條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサリシ場合ニ
於テ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキハ拒絕證書作成ノ日ヨリ一週間内ニ
寄託物ノ競賣ヲ請求セサリシトキハ裏書人ニ對スル請求權ヲ失フ

第三百七十四條 質入證券所持人ノ預證券ハ所持人ニ對スル請求權ハ辨濟期ヨ
リ一年質入證券裏書人ニ對スル請求權ハ寄託物ニ付キ辨濟ヲ受ケタル日ヨ
リ六ヶ月質入證券裏書人ノ其前者ニ對スル請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ
六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百七十五條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營
業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若シハ其見本ノ抽出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナ

又は買入することを得、而して特に指圖証券たるの性質なからしめんとせば必ず裏書を禁する旨記載せざる可らず此禁釋文句は買入証券と預證券別々に記載することを得、倉庫証券を作りたる時は寄託物に關する處分は非証券を以てするに非ざれば之を爲すことを得ず此証券に依り寄託物を受取ることを得可き者に倉庫証券を引渡したる時は寄託物の上に行使する権利の取得につき寄託物の引渡と同一の効力を生ず而して此証券を作りたる時は寄託に關する事項は倉庫營業者と所持人との間に於ては其証券の定むる所に依る。(イ)二枚証券所持人の権利。(イ)二枚証券所持人の返還を請求するの権利及び之が分割を請求するの権利の外二枚証券を共に譲渡し又は預證券及び買入証券を各別に譲渡す権利を有す

ル處分ヲ爲スコトヲ得
買入証券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得
第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
第三百七十七條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其支拂ヲ請求スルコトヲ得
第三百七十八條 當事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ爲スコトヲ得ス但已ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス
第三百七十九條 預證券及ヒ買入証券ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス
第三百八十條 預證券ノ所持人ハ買入証券ニ記載シタル債權ノ辨濟期前ト雖

然れども預證券の所持人が又買入を爲さざる間は買入証券を離して譲渡することを得ず。二枚証券の所持人が買入を爲さんとする時は第三百六十七條に依り預證券及び買入証券に必要事項を記載すべし之によりて預證券と買入証券とは相分離して轉讓することを得るなり
(ロ)買入証券所持人の権利。(甲)買入証券裏書讓渡の權利、之れ殆んど説明の要なからん。(乙)債權及買入証券の權利、買入証券所持人は預證券所持人に對して預證券に記載されたる債權額及び利息を倉庫營業者の營業所に於て辨濟すべき旨請求することを得第一の買入裏書人が債務を辨濟したる時は其以前に於て預證券を他人に讓渡したる場合には其第一の買入裏書人は如何なる權利を取得するやば明文なけれども買入証券所持人の有せし權利を取得するものと

モ其債權ノ全額及ヒ辨濟期マテノ利息ヲ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得
第三百八十條ノ二 寄託物カ同種類ニシテ同一ノ品質ヲ有シ且分割スルコトヲ得ヘキ物ナルトキハ預證券ノ所持人ハ債權額ノ一部及ヒ其辨濟期マテノ利息ヲ供託シ其割合ニ應シテ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ供託ヲ受ケタル金額及ヒ返還シタル寄託物ノ數量ヲ預證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス
前項ニ定メタル寄託物ノ一部出庫ニ關スル費用ハ預證券ノ所持人之ヲ負擔ス
第三百八十條ノ三 前二條ノ場合ニ於テ買入証券ノ所持人ノ權利ハ供託金ノ上ニ存在ス
第三百七十一條ノ規定ハ前條第一項ノ供託金ヲ以テ買入証券ニ記載シタル債權ノ一部ヲ辨濟シタル場合ニ之ヲ準用ス
第三百八十一條 第二百八十六條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能サル場合ニ之

倍す買入証券の所持人が債権の辨済を受けざる場合は如何にすべきか之れ第三百六十八條及第三百六十九條の爲すべき手續は第三百七十條及第三百七十一條 規定を生じたり、買入証券の所持人は先づ寄託物に付き辨済を受けて尙不足ある時は其不足額を裏書人に請求することを得、買入証券所持人が第三百六十八條及第三百六十九條の手續を踐まざりし時は裏書人に對する請求権を失ひ而して買入証券所持人の其前者又は其証券所持人に對する請求権の消滅時効は第三百七十四條に詳細なる規定あり、

預證券所持人の權利。預證券を裏書に依りて譲渡し得ること既に述べたる所の如し此權利の外預證券所持人は一定の要件を充す時は寄託物の全部又は一部の返還を請求し得る權

ヲ準用ス此場合ニ於テ買入証券ノ所持人ノ權利ハ競賣代金ノ上ニ存在ス
 第三百七十條及第三百七十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
 第三百八十二條 第三百四十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス
 第三百八十三條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預證券ノ所持人、若シ其所持人カ知レザルトキハ寄託者ニ對シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス
 前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス
 第三百八十三條ノ二 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ預證券及ヒ買入証券ニ代ヘテ倉庫証券ヲ交付スルコトヲ要ス
 倉庫証券ニハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス
 第三百八十三條ノ三 倉庫証券ヲ以テ質權ノ目的ヲ爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨済期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品

八十條之れ第三百八十條及第三百八十一條ノ規定ニ依リて買入証券ノ所持人は買入証券ニ依りて債權ノ辨済を爲すものなるが故に何等の此擔保に代るべきものを得ずて寄託物の全部又は一部の返還を請求し得るものとせば預證券の所持人は自由に入証券によりて負擔したる債務の擔保を解き得るものとなりて買入証券の効力非常に薄弱となるが故に此規定を生じたるなり右の規定に依り供託したる金額の處分につきは又同條に規定せり、

損害保險 當事者ノ一方が偶然なるることあるべき損害を填補することを得しむる手方が之に對して報酬を與ふることを約するに因りて成立する契約を損害保險契約と云ふ、

保險利益 此契約は金錢に見積ることを得ざる利益に其目的となすことを得ざるものにして若し其目的の價格以上ニ於て保險金額を約したる時は其超過する部分は無効なり、同一の利益を目的として同時に數個

買及ヒ數量ヲ倉庫証券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第十章 保險

第一節 損害保險

第一款 總則

第三百八十四條 損害保險契約ハ當事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第三百八十五條 保險契約ハ金額ニ見積ルコトヲ得ヘキ利益ニ限り之ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得

第三百八十六條 保險金額カ保險契約ノ目的ノ價額ニ超過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス

第三百八十七條 同一ノ目的ニ付キ同時ニ數箇ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其保險金額カ保險價額ニ超過シタルトキハ各保險者ノ負擔額ハ其各自ノ保險金額ノ割合ニ依リテ之ヲ定ム

數箇ノ保險契約ノ日附カ同一ナルトキハ其契約ハ同時ニ爲シタルモノト推

保險契約の目的は、被保険者の利益を保護し、その損失を賠償することにある。この目的を達成するため、被保険者は、一定の期間内に、一定の金額を支払う義務を負う。この義務は、被保険者が、一定の期間内に、一定の金額を支払う義務を負う。

第三百八十八條 相次テ賠償ノ保險契約ヲ爲シタルトキハ前ノ保險者先ツ損害ヲ負擔シ若シ其負擔額カ損害ノ全部ヲ填補スルニ足ラサルトキハ後ノ保險者之ヲ負擔ス

第三百八十九條 保險價額ノ全部ヲ保險ニ付シタル後ト雖モ左ノ場合ニ限り更ニ保險契約ヲ爲スコトヲ得

一 前ノ保險者ニ對スル權利ヲ後ノ保險者ニ讓渡スコトヲ約シタルトキ
 二 前ノ保險者ニ對スル權利ノ全部又ハ一部ヲ拋棄スヘキコトヲ後ノ保險者ニ約シタルトキ
 三 前ノ保險者カ損害ノ填補ヲ爲ササルコトヲ條件トシタルトキ

第三百九十條 同時ニ又ハ相次テ數箇ノ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險者ノ一人ニ對スル權利ノ拋棄ハ他ノ保險者ノ權利義務ニ影響ヲ及ボサス

第三百九十一條 保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負擔ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第三百九十二條 保險價額カ保險期間中著シク減少シタルトキハ保險契約者

上のにして其實は一の被保険利益の上の個々の契約が締結せらるゝものに非らず保險の目的は常に同一なるも被保険利益は常に異れり、

保險料。保險契約者が保險契約の結果として保險者に支拂ふ報酬を保險料と云ふ、此保險料を約するものにして保險者の責任の始まる前に於ては第四百七條に於て契約解除權を認め第四百八條に於て保險料の全部又は一部を返還すべき義務を保險者に負はしめたるが故に保險料は保險者の危険負擔の責任の生ぜざる間は請求することを得ざるを通則とす但し其保險料の半額に相當する金額を請求することを得と第四百七條に於て定めたり、保險料は一旦定められたる時は之を増減し得ざるものと云ふに然らず第四百條に於ては其減額を請求し得可き場合を規定す而して其増

ハ保險者ニ對シテ保險金額及ヒ保險料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得但保險料ノ減額ハ將來ニ向テノミ其效力ヲ生ズ

第三百九十三條 保險者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害ヲ生シタル地ニ於ケル其時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ損害額ヲ計算スルニ必要ナル費用ハ保險者之ヲ負擔ス

第三百九十四條 當事者カ保險價額ヲ定メタルトキハ保險者ハ其價額ノ著シク過當ナルコトヲ證明スルニ非サレハ其填補額ノ減少ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百九十五條 戰爭其他ノ擾亂ニ因リテ生シタル損害ハ特約アルニ非サレハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス

第三百九十六條 保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消滅又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル責ニ任セス

第三百九十七條 保險契約ノ當事者ノ一方又ハ被保險者カ事故ノ生セサルヘキコト又ハ既ニ生シタルコトヲ知レルトキハ其契約ハ無効トス

額につきては規定なきも第四百十條及び第四百十一條の規定に依り其増額を請求し得るものと信ずるに茲に注意すべきは保険料の増減は將來に對してのみ効力を有する點なり。危險とは保險の目的を侵害する力即ち危險事實の原因となる所のものなり而して此危險たるには將來に於て他動的に適法に發生する危険なることを要す。故に保險の目的、性質又は其缺點より生じ或は被保險者自身若しくは保險契約者の重大なる過失によりて生じたる損害は他動的と云ふことを得ざるが故に保險者は之を填補するの責に任せず。又第三百九十五條の場合に適法に生じたる損害あらざるが故に特別の約束なき以上は其を填補するの責なし。

損害保險契約の効力

第三百九十八條 削除
 第三百九十九條 保險契約ノ全部又ハ一部カ無効ナル場合ニ於テ保險契約者及ヒ被保險者カ善意ニシテ且重大ナル過失ナキトキハ保險者ニ對シテ保險料ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得
 第三百九十九條ノ二 保險契約ノ當時保險契約者カ善意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險者方其事實ヲ知り又ハ過失ニヨリテ之ヲ知ラザリシトキハ此限ニアラス
 前項ノ解除權ハ保險者方解除ノ原因ヲ知りタル時ヨリ一ヶ月間之ヲ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ經過シタルトキ亦同シ
 第三百九十九條ノ三 前條ノ規定ニ依リ保險者カ契約ノ解除ヲ爲シタルトキ其解除ハ將來ニ向テノミ其効力ヲ生ス保險者ハ危險發生ノ後解除ヲ爲シタル場合ニ於テモ損害ヲ填補スル責ニ任セス若シ既ニ保險金額ノ支拂ヲ爲シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得但シ保險契約者ニ於テ危險ノ發生カ其告ケ又ハ告ケザリシ事實ニ基カサルコトヲ證明シタルトキハ此限ニ在ラス

の關係也而して茲に述べんとする所は保險契約者及被保險者の權利並びに義務なり他は推知することを得るが故に之を略す。
 一、保險契約者及び被保險者の權利。保險契約者は被保險利益を受くるものに非らず故に損害填補の權利を有せず只危險發生前に於てのみ種々の權利を有す即ち契約を解除するの權利保險料又は積立金拂戻請求の權利保險契約を讓渡の權等なり。而して被保險者は損害填補を受くる權利あるのみ。
 二、保險契約者及び被保險者の義務。此義務を列擧すれば左の如し。
 (イ)告知事項の變更通知義務。之れ第三百九十七條乃至第三百九十九條の定むる所なり之に準して保險契約締結の時に告知即ち開陳の義務あるは言を待たず。
 (ロ)保險料支拂の義務。之れ第四

第四百條 保險契約ノ當事者カ特別ノ危險ヲ斟酌シテ保險料ノ額ヲ定メタル場合ニ於テ保險期間中其危險カ消滅シタルトキハ保險契約者ハ將來ニ向テ保險料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得
 第四百一條 保險契約ハ他人ノ爲メニモ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ保險契約者ハ保險者ニ對シ保險料ヲ支拂フ義務ヲ負フ
 第四百二條 保險契約者カ委任ヲ受ケスシテ他人ノ爲メニ契約ヲ爲シタル場合ニ於テ其旨ヲ保險者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保險者ハ當然其契約ノ利益ヲ享受ス
 第四百三條 保險者ハ保險契約者ノ請求ニ因リ保險証券ヲ交付スルコトヲ要ス
 保險証券ニハ左ノ事項ヲ記載シ保險者之ニ署名スレコトヲ要ス
 一 保險ノ目的
 二 保險者ノ負擔シタル危險
 三 保險價額ヲ定メタルトキハ其價額

百六條の明かにする所なり、
 第四百十四條に於て此旨を明に定む
 (一)損害の發生したる場合に之
 を通知し之を證明するの義務あり
 (第四百十二條第四百三十二條参照)
 (ホ)保險者が其損害を填補したる
 場合に於て保險の目的につき有せ
 し權利を保險者に讓渡すべき義務は
 第四百十五條及第四百十六條に於て
 之を規定す
 保險契約の移轉及消滅。保險の目的
 物が讓渡されたる時は之に付したる
 保險契約も共に讓渡されたるものと
 推定さる。而して保險契約の消滅す
 るには當然消滅する場合と解除に依
 る場合との二あり、
 甲、當然消滅すべき場合、(イ)被
 保險利益の滅失、(ロ)危險の消滅、
 (ハ)保險期間の満了、(ニ)保險料の
 不拂、(ホ)危險が保險契約者又は被

四 保險金額
 五 保險料及ヒ其支拂ノ方法
 六 保險期間ヲ定メタルトキハ其始期及ヒ終期
 七 保險契約者ノ氏名又ハ商號
 八 保險契約ノ年月日
 九 保險證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日
 第四百四條 被保險者カ保險ノ目的ヲ讓渡シタルトキハ同時ニ保險契約ニ因
 リテ生シタル權利ヲ讓渡シタルモノト推定ス
 前項ノ場合ニ於テ保險ノ目的ノ讓渡方著シク危險ヲ變更又ハ増加シタルト
 キハ保險契約ハ其效力ヲ失フ
 第四百五條 保險者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險契約者ハ相當ノ擔保
 ナ供セシメ又ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 前項ノ場合ニ於テ保險契約者カ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ其解除ハ將來
 ニ向テノミ其效力ヲ生ス
 前二項ノ規定ハ保險契約者カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニテ準用ス但保

保險者の責に歸すべき事由に依りて
 著しく變更増加したる時、(イ)目的
 物の讓渡しが著しく危險を變更増加
 せしめたるとき、
 乙、契約解除の場合。保險契約者
 は何時にても其保險契約の解除を請
 求し得れども保險者は特約ある場合
 の外法定の原因あるに非ざれば解
 除權を行ふ事を得ず而して保險者に
 此解除權ありとして法律の認めたる
 は次の三場合なり、
 一、保險契約の當時保險契約者が
 惡意又は重大なる過失に因り重要な
 事項を告げず又は重要な事項に
 つき不實の事を告げたる時然し保險
 者に於て其事實を知り又は知り得べ
 がりし時は解除權なし此解除の効力
 は第三百九十九條ノ三に之を定め其
 權利を行使し得べき期間は第三百九
 十九條ノ二第二項に規定す、
 二、危險が保險契約者又は被保險

險契約者カ既ニ保險料ノ全部ヲ支拂ヒタルトキハ此限ニ在ラス
 第四百六條 他人ノ爲メニ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險契約者カ破産
 ノ宣告ヲ受ケタルトキハ保險者ハ被保險者ニ對シテ保險料ヲ請求スルコト
 ナ得但被保險者カ其權利ヲ拋棄シタルトキハ此限ニ在ラス
 第四百七條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テハ保險契約者ハ契約ノ全部又ハ
 一部ノ解除ヲ爲スコトヲ得
 第四百八條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テ保險契約者又ハ被保險者ノ行為
 ニ因リテシテ保險ノ目的ノ全部又ハ一部ニ付キ保險者ノ負擔ニ歸スヘキ危
 險カ生セサルニ至リタルトキハ保險者ハ保險料ノ全部又ハ一部ヲ返還スル
 コトヲ要ス
 第四百九條 前二條ノ場合ニ於テハ保險者ハ其返還スヘキ保險料ノ半額ニ相
 當スル金額ヲ請求スルコトヲ得
 第四百十條 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘキ事由
 ニ因リテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險契約ハ其效力ヲ失フ
 第四百十一條 保險期間中危險カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ歸スヘカラ

者の責に歸すべからざる事由に因り著しく變更増加したる時（第四百十一條）

三、當事者の一方が破産の宣告を受けたる時（第四百五條）

保險契約の全部又は一部無効の場合

一、保險金額が其契約の目的の價格に超加する時は其超加部分は無効なり、

二、第三百九十七條第三百九十八條及び第四百二條の場合に契約全部無効とす、

以上に依りて損害保險の總則を大略説明したれども茲に一言補ふべきは保險者の保險證券交付の義務なり保險者は保險契約の請求に因りて第四百三條第二項列舉事項に記載したる保險證券なるものを作り之に署名して保險契約者に交付すべき義務を

サル事由に因りテ著シク變更又ハ増加シタルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但シ其解除ハ將來ニ向テノミ其效力ヲ生ス

前項ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ危險ノ著シク變更又ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ保險者ニ通知スルコトヲ要ス若シ其通知ヲ怠リタルトキハ保險者ハ危險ノ變更又ハ増加ノヨリ保險契約カ其效力ヲ失ヒタルモノト看做スコトヲ得

保險者カ前項ノ通知ヲ受ケ又ハ危險ノ變更若クハ増加ヲ知リタル後遲滞ナク契約ノ解除ヲ爲ササルトキハ其契約ヲ承認シタルモノト看做ス

第四百十二條 保險者ノ負擔シタル危險ノ發生ニ因リテ損害カ生シタル場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其損害ノ生シタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四百十三條 保險ノ目的ニ付キ保險者ノ負擔スヘキ損害カ生シタルトキハ其後ニ至リ其目的カ保險者ノ負擔セサル危險ノ發生ニ因リテ減失シタルトキト雖モ保險者ハ其損害ヲ填補スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百十四條 被保險者ハ損害ノ防止カためルコトヲ要ス但シ之カ爲メニ必要

有するものとす、

又ハ有益ナリシ費用及ヒ填補額カ保險金額ニ超過スルトキト雖モ保險者之ヲ負擔ス

第三百九十一條ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百十五條 保險ノ目的ノ全部カ減失シタル場合ニ於テ保險者カ保險金額ノ全部ヲ支拂ヒタルトキハ被保險者カ其目的ニ付キ有セル權利ヲ取得ス但シ保險金額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ權利ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第四百十六條 損害カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險者カ被保險者ニ對シ其負擔額ヲ支拂ヒタルトキハ其支拂ヒタル金額ノ限度ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ第三者ニ對シテ有セル權利ヲ取得ス

保險者カ被保險者ニ對シ其負擔額ノ一部ヲ支拂ヒタルトキハ保險契約者又ハ被保險者ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テノミ前項ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得

第四百十七條 保險金額支拂ノ義務及ヒ保險料返還ノ義務ハ二年保險料支拂ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第四百十八條 本節ノ規定ハ相互保險ニ之ヲ準用ス但其性質カ之ヲ許ササル

火災保險

火災保險契約は損害保險の一種にして當事者の一方が火災と云ふ事故に因りて生ずることあるべき損害を填補することを約し相手方が之に對して報酬即ち保險料を與ふることを約するに因りて成立するものなり而して保險者は火災に因りて生じたる損害は其火災の原因如何を問はず填補すべきものとす然し第三百九十五條及第三百九十六條に掲げられたる事由より生じたる時は例外なり而して又燒燬せしむる時又は避難の爲め必要な處分に因りて保險の目的物に損害を來したる時例へば隣家の火災の際其消防の爲め取壊はされたるが如き場合には保險者其損害を填補すべし。貸借人が賃借物を保險に付せし場合に其所有者が直接保險者に損害填補の請求を爲し得べきことは第四百二十一

トキハ此限ニ在ラス

第二款 火災保險

第四百十九條 火災ニ因リテ生シタル損害ハ其火災ノ原因如何ヲ問ハズ保險者之ヲ填補スル費ニ任ス但第三百九十五條及ヒ第三百九十六條ノ場合ハ此限ニ在ラス

第四百二十條 消防又ハ避難ニ必要ナル處分ニ因リ保險ノ目的ニ付キ生シタル損害ハ保險者之ヲ填補スル費ニ任ス

第四百二十一條 賃借人其他他人ノ物ヲ保管スル者カ其支拂フコトアルヘキ損害賠償ノ爲メ其物ヲ保險ニ付シタルトキハ所有者ハ保險者ニ對シテ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得

第四百二十二條 火災保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 保險ニ付シタル建物ノ所在、構造及ヒ用方
 - 二 動産ヲ保險ニ付シタルトキハ之ヲ納ルル建物ノ所在、構造及ヒ用方
- 第三款 運送保險

運送保險

條の明規する所なり、火災保險證券に特に記載すべき事項は第二百二十二條に列擧す、
運送保險 之れ亦損害保險の一種にして當事者の一方が運送中運送品の上に生ずることあるべき損害を填補することを約し相手方が之に報酬を與ふる事を約するに因りて成立する契約なり、故に特約なき限りは運送人が運送品を受取りたる時より荷受人にそれを引渡す迄に生ずることあるべき損害を填補する責任あるなり何んとなれば此間を普通運送中と看做すべきものなればなり而して如何なる價格を以て保險價額と爲すかは第四百二十四條に明かにして運送保險證券に特別に記載すべき事項は之を第四百二十五條に列擧す、運送上の必要に因りて一時其運送を中止し又は運送の道筋若しくは方法を變更したりとも其保險契約の効

第四百二十三條 保險者ハ特約ナキトキハ運送人ヲ運送品ヲ受取リタル時ヨリ之ヲ荷受人ニ引渡ス時マテニ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スル費ニ任ス

第四百二十四條 運送品ノ保險ニ付テハ發送ノ地及ヒ時ニ於ケル其價額及ヒ到達地マテノ運送賃其他ノ費用ヲ以テ保險價額トス

運送品ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益ハ特約アルトキニ限り之ヲ保險價額中ニ算入ス

第四百二十五條 運送保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 運送ノ道筋及ヒ方法
 - 二 運送人ノ氏名又ハ商號
 - 三 運送品ノ受取及ヒ引渡ノ場所
 - 四 運送期間ノ定アルトキハ其期間
- 第四百二十六條 保險契約ハ特約アルニ非サレハ運送上ノ必要ニ因リ一時運送ヲ中止シ又ハ運送ノ道筋若しくは方法を變更シタルトキト雖モ其效力ヲ失

力に影響を及ぼすべきもの非らず
之れ其必要上爲したる行爲なるが故
なり、但し之に異りたる契約を爲す
を妨げず。

生命保険

當事者の一方が相手方又
は第三者の生死に關して
生ずることあるべき損害額を豫め假
定し其生死の事故の發生に因りて其
假定金額を支拂ふこととし相手方が
之に報酬即ち保険料を支拂ふこと
を約する。因り成立する契約なり。
而して此契約と前に述べたる火災保
險、運送保險の如き損害保險に異
る所は損害保險に於ては實際に生じた
る損害額を査して其損害を填補す
るものなれども生命保險の場合に其
實際に生じたる損害額の如何を問ふ
所に非ずして豫め一定されたる金額
を必ず支拂ふべきものなり。又此生命
保險の場合に實際に生じたる損害の
高か如何程なるか金額を以て到底見

ハス 第二節 生命保険

第四百二十七條 生命保險契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ
關シ一定ノ金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコト
ヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス
第四百二十八條 他人ノ死亡ニ因リテ保險金額ノ支拂ヲ爲スヘキコトヲ定ム
ル保險契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス但被保險者カ保險金額ヲ受取ヘ
キモノナルトキハ此限ニアラス
前項ノ保險契約ニ因リテ生シタル權利ノ讓渡ニハ被保險者ノ同意アルコト
ヲ要ス
保險契約者カ被保險者ナル場合ニ於テ保險金額ヲ受取ルヘキ者カ其權利ヲ
讓渡ストキ又ハ第一項但書ノ場合ニ於テ權利ヲ讓受ケタル者カ更ニ之ヲ讓
渡ストキ亦同シ
第四百二十八條ノ二 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナル時ハ其第三者ハ
當然保險契約ノ利益ヲ享受ス但保險契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキ

積計算し得るものに非ざればなり
故に商法、損害保險契約は金錢に見
積ることを得べき利益に限り之を以
て目的と爲すことを得とし生命保險
の場合には斯る規定なし、生命保險
につき餘は殆んど説明の要なしと信
ずるが故に修正法につき聊か説明を
加へんと欲す。現行法に於ては保險金
額を受取る者は被保險者其相續人又
は親族たることを要し保險金額を受
取るべき者が死亡し又ハ被保險者と
の親族關係が已みたる時は更に保險
金額受取人を定め得とし其保險契約
より生じたる權利を讓受くるは必ず
被保險者と親族關係を要すと定めら
るも修正法に於ては此親族關係の制
限は全く廢止し民法の第三者の爲め
にす。契約と同様とし其讓渡は被保
險者の同意を要することとして其讓
渡し得る範圍を擴大せり。此結果保險
證券記載事項中被保險者との親族關

ハ其意思ニ從フ
前項但書ノ規定ニ依リ保險契約者カ保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ變
更スル權利ヲ有スル場合ニ於テ其權利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保險保
金額ヲ受取ルヘキ者ノ權利ハ之ニ因リテ確定ス
第四百二十八條ノ三 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ニ非サル第三者ナ
ル場合ニ於テ其者カ死亡シタルトキハ保險契約者ハ更ニ保險金額ヲ受取ル
ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得
保險契約者カ前項ニ定メタル權利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ保險金額
ヲ受取ルヘキ者ノ相續人ヲ以テ保險金額ヲ受取ルヘキ者トス
第四百二十八條ノ四 保險契約者カ契約後保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又
ハ變更シタルトキハ保險者ニ其指定又ハ變更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以
テ保險者ニ對抗スルコトヲ得ス
第四百二十八條第一項ノ規定ハ前項ノ指定及ヒ變更ニ之ヲ準用ス
第四百二十九條 保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル
過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不實ノ事ヲ告ケ

係の事項を除きたるは當然なり保險金額受取人を如何にして定むるかは之を第四百二十八條の二に於て定め保險金額を受取るべき者が被保險者に非ざる第三者なる場合に其者が死亡したる時は保險金額受取人を如何にして定むべきかは第四百二十八條の三に於て新に定めたり。

マルトキハ保險者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險者カ其事實ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此限ニアラス
第三百九十九條ノ二第二項及ヒ第三百九十九條ノ三ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第四百三十條 生命保險証券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 保險契約ノ種類
二 被保險者ノ氏名
三 保險金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ其者ノ氏名
第四百三十一條 左ノ場合ニ於テハ保險者ハ保險金額ヲ支拂フ責ニ任セス
一 被保險者カ自殺、決闘其他ノ犯罪又ハ死刑ノ執行ニ因リテ死亡シタルトキ
二 保險金額ヲ受取ルヘキ者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ但
其者カ保險金額ノ一部ヲ受取ルヘキ場合ニ於テハ保險者ハ其殘額ヲ支拂フ責ヲ免レルコトヲ得ス

而して被保險者の爲めに積立てたる金額拂戻しを爲すべき義務は其義務發生の時より二年を経過するに依り消滅すべきものとす、第四百三十三條第二項中被保險者の爲めに積立てる金額を拂戻すことを要すとすも何人に之を拂戻すべきや不明なりしを修正法は此不明を除かんが爲めに保險契約者に拂戻すべきものと定めたり。

三 保險契約者カ故意ニテ被保險者ヲ死ニ致シタルトキ
前項第一號及ヒ第二號ノ場合ニ於テハ保險者ハ被保險者ノ爲メニ積立タル金額ヲ保險契約者ニ拂戻スコトヲ要ス
第四百三十二條 保險契約者又ハ險保金額ヲ受取ルヘキ者カ被保險者ノ死亡シタルコトヲ知りタルトキハ遲滞ナク保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス
第四百三十二條ノ二 被保險者ノ爲メニ積立タル金額ヲ拂戻ス義務ハ二年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
第四百三十三條 第三百九十五條、第三百九十七條、第三百九十九條、第四百條、第四百一條、第四百三條第一項、第四百五條乃至第四百七條、第四百十條、第四百十一條、第四百十七條及ヒ第四百十八條ノ規定ハ生命保險ニ之ヲ準用ス
第四百九十五條、第四百五條、第四百七條、第四百十條及ヒ第四百十一條ノ場合ニ於テ保險者カ保險金額ヲ支拂フコトヲ要セサルトキハ、被保險者ノ爲メニ積立タル金額ヲ保險契約者ニ拂戻スコトヲ要ス

手形

手形とは其發行者が第三者を以て一定の金額を支拂はしむべき旨又は自ら其一定の金額を支拂ふべき旨を記載したる有價証券にして其手形を發行するに至る原因の如何を問はず手形法に定むる方式に従ひて發行し之に署名したる者は其手形文言に從いて責任を負ふべきものなり故に手形の文言に現れざる事項は一切責任を負はざるものとす例へば代理人が本人の爲めに裏書するものとす

第四編 手形

第一章 總則

とを記載せずして單に裏書をなしたる時は本人は手形上の責任を負はざるが如し法律は悪意を推定するものにあらず故に變造したる手形に署名したるものは反對の證據なき以上は變造より以前に署名したる者と看做す然れども第三十八條に列挙する者に對して迄手形の權利を取得せしむるものとして其偽造變造の手形文書に從ひ權利を行はしむるは照を違ひるに等しきが故に斯る者は一切手形上の權利を有せざるものと爲したり無能力者の行爲を取消し得べきことは民法の定むる所にして無能力者が手形上の行爲を爲して後之を取消したる時は其無能力者は之れに因りて手形上の債務は負擔せざることをなすも之が爲め他の手形上の權利義務に何の影響も及ぼすべきにあらざる手形に記載すべき事項は此手形法に規定されざる事柄を手形に記載する

第四百三十四條 本法ニ於テ手形トハ爲替手形・約束手形及ヒ小切手ヲ謂フ
第四百三十五條 手形ニ署名シタル者ハ其手形ノ文書ニ從ヒテ責任ヲ負フ
第四百三十六條 代理人カ本人ノ爲メニスルコトヲ記載セスシテ手形ニ署名シタルトキハ本人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ
第四百三十七條 偽造又ハ變造シタル手形ニ署名シタル者ハ其偽造又ハ變造シタル手形ノ文書ニ從ヒテ責任ヲ負フ
變造シタル手形ニ署名シタル者ハ變造前ニ署名シタルモノト推定ス
偽造者・變造者及ヒ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ偽造又ハ變造シタル手形ヲ取得シタル者ハ手形上ノ權利ヲ有セス
第四百三十八條 無能力者カ手形ヨリ生シタル債務ヲ取消シタルトキト雖モ他ノ手形上ノ權利義務ニ影響ヲ及ボサス
第四百三十九條 本編ニ規定ナキ事項ハ之ヲ手形ニ記載スルモ手形上ノ効力ヲ生セス

も其記載事項は何等の効力を生ぜず又手形は其文書に依りて權利義務あるものにして手形法上規定なき事由を以て手形の債務者が手形債權者に對して主張せんとするも許さざる所なり
手形上の權利行使の場所。は第四百四十二條に於て各場合を分ちて詳細に之を定む
時効。手形上の權利の消滅時効は第四百四十三條に明かにす而して手形より生じたる債權は此時効又は手續上の欠點の爲めに消滅したる時にては手形所持人は此權利消滅の爲め振出人又は引受人が其受けたる利益の限度に於て償還の請求を爲すを妨げず

第四百四十條 手形ノ債務者ハ本編ニ規定ナキ事由ヲ以テ手形上ノ請求ヲ爲ス者ニ對抗スルコトヲ得ス但直接ニ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ事由ハ此限ニ在ラス
第四百四十一條 何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ手形ヲ取得シタル者ニ對シ其手形ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス
第四百四十二條 手形ノ引受又ハ支拂ヲ求ムル爲メニスル呈示・拒絕證書ノ作成其他手形上ノ權利ノ行使又ハ保全ニ付キ利害關係人ニ對シテ爲スヘキ行爲ハ其營業所・若シ營業所ナキトキハ其住所又ハ居所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但其者ノ承諾アルトキハ他ノ場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケス
利害關係人ノ營業所・住所又ハ居所カ知レサルトキハ拒絕證書ヲ作ルヘキ公證人又ハ執達吏ハ其地ノ官署又ハ公署ニ問合ヲ爲スコトヲ要ス若シ問合ヲ爲スモ營業所・住所又ハ居所カ知レサルトキハ其役場又ハ官署若クハ公署ニ於テ拒絕證書ヲ作ルコトヲ得
第四百四十三條 引受人又ハ約束手形ノ振出人ニ對スル債權ハ滿期日ヨリ三年所持人ノ前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絕證書作成ノ日ヨリ一年要

金額を支拂はしむべきことを此手形法上の方式に従ひて記載し之に署名する有價證券なり然れども發行者即ち振出人が自己を受取人又は支拂人となすも妨げなし而して爲替手形の要件に關しては第四百四十五條に之を定む此等の要件は手形の成立上絶對に欠く可らざるものにして其一を欠く時は手形として無効なり此要件を具備せるや否やは一に手形に因て判斷すべきものにして手形以外の事實又は意思表示に因りて補ふことを得ざるなり此の如く證券の文言が一に當事者の權利義務の關係を決定するものとなりて始めて手形が流通證券として紙幣類似の作用を經濟上に發揮することを得るなり

爲替手形の數ヶ所に金額を記して其金額が各相異るときは何れの記載を

替人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ償還ヲ爲シトル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第四百四十四條 手形ヨリ生シタル債權カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキト雖モ所持人ハ振出人又ハ引受人ニ對シ其受ケタル利益ノ限度ニ於テ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二章 爲替手形

- 第一節 振出
- 第四百四十五條 爲替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人ノ署名スルコトヲ要ス
- 一 其爲替手形タルコトヲ示スヘキ文字
 - 二 一定ノ金額
 - 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
 - 四 受取人ノ氏名又ハ商號
 - 五 單純ナル支拂ノ委託
 - 六 振出ノ年月日

以て一定の手形金額と定むべきやと云ふに其手形の主なる部分に記載されたる金額を以て其手形金額となす旨第四百四十六條に之を明かにす

手形の満期日の種類は第四百五十條に於て明かにし若し振出人が其満期日を手形に記載せざりし場合に如何なる日を以て満期日と看做すべきかは第四百五十一條に之を定む

支拂地。振出人が特に支拂地として爲替手形に記載せざりし時は支拂人の氏名又は商號に附記したる地を以て支拂地と看做し其附記の土地は之を其營業所又ハ住所と看做す支拂人の營業所又は住所の所在地と支拂地と異なる時は支拂地に於ける手形擔當者なる者を手形に記載することを得又振出人は支拂地に於ける支拂場所を記載するも妨げない又支拂地に於ける豫備支拂人なるものを記載することを得

- 七 一定ノ満期日
- 八 支拂地
- 第四百四十六條 爲替手形ノ主タル部分ニ記載シタル金額カ他ノ部分ニ記載シタル金額ト異ナルトキハ主タル部分ニ記載シタル金額ヲ以テ手形金額トス
- 第四百四十七條 振出人ハ自己ヲ受取人又ハ支拂人ト定ムルコトヲ得
- 第四百四十八條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得
- 第四百四十九條 爲替手形ハ其金額三十圓以上ノモノニ限り之ヲ無記名式ト爲スコトヲ得
- 第四百四十九條ノ二 振出人ハ爲替手形ニ受取人ノ氏名又ハ商號ト共ニ其爲替手形ノ所持人カ支拂ヲ受クルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得
- 前項ノ爲替手形ハ無記名式ノモノト同一ノ效力ヲ有ス
- 第四百四十九條ノ三 第四百四十九條ノ規定ハ前條第一項ニ定メタル爲替手形ニ之ヲ準用ス

無記名式。手形金額三十圓以上の爲替手形は之を無記名式と爲すことを得而して振出人が受取人の氏名商號と共に其所持人が支拂を受ける事を得べき旨を記載したる時即ち所持人拂式となしたる時は其爲替手形は無記名式と同一に取扱ふ。

裏書 裏書とは記名式の手形の権利者が他人に其手形上の権利を行ふことを得る資格を興ふる手形行爲にして其手形上の権利を他人に移轉するを讓渡裏書と云ひ他人に取立の委任を爲す爲めの裏書を取立委任の裏書と云ふ(四五五、四五六、四六二)。

禁轉文句。振出人及び裏書人は手形の裏書を禁する旨を記載することを得而して此裏書禁止の手形の所持人は之を裏書を爲すことを得ず若し裏書を爲すも之を以て其禁轉文句を記載したる者に對抗する、ことを得ず(四五五條但書及四六〇條參照)

- 第四百五十條 満期日ハ左ニ掲ケタル種類ノ一タルコトヲ要ス
- 一 確定セル日
 - 二 日附後確定セル期間ヲ經過シタル日
 - 三 一覽ノ日
 - 四 一覽後確定セル期間ヲ經過シタル日
- 第四百五十一條 振出人カ爲替手形ニ満期日ヲ記載セザリシトキハ一覽ノ日ヲ以テ其爲替手形ノ満期日トス
- 第四百五十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂地ヲ記載セザリシトキハ支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ヲ以テ其支拂地トス
- 第四百五十三條 支拂人ノ氏名又ハ商號ニ附記シタル地ハ之ヲ其營業所又ハ住所ノ所在地ト看做ス
- 第四百五十四條 振出人ハ支拂人ニアラサル者ヲ以テ支拂擔當者トシテ爲替手形ニ記載スルコトヲ得
- 第四百五十四條 振出人ハ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得

第二節 裏書

裏書的方式。裏書は手形其贈本又は補綴に之を爲すことを要す而して普通の場合に於ては手形の裏面に之を爲すべきものなれども之は決して要件にあらず贈本に裏書を許すは手形の所持人が引受を求むる爲め手形原本を支拂人に送附したる場合に贈本を以て流通せしむる爲めに於て補綴に許すは餘白なき場合の爲めなり。

裏書的方式に二種あり被裏書人の氏名又は商號を記載するを完全の裏書又は記名式の裏書と云ひ之を記載せざるを無記名式の裏書又は白地裏書と云ふ此白地裏書を爲したる手形は爾後裏書を爲さず手形の引渡しのみにて其手形を轉々することを得(四五七條)裏書人が豫備支拂人を記載し得ることば第四百五十八條に明かなり。

- 第四百五十五條 爲替手形ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スルコトヲ得但振出人カ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第四百五十六條 振出人、引受人又ハ裏書人カ裏書ニ依リテ爲替手形ヲ讓渡セタルトキハ更ニ裏書ニ依リテ之ヲ讓渡スルコトヲ得
- 第四百五十七條 裏書ハ爲替手形、其贈本又ハ補綴ニ被裏書人ノ氏名又ハ商號及ヒ裏書ノ年月日ヲ記載シ裏書人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス
- 裏書ハ裏書人ノ署名ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ爾後爲替手形ハ引渡ノミニ依リテ之ヲ讓渡スルコトヲ得
- 第四百五十八條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ支拂地ニ於ケル豫備支拂人ヲ記載スルコトヲ得
- 第四百五十九條 裏書人ハ裏書ヲ爲スニ當タリ手形上ノ責任ヲ負ハサル旨ヲ記載スルコトヲ得
- 第四百六十條 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ爾後裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ其裏書人ハ被裏書人ノ後者ニ對シテ手形上ノ責任ヲ負フコトヲ得

手形

裏書の効力。茲には取立委任の裏書を別として述べんに裏書は手形の移轉と云ふ効力と裏書に依て裏書人が其後者に對して引受及支拂に關する擔保義務を負担し引受又は支拂なき時は擔保又は償還の請求に應ずる責任を負担する所の擔保力を生ずるなり、裏書の連續。手形上の權利を行使せんとするには其裏書が所持人迄連續せることを必要とす之其取得の正當なることを期せんが爲めなり白地裏書を爲したる手形の所持人は自己を被裏書人と爲すを得、裏書と裏書との中間に扶消したる裏書あるも其裏書はなきものと看做さる、取立裏書とは第四百六十三條に明かり、

第四百六十一條 裏書人カ其署名ノミナリテ裏書ヲ爲シタルトキハ所持人ハ自己ヲ其被裏書人ト爲スコトヲ得
第四百六十二條 支拂絶證書作成ノ期間經過ノ後所持人カ裏書ヲ爲シタルトキハ被裏書人ハ裏書人ノ有シタル權利ノミヲ取得ス此場合ニ於テハ其裏書人ハ手形上ノ責任ヲ負フコトナシ
第四百六十三條 所持人ハ裏書ニ依リテ爲替手形ノ取立ノ委任ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ裏書ニ其目的ヲ附記スルコトヲ要ス
第四百六十四條 裏書アル爲替手形ノ所持人ハ其裏書力連續スルニ非サレハ其權利ヲ行フコトヲ得ス但署名ノミヲ以テ爲シタル裏書アルトキハ次ノ裏書人ハ其裏書ニ因リテ爲替手形ヲ取得シタルモノト看做ス
抹消シタル裏書ハ裏書ノ連續ニ付テハ其記載ナキモノト見做ス
第三節 引受
第四百六十五條 所持人ハ何時ニテモ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ得
第四百六十六條 一覽後定期拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年内ニ爲

引受 引受とは支拂人をして手形の文言に従いて手形金額支拂の債務を負担せしむる手形行爲にして此引受なき間は支拂人として手形に記載されたる者も手形金額支拂の義務なきなり、引受は手形行爲なるが故に手形に署名して之を爲す他の方法を以て之を爲すを得ず、引受の爲めにする呈示、手形所持人は何時にても支拂人の引受を求むるを得るに非ざれば其權利の確實を保ずるに能はず故に本法は第四百八十五條の規定を設けたり引受の爲めにする呈示を爲すと否とは手形所持人の自由なる原則とするも二の例外あり一は法律上當然の例外(四六六條)にして一は當事者の意思に基く例外(四七二條第二項)なり、手形の一部引受の場合の外單純の引受を爲さざる時は引受拒絶されたるものとなるが故に拒絶證書を公證人

替手形ニ支拂人ニ呈示シテ其引受ヲ求ムルコトヲ要ス但換出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得
所持人カ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
第四百六十七條 所持人カ一覽後定期拂ノ爲替手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ支拂人カ其引受ヲ爲サヌ又ハ引受ノ日附ヲ爲替手形ニ記載セザリシトキハ所持人ハ呈示期間内ニ拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒絶證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
引受人カ引受ノ日附ヲ記載セザリシ場合ニ於テ所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
第四百六十八條 引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ支拂人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス
支拂人カ爲替手形ニ署名シタルトキハ其引受ヲ爲シタルモノト看做ス

又は執達吏をして作らしめざる可らず形に引受を爲したる支拂人が支拂を爲さざりし時如何なる効力を生ずるや第四百七十一條に明かに支拂擔當者の記載。振出人が此記載を爲さざりし時は支拂人の營業所又は住所の所在地と支拂地と異なる場合に於ては其引受を爲す時に支拂地に於ける支拂擔當者を記載することを得此記載を爲さざりし時は引受人は其支拂地に於て自ら支拂を爲すべきものとす。

第四百六十九條 支拂人ハ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ヲ除ク外支拂人カ爲替手形ノ單純ナル引受ヲ爲サザリシトキハ其引受ヲ拒絕シタルモノト看做ス但引受人ハ其引受ノ文言ニ從ヒテ責任ヲ負フ
第四百七十條 支拂人ハ爲替手形ノ引受ニ因リ滿期日ニ於テ其引受ケタル金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ
第四百七十一條 引受人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲サザリシ場合ニ於テ其所持人又ハ償還ヲ爲シタル裏書人若クハ振出人ニ對シテ支拂フヘキ金額ハ第四百九十一條又ハ第四百九十二條ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム
第四百七十二條 振出人カ爲替手形ニ支拂擔當者ヲ記載セザリシトキハ支拂人ハ其引受ヲ爲スニ當タリ之ヲ記載スルコトヲ得若シ支拂人カ之ヲ記載セザリシトキハ支拂地ニ於テ自ら支拂ヲ爲ス責ニ任ス
前項ノ場合ニ於テ振出人ハ爲替手形ニ其引受ヲ求ムル爲シ之ヲ呈示スヘキ旨ヲ記載スルコトヲ得此場合ニ於テ所持人カ拒絕證書ニ依リ其呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セザルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

ふとを得ず、
支拂人が支拂の場所を手形に記し得るときは第四百七十三條に明かなり、
擔保の請求 支拂人が引受を爲さず告を受けたる場合に於て相當の擔保を供せず而も豫備支拂人なきか豫備支拂人が單純の引受を爲さざりし場合に於ては所持人は拒絕證書を作らしめ手形金額及び費用につき前者に對して相當の擔保の請求を爲すことを得るものなり、又支拂人が手形金額の一部の引受けを爲したる時は殘部に對する拒絕證書を作らしめ其殘額及費用につき前者に對して相當の擔保を請求し得るなり、
右に依り擔保の請求を受けたる裏書人は亦其前者に對して擔保すべき金額及費用につき相當の擔保を請求することを得、以上依りて擔保の請求を受けたる者は速かに拒絕證書

第四百七十三條 支拂人ハ引受ヲ爲スニ當タリ爲替手形ニ其支拂地ニ於ケル支拂ノ場所ヲ記載スルコトヲ得
第四百七十四條 支拂人カ爲替手形ノ引受ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シ手形金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得
支拂人カ手形金額ノ一部ニ付キ引受ヲ爲シタルトキハ所持人ハ其殘額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得
第四百七十五條 爲替手形ノ所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ引受拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス
第四百七十六條 擔保ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ其前者ニ對シ其擔保スヘキ金額及ヒ費用ニ付キ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得
第四百七十七條 前三條ノ規定ニ依リテ擔保ノ請求ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク引受拒絕證書ト引換ニ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但擔保ニ代ヘテ相當ノ金額ヲ供託スルコトヲ得
第四百七十八條 前者カ擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタルトキハ其後者全員ノ

と引換に相當の擔保を提供すべきものにして之を拒むことを得ず、然れども擔保に代へて相當の金額を供託所に供託するは妨げなき所とす、前者が擔保を提供し又は相當の金額を供託したる場合又後者に對する効力は第四百七十八條の定むる所なり、擔保の請求に依りて爲したる擔保及び供託も第四百七十九條の一に該當する原因ある時は其擔保の効力を失ひ又供託したる金額は之を取戻すことを得、然れども之れ支拂人が破産したるに因りて供したる擔保及び供託金には適用なし、支拂人が破産したる場合に後者の請求に依りて供したる擔保は第四百八十一條列擧の事由ある時に於て擔保は効力を失ひ供託したる金額は取戻すことを得るものとす、

支拂 手形の所持人は支拂人又は引受人若しくは支拂擔當者に對して支拂を求むるために其手形を呈示せざる可らず而して支拂の爲めに呈示すべき時期は満期日及其後の二日間なり又一覽拂の爲替手形の支拂時期は第四百八十二條第一項に依りて定む所持人が此呈示をなしたることと拒絶證書に依りて證明するに非ざれば前者に對する償還請求權を失ふものとす、支拂の爲めにする呈示期間と拒絶證書作成期間とは同一なり必ず此期間内に拒絶證書を作らしめざる可らず拒絶證書の作成期間内に手形金額支拂の請求なき時は引受人は其手形金額を供託して手形債務を免るることを得、

支拂は如何にして之をなすやは第四百八十三條の定むる所にして引受人が全部の引受を爲したる場合にも其一部の支拂を所持人は拒むことを得ず一部支拂ありたる場合に所持人の爲すべき手形は第四百八十四條第二

爲メ且其後者全員ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百七十九條 左ノ場合ニ於テハ第四百七十七條ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其効力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

- 一 後日ニ至リ爲替手形ノ單純ナル引受アリタルトキ
- 二 手形金額及ヒ費用ノ支拂アリタルトキ
- 三 擔保ヲ供シ若クハ供託ヲ爲シタル者又ハ其前者カ償還ヲ爲シタルトキ
- 四 手形上ノ權利カ時効又ハ手續ノ欠缺ニ因リテ消滅シタルトキ
- 五 擔保ヲ供シ又ハ供託ヲ爲シタル者カ満期日ヨリ一年內ニ償還ノ請求ヲ受ケサリシトキ

第四百八十條 引受人カ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ相當ノ擔保ヲ供セサルトキハ所持人ハ豫備支拂人ノ引受ヲ求ムルコトヲ得但拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

豫備支拂人ナキトキ又ハ豫備支拂人カ單純ナル引受ヲ爲ササリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ相當ノ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十四條乃至第四百七十八條ノ規定ヲ準用ス

第四百八十一條 左ノ場合ニ於テハ前條第二項ノ規定ニ依リテ供シタル擔保ハ其効力ヲ失ヒ又供託シタル金額ハ之ヲ取戻スコトヲ得

- 一 豫備支拂人カ後日ニ至リ單純ナル引受ヲ爲シタルトキ
- 二 引受人カ後日ニ至リ相當ノ擔保ヲ供シタルトキ
- 三 第四百七十九條第二號乃至第五號ノ場合

第五節 支拂

第四百八十二條 一覽拂ノ爲替手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得

所持人カ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セサルトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第四百八十三條 支拂ハ爲替手形ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セズ支拂ヲ爲ス者ハ所持人ヲシテ爲替手形ニ其支拂ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

項に明かにす、最も初めに償還請求を爲し得る者は手形の持人にして其次は償還の請求に應じて償還したる裏書人なり、是等の者が償還を受くるに當ては手形支拂拒絶證書及償還計算書と引替に之を受くべきものなり、償還義務者は振出人其他の前者にして引受人は主たる債務者なるがゆへ償還義務者に非ず只本法は其所持人又は償還を爲したる裏書人に支拂ふべき金額に準用するのみ、此外償還義務の關係は擔保請求の場合同様なるを以て之を略す、

償還請求の條件。此説明を爲す便宜の爲る所持人が償還の請求を爲す場合と、償還を爲したる者が其前者に對して償還の請求を爲す場合とに分つ、

第四百八十四條 手形金額ノ全部ニ付キ引受アリタルトキト雖モ所持人ハ其一部ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得ス
 一部ノ支拂アリタルトキハ所持人ハ其旨ヲ爲替手形ニ記載シ且其寫本ヲ作リ署名ノ後之ヲ交付スルコトヲ要ス
 第四百八十五條 爲替手形ノ支拂ノ請求ナキトキハ引受人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間經過ノ後手形金額ヲ供託シテ其債務ヲ免ルルコトヲ得
 第六節 償還ノ請求
 第四百八十六條 支拂人カ爲替手形ノ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 第四百八十七條 所持人カ前條ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ滿期日又ハ其後二日內ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ支拂人ニ呈示シ、若シ手形金額ノ支拂ナキトキハ同一期間內ニ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス但此期間ニハ休日ヲ算入セス
 所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サザリシトキハ其前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

一、所持人が償還の請求を爲す場合には通常左の三條件を必要とし特別の場合に最後に記す條件を必要とす、

(一)、支拂人が支拂を爲さざること(四八六)
 (二)、支拂拒絶證書を作らしむること(四八七)支拂拒絶證書作成期間は滿期日又は其後の二日內とす、此拒絶證書を作らざりし所持人と雖も拒絶證書の作成を免除したる前者に對しては償還の請求を爲すことを得而して此者に對しては所持人は支拂拒絶證書作成の期間内に支拂を求むる爲めに支拂人に手形を呈示したるものと推定す支拂拒絶證書作成の免除をなしたる者も支拂拒絶證書作成の費用償還の義務を免るゝことを得ず、支拂地と支拂人の營業所と異なる場合に如何なる手續を踏むべきかは第四百九十條の明かにする所なり

第四百八十七條ノ二 前條第一項ノ場合ニ於テハ所持人ハ其直接ノ前者ニ對シテ拒絶證書作成ノ日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス
 第四百八十八條 裏書人カ其後者ヨリ償還請求ノ通知ヲ受ケタルトキハ其直接ノ前者ニ對シテ通知ヲ受ケタル日又ハ其後二日內ニ償還請求ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス
 第四百八十八條ノ二 所持人又ハ裏書人カ其直接ノ前者ニ非サル前者ニ對シテ償還請求ノ通知ヲ發シタルトキハ其後者ニ對シ之ニ四リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任シ且利息及ヒ費用ノ償還ヲ請求スル權利ヲ失フ
 所持人又ハ裏書人カ其前者ノ何レニ對シテモ通知ヲ發セザリシトキハ其前者全員ニ對スル權利義務ニ付キ前項ノ規定ヲ準用ス
 第四百八十八條ノ三 裏書人カ裏書ヲ爲スニ當タリ裏書地ヲ記載セザリシトキハ償還請求ノ通知ハ其直接ノ前者ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
 前條ノ規定ハ裏書地ヲ記載セザリシ裏書人ニ對スル權利義務ニハ之ヲ適用セス振出人カ振出地ヲ記載セザリシトキ亦同シ
 第四百八十八條ノ四 所持人又ハ裏書人カ其前者ニ對シ第四百八十七條ノ二

手形

(三) 其直接前者に對して拒絶證書作成の日ヨリ其後の二日以内に償還請求の通知を發すべきこと (四八七ノ二) 若し之を怠るときは前者に對する權利を失ふ、

(四) 豫備支拂人又は參加引受人ある時拒絶證書作成期間内に之に對して手形を呈示して支拂を求め其支拂なき時は其旨拒絶證書に記載することを要す、(五〇八) 舊く此手續を怠るときは豫備支拂人を指定したる者又は參加引受及其後者に對して手形上の權利を失ふものとす、

二、後者 償還したる裏書人が前者に對して償還の請求を爲すには左の條件を要す、

(一) 後者より償還請求の通知を受けたる日又は其後の二日以内に其直接前者に對して償還請求の通知を發すること (四九八)

(二) 適法に後者に對して償還を

又ハ第四百八十八條ノ期間内ニ書面ヲ發送シタル申賈アルトキハ其事實ニ付キ通信官署又ハ公衆通信取扱所ノ證アル場合ニ限り其書面ハ之ヲ償還請求ノ通知書ト推定ス

第四百八十九條 爲替手形ノ所持人ハ支拂拒絶證書ヲ作ラシメサリシトキト雖モ其作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ手形上ノ權利ヲ失フコトナシ

所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタルトキハ其作成ヲ免除シタル者ト雖モ其費用ニ償還スル義務ヲ免ルルコトヲ得ス

第四百八十九條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ヲ免除シタル者ニ對シテハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ支拂ヲ求ムル爲メ爲替手形ヲ呈示シタルモノト推定ス

第四百九十條 所持人カ償還ノ請求ヲ爲サント欲スルトキハ支拂擔當者ニ、若シ爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載ナキトキハ支拂地ニ於テ支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス此場合ニ於テ支拂擔當者又ハ支拂人カ支拂ヲ爲サリシトキハ所持人ハ支拂地ニ於テ條四百八十七條第一項ノ規定ニ從ヒ支拂拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

爲したること、

右所持人又は裏書人が前者に對して償還の請求を爲すに其直接の前者に對して爲さずして直接にあらざる前者に此請求を爲したる時は其者の前者に對して之に因りて生じたる損害の賠償を爲すべき責任を負担すると同時に其者に對して利息及費用の償還請求權を失ふ若し所持人又は裏書人が何れの前者に對しても法定の期間内に償還請求の通知を發せざりし時は前者今員に對して手形上の權利を失ふ以上の如く直接の前者に對して通知を發すべきものなれども其直接前者たる裏書人が其住所を裏書に記載せざりし時は已を得ず其者の前者に通知を發す其効力は償還の請求をなさんとする者の直接前者に對して爲したると同様なり又振出人が振出地を記載せざりし場合も同じ、如何なる場合に裏書人又は所持人が法

爲替手形ニ支拂擔當者ノ記載アル場合ニ於テ所持人カ前項ニ定メタル手續ヲ爲サリシトキハ引受人ニ對シテモ手形上ノ權利ヲ失フ

第四百九十一條 爲替手形ノ所持人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一 支拂アラサリシ手形金額及ヒ満期日以後ノ法定利息

二 拒絶證書作成ノ手数料其他ノ費用

前項ノ金額ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地カ支拂地ト異ナル場合ニ於テハ支拂地ヨリ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ宛テ振出シタル一筆拂ノ爲替手形ノ相場ニ依リテ之ヲ計算ス若シ支拂地ニ於テ相場ナキトキハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ニ最モ近キ地ニ宛テ振出シタル一筆拂ノ爲替手形ノ相場ニ依ル

第四百九十二條 償還ノ請求ヲ受ケタル裏書人ハ左ノ金額ニ付キ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

一 其支拂ヒタル金額及ヒ支拂ノ日以後ノ法定利息

二 其支出シタル費用

手形

定の期間内に償還請求の通知を發したるものとす。前項の第四百八十八條の四に於て之を定む。

償還金額。所持人が請求し得る金額は第四百九十一條第一項に規定する金額にして支拂あらざりし手形金額を如何にして定むるか。第四百九十一條第二項の定むる所なり。而して此規定は裏書人が其前者に對して償還請求にも應ず。償還の請求を受けしに對して償還したる裏書人が其前者に對して償還の請求を爲し得る金額は之を第四百九十二條に於て規定す。

展手形。前者に對する償還請求の方法として所持人又は裏書人は其前者即ち償還の請求を受ける者を支拂人として更に爲替手形を振出すことを得。此爲替手形を展手形と云ふ。展手形は償還請求を受ける者の營業所又は住所の所在地を支拂地となしたる

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十三條 爲替手形ノ所持人又ハ裏書人ハ償還ノ請求ヲ爲ス爲メ其前者ヲ支拂人トシテ更ニ爲替手形ヲ振出スコトヲ得

第四百九十四條 所持人又ハ裏書人カ前條ノ規定ニ依リテ振出ス爲替手形ハ償還ノ請求ヲ受クル者ノ營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ其支拂地ト定メタル一覽拂ノモノタルコトヲ要ス

所持人カ振出ス爲替手形ニハ本爲替手形ノ支拂地ヲ以テ振出地ト定メ裏書人カ振出ス爲替手形ニハ其營業所又ハ住所ノ所在地ヲ以テ振出地ト定ムルコトヲ要ス

第四百九十五條 償還ハ爲替手形、支拂拒絕證書及償還計算書ト引換ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ要セス

償還ヲ爲ス者ハ之ヲ受クル者ヲシテ償還計算書ニ償還ヲ受ケタル旨ヲ記載セシメ且之ニ署名セシムルコトヲ得

第四百九十六條 削除

第七節 保證

一覽拂の爲替手形となすべく其振出地は之を何れの地となすべきか。第四百九十四條の明かにする所なり。

償還の方法。手形、支拂拒絕證書及償還計算書と引換に償還をなすべきことは既に述べたる所の如し。而して償還を受ける者は償還者の請求により其償還計算書に償還を受けたる旨を記載して署名すべきものとす。

保證。手形保證とは主たる手形行爲に依て生じたる債務を擔保する目的を以てなす。従たる手形行爲なり。手形保證は手形其原本又は補綴に署名するに依りて之を爲す。而して主たる債務が無効なる場合には保證者は主たる債務と同一の責任を負ふべきものとす。何者の爲めに爲したる手形保證なるか不明なる時は第四百九十八條に依り引受人又は振出人の爲めに爲したるものと看做す。而して手形保證者が其手形支言に従ひて手形

第四百九十七條 爲替手形ヨリ生シタル債務ヲ保證スル爲メ爲替手形、其原本又ハ補綴ニ署名シタル者ハ其債務力無効ナルトキト雖モ主タル債務者ト同一ノ責任ヲ負フ

第四百九十八條 何人ノ爲メニ保證ヲ爲シタルカ分明ナラザルトキハ其保證ハ引受人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス。但未タ引受アラザリシトキハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百九十九條 保證人カ其債務ヲ履行シタルトキハ所持人カ主タル債務者ニ對シテ有セシ權利及ヒ主タル債務者カ其前者ニ對シテ有スヘキ權利ヲ取得ス

第八節 參加

第一款 參加引受

第五百條 爲替手形ノ所持人カ引受拒絕證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人アルトキハ其豫備支拂人ニ引受ヲ求メタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得ス

豫備支拂人カ引受ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其旨ヲ引受拒絕證書ニ記載

手形

債務を履行したる時は第四百九十九條に掲げたる權利を取得す、

參加引受 支拂人、單純なる引受を爲さざる場合に、擔保後継者に對する擔保の請求權を消滅せしむる手形引受を參加引受と云ふ、右述べたる引受を爲さず又は相當の擔保を供せずと云ふこと、拒絶證書に依りて證明すべく參加引受は手形行爲なるが故に手形に署名するに依て之を爲すべきものとす、參加引受人は支拂人が手形金額の支拂を爲さざる場合に於て被參加人の後者に對して手形金額及費用を支拂ふべき義務あることは第五百五條に於て之を定む、而して引受人は主なる債務者なるが故に手續の欠缺を理由として其債務を免るゝことを得ざるを原則とするも、參加引受人は主たる債務者に非らざるが故

セシムルコトヲ要ス

第五百一條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人ニ非サル者ノ參加引受ヲ拒ムコトヲ得

第五百二條 參加引受ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ其選擇ニ從ヒ其一人ヲ引受ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百三條 參加引受ハ爲替手形ニ其旨ヲ記載シ參加引受人署名スルニ依リテ之ヲ爲ス

參加引受人カ爲替手形ニ被參加人ヲ定メサリシトキハ其引受ハ振出人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百四條 所持人ハ引受拒絶證書ニ參加引受アリタル旨ヲ記載セシメ且其證書作成ノ費用ノ支拂ト引換ニ之ヲ參加引受人ニ交付スルコトヲ要ス、參加引受人ハ遲滞ナク前項ノ拒絶證書ヲ被參加人ニ送付スルコトヲ要ス

第五百五條 參加引受人ハ支拂人カ手形金額ノ支拂ヲ爲ササル場合ニ於テ被參加人ノ後者ニ對シ支拂アラサリシ手形金額及ヒ費用ヲ支拂フ義務ヲ負フ、但所持人カ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ支拂ヲ求めル爲メ爲替手形ヲ參加

に所持人が支拂拒絶證書作成期間内に支拂拒絶證書ヲ作製せしめ手形を參加引受人に呈示するに非ざれば義務を免るべきものとす、尙參加引受の効力として被參加人の後者は擔保請求權を失ふこととなるも被參加人の前者、此權利を失ふものに非ず、參加引受を所持人が拒むことを得るや否やは第五百一條に定め參加引受を爲さんとする者數人ある場合に如何すべきかは第五百二條に之を規定す、而して參加引受を爲したる者が何人の爲めに參加したるかを定めざりし時は振出人の爲に爲したるものと看做す、

參加支拂 とは支拂の拒絶ありし場合、使を止むる爲めにする支拂なり、支拂拒絶の場合に所持人が如何なる手續を履むべきか及其手續を履まざる時の効力如何は第五百八條の定むる所

引受人ニ呈示セサルトキハ參加引受人ハ其義務ヲ免ル

第五百六條 爲替手形ノ所持人其他被參加人ノ後者ハ參加引受ニ因リテ擔保ヲ請求スル權利ヲ失フ

第五百七條 被參加人ハ其前者ニ對シテ擔保ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ第四百七十六條乃至第四百七十九條ノ規定ヲ準用ス

第二款 參加支拂

第五百八條 爲替手形ノ所持人カ支拂拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テ豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ所持人ハ支拂拒絶證書作成ノ期間内ニ參加引受人ニ、若シ參加引受人ナキトキ又ハ參加引受人カ支拂ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ニ爲替手形ヲ呈示シテ其支拂ヲ求めタル後ニ非サレハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

參加引受人又ハ豫備支拂人カ支拂ヲ爲サザリシトキハ所持人ハ其旨ヲ支拂拒絶證書ニ記載セシムルコトヲ要ス

所持人カ前二項ニ定メタル手續ヲ爲ササリシトキハ豫備支拂人ヲ指定シタル者又ハ被參加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

にして支拂の拒絶は支拂拒絶證書に依りて證明すべきは多言を要せず参加支拂は償還請求權の行使を止むるを目的とするものにして支拂人の爲めに参加支拂を認むる時は振出人も亦償還義務を免るゝに至るものにして最多數の債務者をして其債務を逃しむることを得べきを以て我商法は第五百十一條の規定を設けたり

第五百九條 爲替手形ノ所持人ハ豫備支拂人又ハ参加引受人ニ非サル者ノ参加支拂ト雖モ之ヲ拒ムコトヲ得ス若シ之ヲ拒ミタルトキハ被参加人及ヒ其後者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

第五百十條 参加支拂ヲ爲サントスル者數人アルトキハ所持人ハ最多數ノ者ヲシテ債務ヲ免レシムル効力ヲ有スル支拂ヲ受クベシトシテ要ス

第五百十一條 豫備支拂人又ハ参加引受人ニ非サル参加支拂人カ被参加人ヲ示サザリシトキハ其支拂ハ支拂人ノ爲メニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五百十二條 所持人ハ支拂拒絶證書ニ参加支拂アリタル旨ヲ記載セシメ且手形金額及ヒ費用ノ支拂ト引換ニ其拒絶證書及ヒ爲替手形ヲ参加支拂人ニ交付スルコトヲ要ス

第五百十三條 参加支拂人カ支拂ヲ爲シタルトキハ引受人、被参加人及ヒ其前者ニ對スル所持人ノ權利ヲ取得ス

第九節 拒絶證書

第五百十四條 拒絶證書ハ爲替手形ノ所持人ノ請求ニ因リ公證人又ハ執達吏之ヲ作ル

爲すべきものにして参加支拂人は之に依りて手形の所有權を取得し手形上の權利を得るに至るなり

参加支拂の効力。所持人は参加支拂に依りて支拂を受け手形上の權利を消滅し被参加人の後者は償還義務を免るゝと同時に償還請求を爲し得ざることをなす。而して参加支拂人は其支拂に依りて引受人、被参加人及其前者に對する手形所持人の權利を取得するものなり

拒絶證書とは手形上の權利の行使又は保全に必要なる行為をなしたること及其行為の結果を證明する手形法上唯一の要式證書にして手形所持人の請求に依りて公證人又は執達吏の作るものなり

前述の如く拒絶證書は公證人又は執達吏の作るものとし此證書は如何なる方式を必要とするか本法第五百十五條は之を定めたり拒絶證書は同條

第五百十五條 拒絶證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ公證人又ハ執達吏之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

- 一 拒絶者及ヒ被拒絶者ノ氏名又ハ商號
- 二 拒絶者ニ對スル請求ノ趣旨及ヒ拒絶者カ其請求ニ應セザリシコト、拒絶者ニ面會スルコト能ハサリシコト又ハ其營業所、住所若ハ居所カ知レサリシコト
- 三 前號ノ請求ヲ爲シ又ハ之ヲ爲スコト能ハサリシ地及ヒ年月日
- 四 法定ノ場所外ニ於テ拒絶證書ヲ作ルトキハ拒絶者カ之ヲ承諾シタルコト
- 五 参加引受人又ハ参加支拂アルトキハ参加ノ種類及ヒ参加人並ニ被参加人ノ氏名又ハ商號
- 六 拒絶證書作成ノ場所及ヒ年月日

第五百十五條ノ二 支拂拒絶證書ノ作成ハ爲替手形又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス

第五百十五條ノ三 爲替手形ノ數通ノ複本又ハ原本及ヒ謄本ヲ呈示シタル場

第一號乃至第六號の事項を記載して其作成たる公證人又は執達吏之れに署名捺印すべきものとす、支拂拒絶證書作成の方法。手形金額支拂を求むる爲めに其手形を呈示するも引受人其支拂を爲さざりし時は満期日及び其後の二日間に拒絶證書を作成せしむべきことは已に述べたる所なり而して此拒絶證書は如何なる物に之をなすか、手形の數通の複本又は原本を呈示したる場合は幾通の拒絶證書を作成すべきか及効力如何は第五百十七條ノ二及第五百十五條ノ三に之を規定す、引受拒絶證書其他の拒絶證書作成の方法。支拂拒絶證書に非ざる拒絶證書例へば支拂人が引受を爲さざるに依り作りしむる拒絶證書又は引受人が破産し相當の擔保を供せざるに依りて作りしむる拒絶證書等を作る場合には第五百十五條の四に依りて作

合ニ於テ支拂拒絶證書ヲ作ルトキハ其作成ハ一通ノ複本若クハ原本又ハ附箋ニ依リ之ヲ爲スヲ以テ足ル
前項ノ規定ニ依リテ支拂拒絶證書ヲ作りタルトキハ他ノ複本又ハ附箋ニ依リテ記載スルコトヲ要ス
第五百十五條ノ四 支拂拒絶ノ場合ヲ除ク外拒絶證書ノ作成ハ爲替手形若クハ其附本ノ寫本又ハ附箋ニ依リテ之ヲ爲ス
第五百十五條ノ五 爲替手形、複本、原本又ハ爲替手形若クハ其附本ノ寫本ニ依リテ拒絶證書ヲ作ル場合ニ於テハ第五百十五條ニ掲ケタル事項ハ其裏面ニ記載シタル事項ニ接續シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス附箋ニ依ル場合ニ於テハ公證人又ハ執達吏ハ其接目ニ契印ヲナスコトヲ要ス
第五百十六條 數人ニ對シテ手形上ノ請求ヲ爲スヘキトキハ其請求ニ付キ一通ノ拒絶證書ヲ作ラシムルヲ以テ足ル
第五百十七條 公證人又ハ執達吏力拒絶證書ヲ作りタルトキハ其附本ニ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ其役場ニ備フルコトヲ要ス
一 手形金額

る、手形の複本原本又は手形若しくは其寫本に依りて拒絶證書を作るには第五百十五條の五第一項に依り附箋に依る場合は同條第二項に依る、同一の手形に關して數人に請求を爲すべき時は其請求すべき數に應じて拒絶證書數通を作る、公證人又は執達吏が拒絶證書を作りたる時は其附箋に第五百十七條第一項第一號乃至第五號の事項を記載して之を其役場に備へ置くべし、之拒絶證書滅失の場合に利害關係人より其附本請求を爲す時此附箋に依りて作らしむるが爲なり此附本は拒絶證書の原本と同一の効力を有す、
爲替手形の複本 複本とは一個のされたる數通の證券にして爲替手形の所持人は其振出人に對して手形の複本の交付を請求することを得然し其所持人が受取人に非ざる時は直接

- 二 振出人支拂人及ヒ受取人ノ氏名又ハ商號
 - 三 振出ノ年月日
 - 四 満期日及ヒ支拂地
 - 五 支拂擔當者豫備支拂人又ハ參加引受人アルトキハ其氏名又ハ商號
- 拒絶證書カ滅失シタルトキハ利害關係人ハ其附本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此附本ハ原本ト同一ノ効力ヲ有ス
- 第十節 爲替手形ノ複本及ヒ附本
- 第五百十八條 爲替手形ノ所持人ハ振出人ニ對シテ其爲替手形ノ複本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但所持人カ受取人ニ非サルトキハ順次ニ其前者ヲ經由シテ之ヲ請求スルコトヲ要ス
- 振出人カ爲替手形ノ複本ヲ作りタルトキハ各裏書人ハ各通ニ其裏書ヲ爲スコトヲ要ス
- 第五百十九條 爲替手形ノ複本ニ其複本タルコトヲ示ササルトキハ其各通ハ獨立ノ爲替手形トシテ其效力ヲ有ス
- 第五百二十條 爲替手形ノ複本ヲ作りタル場合ニ於テ其一通ノ支拂アリタル

手形

振出人に此請求を爲し得るに非ずして前者を順次に經由して此請求を爲すべきなり之に依りて振出人が複本を發行したる時は複本を請求したる所持人より以前に其手形に裏書したる裏書人は各通の複本に順次に裏書を爲すべし然らざれば其連續を證すること能はざるものとす、複本には必ず其複本たることを示すべきものにして若し之を示さざる時は新なる爲替手形となり振出人及裏書人は獨立したる別個の手形債務を負担することとなる爲替手形の複本は原本と同一の効力を有するものなれども之が爲め數箇の手形が成立して數箇の複本上の義務存在するものにあらず、數箇のものが合同して一箇の手形上の債務を負ふものなり、其中の一箇に對して支拂ありたる時の効力如何は第五百二十條に之を定め複本の所持人が引受を求むる爲めに其一通を

トキハ他ノ各通ハ其効力ヲ失フ但引受アルモノハ此限ニ在ラス
 二人以上ニ各別ニ數通ノ爲替手形ノ裏書ヲ爲シタル者又ハ數通ノ爲替手形ニ引受ヲ爲シタル者ハ支拂ノ時ニ於テ返還アラサリシ各通ニ付キ手形上ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス
 第五百二十一條 爲替手形ノ複本ノ所持人カ引受ヲ求ムル爲メ其一通ヲ送付シタルトキハ他ノ各通ニ其送付先ヲ記載スルコトヲ要ス
 前項ノ記載アル爲替手形ノ所持人ハ引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル一通ノ爲替手形ヲ受取リタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得若シ其者カ之ヲ返還セザルトキハ拒絕證書ニ依リ其實質及ヒ他ノ一通又ハ數通ノ爲替手形ヲ以テ引受又ハ支拂ヲ受クルコト能ハサリシコトヲ證明スルニ非サレハ其前者ニ對シテ擔保又ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
 第五百二十二條 爲替手形ノ所持人ハ其複本ヲ作ルコトヲ得
 爲替手形ノ複本ニ或事項ヲ記載シタルトキハ其事項ト原本ニ記載シタル事項トヲ區別スルコトヲ要ス
 第五百二十三條 所持人カ爲替手形ノ引受ヲ求ムル爲メ其原本ヲ送付シタル

贈本

送付したる場合に他の複本及爲替手形は之を如何にすべきは第五百二十一條に明かなり、
 贈本 贈本は複本の効用の一部即ち手形の流通を助ぐる効用あるものにして引受の爲めに手形を送付したる場合に手形所持人が此贈本を作り之に原本の送付先を記載し裏書するに依りて手形を他人に譲渡することを得るなり而して又一部の支拂ありたる場合にも之を作るの必要あり引受を求むる爲めに送付したる爲替手形を受取る者が贈本所持人に返還せざる場合に其贈本所持人は如何にすべきか之第五百二十四條に明かにせり、

約束手形

約束手形は爲替手形と同一しく手形なり然ども爲替手形と異なる所は爲替手形にありては第三者をして一定の金額を支拂はしむべき旨を約するものなれども約束

第三章 約束手形

場合ニ於テ其贈本ヲ作リタルトキハ之ニ其原本ノ送付先ヲ記載スルコトヲ要ス
 前項ノ記載アル贈本ノ所持人ハ原本ヲ受取リタル者ニ對シテ其返還ヲ請求スルコトヲ得
 第五百二十四條 引受ヲ求ムル爲メニ送付シタル爲替手形ヲ受取リタル者カ之ヲ返還セザル場合ニ於テ其贈本ノ所持人カ拒絕證書ニ依リテ其實質ヲ證明スルトキハ贈本ニ署名シタル者ニ對シテ擔保ノ請求ヲ爲シ又贈本ニ記載シタル満期日力到來シタル後ハ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得
 第五百二十五條 約束手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人ノ署名スルコトヲ要ス
 一 其約束手形タルコトヲ示スヘキ文字
 二 一定ノ金額
 三 受取人ノ氏名又ハ商號
 四 單純ナル支拂ノ約束

手形

手形にあつては自ら手形金額を支拂ふことを約するものなり故に約束手形の振出人は爲替手形の引受と同地位に立つ手形上の主たる債務者たり約束手形には引受なる行爲なく従つて引受拒絶なるものなし以上の如く爲替手形と約束手形と異れども等しく手形にして其裏書支拂、償還請求保證參加、支拂拒絶其他に關する事項は爲替手形に關する規定を準用することとし約束手形に關して只數箇條の特別規定を置くのみ、約束手形に記載すべき要件は第五百二十五條に列擧す、振出人が支拂地を記載せざりし時は振出地を以て支拂地と看做し振出地は振出人の營業所又は住所の所在地と看做す、前已に述べたる如く約束手形の振出人は爲替手形の引受人に相當する者なるが故に一覽後定期拂の約束手形の所持人が振出人に呈示すべしとせ

- 五 振出ノ年月日
 - 六 一定ノ満期日
 - 七 振出地
- 第五百二十六條 振出人カ約束手形ニ支拂地ヲ記載セザリシトキハ振出地ヲ以テ其支拂地トス
- 第五百二十七條 一覽後定期拂ノ約束手形ノ所持人ハ其日附ヨリ一年內ニ振出人ニ約束手形ヲ呈示スルコトヲ要ス但振出人ハ之ヨリ短キ呈示期間ヲ定ムルコトヲ得
- 所持人カ拒絶證書ニ依リ前項ニ定メタル呈示ヲ爲シタルコトヲ證明セザルトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ
- 第五百二十八條 所持人カ一覽後定期拂ノ約束手形ヲ呈示シタル場合ニ於テ振出人カ呈示ヲ受ケタル旨又ハ其日附ヲ約束手形ニ記載セザリシトキハ所持人ハ呈示期間內ニ拒絶證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス此場合ニ於テハ其拒

る第五百二十七條の規定は爲替手形に關する第四百六十六條の規定と同趣旨なり右第五百二十七條に依り所持人が一覽後定期拂の約束手形を呈示したる場合に振出人が其呈示を受けたる旨又は其日附を記載せざりし時所持人は呈示期間内に拒絶證書を作らしむべく此證書作成の日を以て呈示したるものと看做す、此拒絶證書を作成せしめざりし時の効力如何は第五百二十八條第二項第三項の明かにする所なり、

小切手 小切手は爲替手形と同じく支拂はしむべきことを約する手形にして其記載事項も其小切手なることを示すべき文字と爲替手形なることを示すべき文字とを異にする外全く同一なり、然れども爲替手形と小切手とは其經濟上に於ける作用は大いに異なる爲替

拒絶證書作成ノ日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス
所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキハ振出人以外ノ前者ニ對スル手形上ノ權利ヲ失フ

振出人カ呈示ノ日附ヲ記載セザリシ場合ニ於テ所持人カ拒絶證書ヲ作ラシメザリシトキハ呈示期間ノ末日ヲ以テ呈示ノ日ト看做ス

第五百二十九條 第四百四十六條、第四百四十九條乃至第四百五十一條、第四百五十三條乃至第四百六十四條、第四百七十一條、第四百八十條乃至第四百九十九條、第五百八條乃至第五百十七條及ヒ第五百二十二條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ準用ス

第四章 小切手

第五百三十條 小切手ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス

- 一 其小切手タルコトヲ證スヘキ文字
- 二 一定ノ金額
- 三 支拂人ノ氏名又ハ商號
- 四 受取人ノ氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂フヘキコト

手形

手形は信用證券として經濟社會に流通すべきものなれども小切手は單に支拂の具に供せらるゝに過ぎず従つて爲替手形は通常満期日と振出の日との間に長け敷を置くも小切手は之を必ず一覽拂として振出の日より十日以内に呈示して其支拂を求むべきものとす、若し此期間内に小切手の呈示を爲さざりし時は其前者に對する償還請求權を失ふ、小切手の所持人が支拂人の加入せる手形交換所に其小切手を期間内に呈示したるときは制規の呈示をなしたると其効果同一なり、

- 五 單純ナル支拂ノ委託
- 六 振出ノ年月日
- 七 支拂地
- 第五百三十一條 削除
- 第五百三十二條 小切手ハ一覽拂ノモノトス
- 第五百三十三條 小切手ノ所持人ハ其日附ヨリ十日内ニ小切手ヲ呈示シテ其支拂ヲ求ムルコトヲ要ス
- 所持人カ前項ニ定メタル呈示ヲ爲サザリシトキハ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五百三十三條ノ二 小切手ノ振出人ハ呈示期間經過前ニハ支拂ノ委託ヲ取消スコトヲ得ス
- 支拂人ハ呈示期間經過ノ後ト雖小切手ノ支拂ヲ爲スコトヲ得
- 第五百三十三條ノ三 小切手ノ所持人カ支拂人ノ加入シタル手形交換所ニ小切手ヲ提出シタルトキハ支拂地ニ於テ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示シタルト同一ノ效力ヲ有ス

けたる便宜法なり、
線引小切手(又は横線小切手)(又は平行線小切手)小切手の振出人又は所持人が其表面に二條の平行線を畫き其線内に銀行又は之と同一の意を有する文字を記載したるときは其記載は銀行に對してのみ支拂をなすことを得るものなり之を普通横線小切手と云ふ、其平行線に或一定の銀行を記載したるときは其記載された銀行に對してのみ支拂をなすことを得る之を特別線引小切手と稱す、小切手に平行線を畫きて此の如き効力を與ふるは盜難粉失等に依りて不正の所持人が支拂を受くるの危険を防がんが爲めなり特別線引小切手は其規定された銀行に於て其商號を抹消し他の銀行の商號を記載して其銀行に取立委任を爲すは妨げなき所とす、小切手を振出すには通常銀行と小切手契約なるものを締結し銀行より小

- 第五百三十四條 小切手ノ所持人カ其前者ニ對シテ償還ノ請求ヲ爲スニハ支拂拒絕證書ノ作成ニ代ヘ支拂人ヲシテ呈示期間内ニ支拂拒絕ノ旨及ヒ其年月日ヲ小切手ニ記載セシメ且之ニ署名セシムルヲ以テ足ル
- 手形交換所ニ於テ呈示期間内ニ小切手ノ提出及ヒ支拂拒絕アリタル旨ヲ證明シタルトキ亦同シ
- 第五百三十四條ノ二 前二條ノ手形交換所ハ司法大臣之ヲ指定ス
- 第五百三十五條 小切手ノ振出人又ハ所持人カ其表面ニ二條ノ平行線ヲ畫キ其線内ニ銀行又ハ之と同一ノ意義ヲ有スル文字ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得
- 振出人又ハ所持人カ平行線内ニ特定セル銀行ノ商號ヲ記載シタルトキハ支拂人ハ其銀行ニ對シテノミ支拂ヲ爲スコトヲ得但し其銀行カ其商號ヲ抹消シテ他ノ銀行ノ商號ヲ記載シ之ニ取立ノ委任ヲ爲スコトヲ妨ケス
- 第五百三十六條 振出人カ支拂人ヲシテ支拂ヲ爲サシムルコトヲ得ル金額ヲ超ヘテ小切手ヲ振出シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス
- 第五百三十七條 第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十九條ノ二、

切手帳なる帳簿の交付を受けて其用紙に依て振出すものにして振出人が支拂人(通常は銀行)をして支拂はしむることを得る額を超過して小切手を振出したる時は千圓以下の罰金に處せらる。

爲替手形の規定にして此小切手に應ずるものは第五百三十七條に之を列挙す。

海商

船舶 船舶と一般に云へば水上航行の用に供する建築物なりと云ふべきを得ん然れども本法に於ては斯く廣き意味に於て云ふに非ずして商行為を爲す目的を以て航海の用に供せらるるものを稱して船舶と云ふなり而して第五百三十八條第二項に掲げられたる物は本法に於ては之を船舶として取扱はず。

船舶は航海の用に供するものにして船舶を動かさずんば其用をなさざる

第四百五十二條、第四百五十二條ノ二、第四百五十五條、第四百五十七條、第四百五十九條乃至第四百六十四條、第四百八十三條、第四百八十四條、第四百八十六條乃至第四百八十九條ノ二、第四百九十一條、第四百九十二條、第四百九十五條、第五百十四條乃至第五百十五條ノ二、第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ準用ス。

第五編 海商

第一章 船舶及ヒ船舶所有者

第五百三十八條 本法ニ於テ船舶トハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ。

本編ノ規定ハ端舟其他構體ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ構體ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セズ。

第五百三十九條 船舶ノ屬具目錄ニ記載シタル物ハ其從物ト推定ス。

第五百四十條 船舶所有者、特別法ノ定ムル所ニ從ヒ登記ヲ爲シ且船舶國籍證書ヲ受ケルコトヲ要ス。

が故に動産なることは明かなれども種々の關係よりして普通の動産と異り不動産に類似したる取扱を受くるものなり例へば第五百四十條に規定する如く船舶の所有權を取得したる者は船舶登記規則に従い登記を爲し船舶國籍證書を請求せざる可らず又第五百四十一條に依れば船舶所有權の移轉も之を登記して船舶國籍證書に其旨記載するに非ざれば第三者に對抗することを得ざるが如き其他普通の動産に許されざる抵當權を此船舶を目的とする時は許し又強制執行及び競買は不動産と同一の規定に従はしめ船舶の貸借を登記したる場合の効力を不動産の貸借と同様にせるが如し、屬具、船舶は主物及び從物より成る只船體のみは屬具も其用をなさざるが故に種々の屬具も必要とす而して其屬具として屬具目錄に記載されたる物は從物として特

前項ノ規定ハ總噸數二十噸未満又ハ積石數二百石未満ノ船舶ニハ之ヲ適用セズ。

第五百四十一條 船舶所有權ノ移轉ハ其登記ヲ爲シ且船舶國籍證書ニ之ヲ記載スルニ非レバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ。

第五百四十二條 航海中ニ在ル船舶ノ所有權ヲ讓渡シタル場合ニ於テ特約ナキトキハ其航海ニ因リテ生ズル損益ハ讓受人ニ歸スヘキモノトス。

第五百四十三條 差押及ヒ假差押ハ發航ノ準備ヲ終リタル船舶ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ズ。

但シ船舶力發航ヲ爲ス爲メニ生ジタル債務ニ付テハ此限ニ在ラス。

第五百四十四條 船舶所有者ハ船長カ其法定ノ權限内ニ於テ爲シタル行爲又ハ船長其他ノ船員カ其職務ヲ行フニ當リ他人ニ加ヘタル損害ニ付テハ航海ノ終ニ於テ船舶運送貨及ヒ船舶所有者カ其船舶ニ付キ有スル損害賠償又ハ報酬ノ請求權ヲ債權者ニ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得但船舶所有者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス。

前項ノ規定ハ雇傭契約ニ因リテ生ジタル船員ノ權利ニ付テハ之ヲ適用セズ。

別の意思表示なき以上は主物即ち船體の處分に従ふ、船體が移轉された時は其屬具も移轉されたる物と看做す航海中の船舶を移轉したる場合に其損益分配の割合如何は第五百四十二條の定むる所にして船舶に對する差押及び假差押は如何なる時期に於て爲し得るかは第五百四十三條に規定す如何なる船舶が不動産の如き登記を必要とするかは之を第五百四十條に明かにす、

船舶所有者 船員の行爲に對する船舶所有者の責任、第五百四十四條に掲げたる如く船長其他の船員の職務上の行爲によりて他人に損害を加へたる時は其航海の終りに於て船舶所有者は同條列擧の利益を債權者に委付して其責任を免るゝことを得るを原則とすれども其他の人に損害を加ふるに船舶所有者に於て過失ありたる時は右の委付を爲すも

第五百四十四條ノ二 登記シタル船舶ノ委付ハ登記ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス

第五百四十五條 船舶所有者カ債權者ノ同意ヲ得スシテ更ニ航海ヲ爲サシメタルトキハ第五百四十四條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス

第五百四十六條 船舶共有者ノ間ニ在リテハ船舶ノ利用ニ關スル事項ハ各共有者ノ持分ノ價格ニ從ヒ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第五百四十七條 船舶共有者ハ其持分ノ價格ニ應シ船舶ノ利用ニ關スル費用ヲ負擔スルコトヲ要ス

第五百四十八條 船舶共有者カ新ニ航海ヲ爲シ又ハ船舶ノ大修繕ヲ爲スヘキコトヲ決議シタルトキハ其決議ニ對シテ異議アル者ハ他ノ共有者ニ對シ相當代價ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ爲サント欲スル者ハ決議ノ日ヨリ三日内ニ他ノ共有者又ハ船舶管理人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス但此期間ハ決議ニ加ハラザリシ者ニ付テハ其決議ノ通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第五百四十九條 船舶共有者ハ其持分ノ價格ニ應シ船舶ノ利用ニ付テ生シタ

其賠償責任を免るゝことを得ず、又船員が行爲のみに依らずして船舶所有者が債權者の同意なくして更に航海を爲さしめたる時も債權者に對する委付に因りて責任を免るゝことを得ざるなり、

登記したる船舶の委付は之れを登記するに非ざれば効力なし、

船舶共有者 多数の者が同時に同一所有權を有する船舶に對して共同して船舶の共有者間に於て其船舶の利用に關する事項を決定するは其持分の價格に從つて過半数の決議を以て定め費用及び債務負擔の割合は各持分の價格に應ず而して損益の分配は毎航海の終りに於て各共有者の持分に從つて割當つ、共有者間に於て爲されたる新航海又は大修繕の決議に對して不服なる共有者は他の共有者に相當の價格を以て自己の持分を買取

ル債務ヲ辨濟スル費ニ任ス

第五百五十條 損益ノ分配ハ每航海ノ終ニ於テ船舶共有者ノ持分ノ價格ニ應シテ之ヲ爲ス

第五百五十一條 船舶共有者間ニ組合關係アルトキト雖モ各共有者ハ他ノ共有者ノ承諾ヲ得スシテ其持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但船舶管理人ハ此限ニ在ラス

第五百五十二條 船舶共有者ハ船舶管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

船舶共有者ニ非サル者ヲ船舶管理人ト爲スニハ共有者全員ノ同意アルコトヲ要ス

船舶管理人ノ選任及ヒ其代理權ノ消滅ハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第五百五十三條 船舶管理人ハ左ニ掲ケタル行爲ヲ除ク外船舶共有者ニ代ハリテ船舶ノ利用ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

一 船舶ノ讓渡、委付若クハ貸貸ヲ爲シ又ハ之ヲ抵當ト爲スコト

二 船舶ノ保險ニ付スルコト

三 新ニ航海ヲ爲スコト

るべきことを請求することを得而して此請求を爲す手續及び期間は第五百四十八條第二項に明かにす
船舶共有者が其持分を譲渡さんとするときは共有者間に組合關係あると否とに拘らず他の共有者の承諾を受く
の要なし

船舶管理人 其選任及び代理權の消滅
其選任は共に船舶の利用に關する事項の一方は明なり故に共有者の持分の價格に従ひ其過半數の決議を以て之を決すべし然れども若し共有者中の一人を以て管理人と爲すには決議の如何に拘はず全員の同意を要す其選任及代理權の消滅は之を登記すべきものとす
船舶管理人の權限 船舶管理人は共有者に代りて船舶の利用に關する裁判上裁判外一切の行爲を爲す權限を有するを原則とするも船舶共有者に

四 船舶ノ大修繕ヲ爲スコト

五 借財ヲ爲スコト
船舶管理人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五百五十四條 船舶管理人ハ特ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ船舶ノ利用ニ關スル一切ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
船舶管理人ハ每航海ノ終ニ於テ運賃ナク其航海ニ關スル計算ヲ爲シテ各船舶共有者ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス
第五百五十五條 船舶共有者ノ持分ノ移轉又ハ其國籍喪失ニ因リテ船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失スヘキトキハ他ノ共有者ハ相當代價ヲ以テ其持分ヲ買取リ又ハ其競賣ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
又ハ其競賣ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得
社員ノ持分ノ移轉ニ因リ會社ノ所有ニ屬スル船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失スヘキトキハ合名會社ニ在テハ他ノ社員、合資會社及ヒ株式合資會社ニ在テハ他ノ無限責任社員ハ相當代價ヲ以テ其持分ヲ買取ルコトヲ得
第五百五十六條 船舶ノ貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其船舶ニ付キ物

權ヲ取得シタル者ニ對シテモ其效力ヲ生ス

第五百五十七條 船舶ノ貸借人カ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ其利用ニ關スル事項ニ付テハ第三者ニ對シテ船舶所有者ト同一ノ權利義務ヲ有ス
前項ノ場合ニ於テ船舶ノ利用ニ付キ生シタル先取特權ハ船舶所有者ニ對シテモ其效力ヲ生ス但先取特權者カ其利用ノ契約ニ反スルコトヲ知レルトキハ此限ニ在ラス

第二章 船員

第一節 船長

第五百五十八條 船長ハ其職務ヲ行フニ付キ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非ザルハ船舶所有者、備船者、荷送人其他ノ利害關係人ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
船長ハ船舶所有者ノ指圖ニ從ヒタルトキト雖モ船舶所有者以外ノ者ニ對シテハ前項ニ定メタル責任ヲ免ルルコトヲ得ス
第五百五十九條 海員カ其職務ヲ行フニ當タリ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ

船舶法第一條の結果

凡そ船舶が日本の國籍を有するに於ては若し船舶が自然人に屬する場合には日本人に專屬せざる可らざるなり、若し共有者の持分譲渡又は國籍喪失に依りて其船舶が日本の國籍を喪失する場合には他の共有者をして相當

の代償を以て其持分の買取又は競買を裁判所に請求することを得として船籍維持に力めたり之れと同趣旨に於て船籍が會社所有の場合の第五百五十五條第二項の規定を設けたり、
船舶賃借人 船舶の賃借借を登記したる船舶の賃借人たる者の効力は已に述べたる所の如し而して賃借人と第三者との關係に於ては賃借人は船舶所有者の地位に立つ之が爲めに船舶に對して他人が先取特權を取得したる時に其先取特權者に於て賃借人が其利用に關する契約に反して船舶を船舶所有者に對して効力を生ずるなり、
船員 船員は之を船長及海員の二に分ちて説明すべし、
船長 船長は商行為を爲す目的を以て航海の用に供する船舶の指導者なり船長が其職務上の注意を怠りた

於テ船長ハ監督ヲ怠ラザリシコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
 第五百六十條 船長カ已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコト能ハサルトキハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外他人ヲ選任シテ自己ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得此場合ニ於テハ船長ハ其選任ニ付キ船舶所有者ニ對シテ其責ニ任ス
 第五百六十一條 船長ハ發航前船舶ノ航海ニ支障ナキヤ否ヤ其他航海ニ必要ナル準備ノ整頓セルヤ否ヤヲ検査スルコトヲ要ス
 第五百六十二條 船長ハ左ニ掲ケタル書類ヲ船中ニ備ヘ置クコトヲ要ス
 一 船舶國籍證書
 二 海員名簿
 三 器具目錄
 四 航海日誌
 五 旅客名簿
 六 運送契約及ヒ積荷ニ關スル書類

るが爲めに船舶所有者無船者、荷役人其他の者に損害を加へたる時は其賠償を爲すべく若し其行為が船舶所有者の指揮に依りたりとも船舶所有者外の者に掲げたる者に對しては賠償責任を免るゝことを得ず、
 又船長は指導者なるが故に海員に對する監督を怠り海員をして他人に損害を加ふるに至らしめたる時は之が賠償を爲すべきなり、
 船長の船舶指揮に關する義務。此義務を二に分つを便宜とす一は此義務に違反したるに因り直接に利害關係人に損害を來すべきものにあらざれば形式上の義務と云はん、而して直接に損害を及ぼすを實質上の義務と稱せん、
 一、形式上の義務。本法が形式上の義務として規定したるは第五百六十二條に列挙する書類備付の義務のみ也、

七 税關ヨリ交付シタル書類
 前項第三號乃至第五號ニ掲ケタル書類ハ外國ニ航行セサル船舶ニ限り命令ヲ以テ之ヲ備フルコトヲ要セサルモノト定ムルコトヲ得
 第五百六十三條 船長ハ已ムコトヲ得サル場合ヲ除ク外自己ニ代ハリテ船舶ヲ指揮スヘキ者ニ其職務ヲ委任シタル後ニ在サレハ荷物ノ船積及ヒ旅客ヲ乗込ノ時ヨリ荷物ノ陸揚及ヒ旅客ノ上陸ノ時マテ其指揮スル船舶ヲ去ルコトヲ得ス
 第五百六十四條 船長ハ航海ノ準備力終ハリタルトキハ運滞ナク發航ヲ爲シ且必要アル場合ヲ除ク外豫定ノ航路ヲ變更セスシテ到達港マテ航行スルコトヲ要ス
 第五百六十五條 船長ハ航海中最モ利害關係人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ積荷ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス
 利害關係人ハ船長ノ行為ニ因リ其積荷ニ付テ生シタル債權ノ爲メ之ヲ債權者ニ委付シテ其責ヲ免ルルコトヲ得但利害關係人ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス

二、貨上上の義務。之は船積積荷乗組員、旅客等の安全を圖り且つ航海の目的を達する爲めに航海其の如何なる場合に此指揮の義務を他人に委任することを得るか其委任を爲したる時の責任如何は第五百六十條の定むる所なり今貨上上の義務を次に列舉せん、

(イ) 船舶及航海準備の検査 (五六一條)

(ロ) 在船の義務 (五六三條)

(ハ) 航海を成就すべき義務 (五六四條)

(ニ) 航海中最も利害關係人の利益となる方法を以て積荷を処分す可きこと、

船長の船舶所有者に對する關係。船長は通常船舶所有者の選任する所なれども船舶が共有に係る時は船舶管理人が其選任を爲し賃借人に依り

第五百六十六條 船籍港外ニ於テハ船長ハ航海ノ爲メニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

船籍港ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除ク外海員ノ雇入及ヒ雇止ヲ爲ス權限ノミヲ有ス

第五百六十七條 船長ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五百六十八條 船長ハ船舶ノ修繕費、救助料其他航海ヲ繼續スルニ必要ナル費用ヲ支辨スル爲メニ在サレハ左ニ掲ケタル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 船舶ヲ抵當ト爲スコト

二 借財ヲ爲スコト

三 積荷ノ全部又ハ一部ヲ賣却又ハ質入スルコト但第五百六十五條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス

船長カ積荷ヲ賣却又ハ質入シタル場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ其積荷ノ到達スヘカリシ時ニ於ケル陸揚港ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム但其價格中ヨリ支拂フコトヲ要セザリシ費用ヲ控除スルコトヲ得ス

て利用する、時は賃借人に於て之を選任す、然れども例外として船長自ら自己に代る船長を選任する場合あり(五六〇)

船籍港に於ては一切の行爲を爲すは船長 有者なれども最早其港を離港したる以上は船長に於て航海の爲め必要なる裁判上裁判外一切の爲め權を有するものとし船舶の修繕費其他の航海を繼續する爲め必要なるに非ざる第五百六十八條列舉の行爲は之を爲すことを得ずと定めたり、

船長の船籍港に於ける權限如何は第五百六十六條第二項の定むる所にし、船長ハ船舶所有者に對する代理權に制限を加ふるも之を以て善意の第三者に主張することを不得す、

船長の損害賠償責任、船長が積荷の賣却又は質入したる場合及航海を繼續するの必要により積荷を航海の用に供したる場合の賠償額は第五百六

第五百六十九條 船長カ特ニ委任ヲ受ケシテ航海ノ爲メニ費用ヲ出タシ又ハ債務ヲ負擔シタルトキハ船舶所有者ハ船長ニ對シテ第五百四十四條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得

第五百七十條 船籍港外ニ於テ船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキハ船長ハ管海官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ競賣スルコトヲ得

第五百七十一條 左ノ場合ニ於テハ船舶ハ修繕スルコト能ハサルニ至リタルモノト看做ス

一 船舶カ其現在地ニ於テ修繕ヲ受クルコト能ハス且其修繕ヲ爲スヘキ地ニ到ルコト能ハサルトキ

二 修繕費カ船舶ノ價額ノ四分ノ三ニ超ユルトキ

前項第二號ノ價額ハ船舶カ航海中毀損シタル場合ニ於テハ其發航ノ時ニ於ケル價額トシ其他ノ場合ニ於テハ其毀損前ニ有セシ價額トス

第五百七十二條 船長ハ航海ヲ繼續スル爲メ必要ナルトキハ積荷ヲ航海ノ用に供スルコトヲ得此場合ニ於テハ第五百六十八條第二項ノ規定ヲ準用ス

第五百七十三條 船長ハ運滞ナク航海ニ關スル重要ナル事項ヲ船舶所有者ニ

十八條第二項に依りて定む、船長が船舶を競賣に付することを得る場合、船籍港外に於て船長が航海に關する一切の行爲を爲す權限を有することには已に述べたる所の如し、船籍港外に於て船舶が修繕する事能はざるに至りし時は最早航海を繼續することを能はず此場合には所轄官廳の許可を得て競賣する權を船長に與へたり而して如何なる場合に其船舶が修繕すること能はざるに至りたるものと看做すべきかは第五十七一條の定むる所なり、船長の船舶所有者に對する義務として報告の義務及計算の義務を第五十七二條に認めたり、船長の解任、船舶所有者は何時にても船長を解任することを得べきものなれども其解任に正常の事由なき時は船長の請求に依りて損害の賠償を爲すべし若し船長が共有者の一人な

報告スルコトヲ要ス
船長ハ毎航海ノ終ニ於テ遲滞ナク其航海ニ關スル計算ヲ爲シテ船舶所有者ノ承認ヲ求メ又船舶所有者ノ請求アルトキハ何時ニテモ計算ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス
第五十七四條 船舶所有者ハ何時ニテモ船長ヲ解任スルコトヲ得但正當ノ事由ナクシテ之ヲ解任シタルトキハ船長ハ船舶所有者ニ對シ解任ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得
船長カ船舶共有者ナル場合ニ於テ其意ニ反シテ解任セラレタルトキハ他ノ共有者ニ對シ相當代價ヲ以テ自己ノ持分ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得
船長カ前項ノ請求ヲ爲サンコト欲スルトキハ遲滞ナク他ノ共有者又ハ船舶管埋人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス
第五十七五條 船長ノ船舶所有者ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
第二節 海員

る時に其船長の意に反して解任したる時は其船長は第五十七四條第三項に依りて通知をなし他の共有者に自己の持分の買取を請求することを得、船長の船舶所有者に對する債權の消滅時効は一年とす、海員 船長を除きたる一切の乗組員を海員と云ふ海員は船長の指揮に従つて行動すべきものにして船長の雇入手續を終りたる時は船長の指定したる時に於て船舶に乗込むべきものとす而して一旦乗込みたる以上は船長の許可を得ずして其船舶を去ることを得ず海員が其職務に従事する間の食料は船長之を負擔せしむる船舶所有者の負擔とす、海員の疾病治療看護の費用及び海員の給料の關係は第五十七八條に明かなり、海員服役中の事故、海員服役中の食料、治療及看護費の事柄は前述の如

第五十七六條 海員ハ其雇入ノ手續カ終ハリタルトキハ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗込ムコトヲ要ス
海員ハ船長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其乗込ミタル船舶ヲ去ルコトヲ得ス
第五十七七條 海員ノ服役中ノ食料ハ船舶所有者ノ負擔トス
第五十七八條 海員カ服役中不行跡其他重大ナル過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷疾ヲ受ケタルトキハ船舶所有者ハ三個月ヲ超エサル期間内ノ治療及看護ノ費用ヲ負擔ス
前項ノ場合ニ於テ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得但其職務ヲ行フニ因リテ疾病ニ罹リ又ハ傷疾ヲ受ケタルトキハ其給料ノ全額ヲ請求スコトヲ得
第五十七九條 一航海ニ付キ給料ヲ定メタル場合ニ於テ航海ノ日數ヲ延長シ又ハ不可抗力ニ因ラスシテ其里程ヲ延長シタルトキハ海員ハ其割合ニ應ジテ給料ノ増加ヲ請求スルコトヲ得但航海ノ日數又ハ里程ヲ短縮シタルトキト雖モ給料ノ全額ヲ請求スルコトヲ得
第五八十條 海員カ就役ノ後死亡シタルトキハ船舶所有者ハ死亡ノ日マデ

し而して海員は雇傭契約に依りて雇入れらるものなるが故に船舶所有者に對して給料を請求する権利あるなり若し一航海につき給料を定めたる場合に其航海の里程又は日數が短縮さるゝも其給料全額を請求するを得、若し第五百七十九條に依り日數又は里程を延長されたる場合には其割合に應じて給料の増加を請求することを得、

海員が死亡したる場合に其費用及び給料は如何にすべきかは第五百八十條の叫かにする所なり、

海員雇傭契約の終了。(イ) 勞務の完了、雇傭契約の目的たる勞務の完了に依りて終了するは最も普通の場合なれども、期間を以て勞務に服することを約する場合につき本注は契約自由の原則に制限を加へて第五百八十四條に於て必ず一年以下の期間とすべきことを定めたり然れども此一年

ノ給料ヲ支拂フコトヲ要ス
海員カ其職務ヲ行フニ因リテ死亡シタルトキハ其葬式ノ費用ハ船舶所有者ノ負擔トス
第五百八十一條 左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止メルコトヲ得

- 一 發航前海員カ其職務ニ不適任ナルコトヲ認メタルトキ
- 二 海員カ著シク其職務ヲ怠リ又ハ其職務ニ關シ之ニ重大ナル過失アリタルトキ
- 三 海員カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四 海員カ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ
- 五 不可抗力ニ因リ發航ヲ爲シ又ハ航海ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得
第一項第四號及ヒ第五號ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止メ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得但シ第四號ノ場合ニ於テ海員ニ過失アリ

の期間經過の場合に又一年以内にて更に契約を改むるは差支なし、期間の定めなき時は特別の約束なき場合は外船舶が安全に碇泊して積荷の陸揚及び客の上陸を終へたる時は夫れに依りて勞務は完了したるものと見るべきものなるが故に海員に此以後に於て雇止めの請求を爲すことを得

船舶所有者の變更。航海中船舶所有者に變更を來たすも海員の雇傭契約の變更を及ぼすべきものに非ず前の契約に依りて權利義務を有す、勞務の完了には非らざるも海員の死亡に因りて雇傭契約の終了するは自明の理なり、

船舶に關する事由に因る終了。海員は船舶を目的とし其上にて勞務に服する者なるが故に其船舶が全く沈没するか又は修繕不能となり若しくは捕獲せられたるときは該契約は當然終

ルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス
第五百八十二條 海員カ前條第一項ニ掲ケタル事由ニ因ラスシテ雇止メラレタルトキハ其服役シタル期間ニ對スル給料ノ外一ヶ月分ノ給料ヲ請求スルコトヲ得若シ雇入港外ニ於テ雇止メラレタルトキハ雇入港マテ歸航スルニ必要ナル期間ニ對スル給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得
第五百八十三條 左ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止メヲ請求スルコトヲ得

- 一 船舶カ日本ノ國籍ヲ喪失シタルトキ
- 二 自己ノ過失ニ因ラスシテ疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケ其職務ニ堪ヘサルニ至リタルトキ
- 三 船長ヨリ虐待ヲ受ケタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止メ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得
第五百八十四條 航海中船舶ノ所有者カ變更シタルトキハ海員ハ新所有者ニ對シ雇傭契約ニ因リテ生シタル權利義務ヲ有ス
第五百八十五條 海員ノ雇入期間ハ一年ヲ越エルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ

了するものと爲すに至當とし當事者
よりの雇止めを請求するの要なしと
認めて第五百八十七條の規定を設け
たり。

雇止。當事者の各自が契約の解約若
又は解除を爲すに關し商法に於
て特別の規定を設け第五百八十一條
及第五百八二條に於て船長より雇止を
爲す場合を規定し第五百八三條及第五
八六條に於て海員より雇止を請求し
得る場合を規定せり。

(一)船長が海員を雇止する場合
之れに正常なる事由ある場合と然ら
ざる場合とあり而して其正常の事由
存すと爲す場合は第五百八十一條第
一項第一號乃至第五號に列挙せり而
して其中第一號乃至第三號に因りて
解雇されたる場合は海員は其服役期
間に對する給料を請求することを得
而して第四號及び第五號に因りて解
雇されたる場合は雇止の日迄の給料

期間ヲ以テ海員ヲ雇入レタルトキハ其期間ハ之ヲ一年ニ短縮スルコトヲ得
海員ノ雇入ハ之ヲ更新スルコトヲ得但し其期間ハ更新ノ時ヨリ一年ヲ超ユル
コトヲ得ス

第五百八十六條 雇入期間ノ定ナキトキハ海員ハ特約アル場合ヲ除ク外船長
カ安全ニ碇泊シ且積荷ノ陸揚及ヒ旅客ノ上陸カ終ハリタル後ニ非サレバ其
雇止ヲ請求スルコトヲ得ス

第五百八十七條 海員ノ雇入契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス

- 一 船舶カ沈没シタルコト
- 二 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルコト
- 三 船舶カ捕獲セラレタルコト

前項ノ場合ニ於テハ海員ハ契約終了ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還
ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十八條 海員カ雇入港マテノ送還ヲ請求スル權利ヲ有スル場合ニ於
テハ送還ニ代ヘテ其費用ヲ請求スルコトヲ得

第五百八十九條 第五百七十五條ノ規定ハ海員ノ債權ニ之ヲ準用ス

及び雇入れ港迄の送還又は送還費用
を請求することを得然し第四號即ち
海員が疾病、傷疾を受けて其職に堪
へざるに至りし原因が海員の過失に
因りたる場合は例外なり。

右述べたる所は正常の事由ありとし
て法律の定めたる所なれども若し右
等の事由即ち正常の事由に依らずし
て海員が雇止られたる時は服役期間
に對する給料以外に一ヶ月分の給料
を請求し尙雇入港迄歸港するに要す
る日數に應じての給料及返還又は送
還費用を請求するも妨げなし。

(二)海員より雇止を請求する場合
海員も亦雇止を請求するに正常なる
事由あることあり即第五百八十二條
第一項第一號乃至第三號の事由ある
場合なり而して是等の場合は海員に
正常の事由あるものなるが故に雇止
の日迄の給料及雇入港迄の送還又は
送還費用を請求し得るなり、第五百

第三章 運送

第一節 物品運送

第五百九十条 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタルトキハ
各當事者ハ相手方ノ請求ニ因リ運送契約書ヲ交付スルコトヲ要ス

第五百九十一条 船舶所有者ハ備船者又ハ荷送人ニ對シ發航ノ當時船舶カ安
全ニ航海ヲ爲スニ堪フルコトヲ擔保ス

第五百九十二条 船舶所有者ハ特約ヲ爲シタルトキト雖モ自己ノ過失、船員
其他ノ使用人ノ惡意若クハ重大ナル過失又ハ船舶カ航海ニ堪ヘサルニ因リ
テ生シタル損害ヲ賠償スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第五百九十三条 法令ニ違反シ又ハ契約ニ依ラスシテ船積シタル運送品ハ船
長ニ於テ何時ニテモ之ヲ陸揚シ、若シ船舶又ハ積荷ニ危害ヲ及ボス虞アル
トキハ之ヲ放棄スルコトヲ得但し船長カ之ヲ運送スルコトキハ其船積ノ地及ヒ
時ニ於ケル同種ノ運送品ノ最高ノ運送賃ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ船舶所有者其他ノ利害關係人カ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ

八十六條は雇入期間の定めなきに因り海員を雇止を請求する場合に於て前已に述べたるを以て之を略す債権の消滅時効。海員が船舶所有者に對して有する給料及費用請求權其他一切の債権は一年の期間經過するに因りて消滅す。

陸上運送と同じく物品運送と旅客運送との二種あり。

物品運送 海上物品運送契約は之を送契約の二と爲すことを得而して備船契約は又之を全部の備船契約と一部の備船契約の二に分ちことを得。備船契約は當事者の一方が船舶の全部若しくは一部を貸切り之に船積したる物品又は乗組みたる旅客を運送することを約し相手方が之に對して報酬即ち運賃を支拂ふことを約するに因りて成立する契約を備船契約と云ふ。此場合は備船者が積入るる物

妨ぐス。

第五百九十四條 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ運送品ヲ船積スルニ必要ナル準備カ整頓シタルトキハ船舶所有者ハ運送品ノ備船者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス。

備船者カ運送品ヲ船積スルヘキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ノ前項ノ通知アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス其期間經過ノ後運送品ヲ船積シタルトキハ船舶所有者ハ特約ナキトキト雖モ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ船積ヲ爲スコト能ハサル日ヲ算入セス。

第五百九十五條 船長カ第三者ヨリ運送品ヲ受取ルヘキ場合ニ於テ其者ヲ確知スルコト能ハサルトキ又ハ其者カ運送品ヲ船積セサルトキハ船長ハ直チニ備船者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ船積期間内ニ限り備船者ニ於テ運送品ヲ船積スルコトヲ得。

第五百九十六條 備船者ハ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ニ對シテ發航ヲ請求ヲ爲スコトヲ得。

備船者カ前項ノ請求ヲ爲シタルトキハ運送賃ノ全額ノ外運送品ノ全部ヲ船

品は不特定にして自己の物品のみならず更に第三者と運送契約を締結し其物品を積入るることを得。

個々の物品運送契約の何たるかは陸上運送の場合に述べたると同様なり。

物品運送契約の効力。物品運送契約成立したる時備船契約なる場合には後日の證として各當事者は相手方の請求に因りて運送契約書なるものを交付すべきものなり。而して物品運送契約の効力として左の二に分ちて説明せん。

一、船舶所有者の權利義務。(イ) 船舶所有者は運送契約に依りて船舶が航海に堪へ得ることを得。船積可らず(ロ) 船積に關する義務。船舶所有者が運送契約に因りて船積したる物品運送の義務を負担するものなるが故に船積につきは先船積し得る準備を爲すことを要す其準備を整頓したる時は船舶全部若しくは一部

積セサルニ因リテ生シタル費用ヲ支拂ヒ向ホ船舶所有者ノ請求アルトキハ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス。

第五百九十七條 船舶期間經過ノ後ハ備船者カ運送品ノ全部ヲ船積セサルトキト雖モ船長ハ直チニ發航ヲ爲スコトヲ得。

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第五百九十八條 發航前ニ於テハ備船者ハ運送賃ノ半額ヲ支拂ヒテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得。

往復航海ヲ爲スヘキ場合ニ於テ備船者カ其歸航ノ發航前ニ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ運送賃ノ三分ノ二ヲ支拂フコトヲ要ス他港ヨリ船積港ニ航行スヘキ場合ニ於テ備船者カ其船積港ヲ發スル前ニ契約ノ解除ヲ爲シタルトキ亦同シ。

運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタル後前二項ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ其船積及ヒ陸揚ノ費用ハ備船者之ヲ負擔ス。

備船者カ航積期間内ニ運送品ノ船積ヲ爲サザリシトキハ契約ノ解除ヲ爲シ

備船契約の場合に在りては備船者に對して速かに通知を爲すべし、備船者が第三者をして船積を爲さしむる場合に船長が其第三者を知らざるに於ては其者が運送品の船積を爲さしむる時は船長は直ちに備船者に其旨通知すべし之れ備船者をして自ら進んで船積するか他の方法を採らしめんが爲めなり

箇々の物品運送契約の場合には船長は船積に關する指圖を與ふべし、然らざれば適當の時期に於て船積を爲すこと能わざればなり

(ハ)船積に關する權利。船積所有者は契約の趣旨に従いて船積を受くる權利あり備船者又は荷送人が法令に違反したる積荷を爲し又は契約上の運送品と異りたる物品を船積したる場合には船長は之を運送するの義務なし何時にても之を陸揚することをなす得若し船積又は他の積荷に危害を及

タルモノト看做ス

第五百九十九條 備船者カ前條ノ規定ニ從ヒテ契約ノ解除ヲ爲シタルトキト雖モ附隨ノ費用及ヒ立替金ヲ支拂フ責ヲ免ルルコトヲ得ス

前條第二項ノ場合ニ於テハ備船者ハ前項ニ掲ケタルモノノ外運送品ノ價格ニ應ジ共同海損、又ハ救助ノ爲メ負擔スベキ金額ヲ支拂フコトヲ要ス

第六百條 發航後ニ於テハ備船者ハ運送貨ノ全額ヲ支拂フ外第六百六條第一項ニ定メタル債務ヲ辨濟シ且陸揚ノ爲メニ生スベキ損害ヲ賠償シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス

第六百一條 船積ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ヲ爲シタル場合ニ於テ備船者カ他ノ備船者及ヒ荷送人ト共同セシテ發航前ニ契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ運送貨ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス但船積所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送貨ハ之ヲ控除ス

發航前ト雖モ備船者カ既ニ運送品ノ全部又ハ一部ヲ船積シタルトキハ他ノ備船者及ヒ荷送人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス

前七條ノ規定ハ船積ノ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準

ぼす虞ある時は之を放棄をなすを得運送したる時は其船積の地及時に於ける同種の運送品の最高の運送貨を請求することを得尙害を生じたる時は其賠償の請求權は獨り船積所有者のみならず他の荷送人其他の利害關係人も之が爲めに損害を蒙りたる時其賠償請求を爲すことを得

若し又契約に反せざるも法令に違反したる時は船長は右の陸揚又は放棄の權を行ふことを得

船積は之を如何なる期間内に爲し終るべきや備船契約の場合と箇々の物品運送契約の場合とに區別して説明することを得

(イ)備船契約の場合。船積期間は契約に依りて定まるあり慣習に依りて定まることあり而して此期間は船積準備の整頓したることの通知を發したる翌日より之を起算す、船積期間に備船の爲めに設けたる期間にし

用ス

第六百二條 箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ヲ爲シタルトキハ荷送人ハ船長ノ指圖ニ從ヒ運送貨ヲ運送品ヲ船積スルニトヲ要ス

荷送人カ運送品ノ船積ヲ怠リタルトキハ船長ハ直チニ發航ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ荷送人ハ運送貨ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス但船積所有者カ他ノ運送品ヨリ得タル運送貨ハ之ヲ控除ス

第六百三條 第六百一條ノ規定ハ荷送人カ契約ノ解除ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第六百四條 備船者又ハ荷送人ハ船積期間内ニ運送ニ必要ナル書類ヲ船長ニ交付スルコトヲ要ス

第六百五條 船積ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ヲ爲シタル場合ニ於テ運送品ヲ陸揚スルニ必要ナル準備ヲ整頓シタルトキハ船長ハ運送貨ヲ荷受人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

運送品ヲ陸揚スベキ期間ノ定アル場合ニ於テハ其期間ハ前以テ通知アリタル日ノ翌日より之ヲ起算ス其期間經過ノ後運送品ヲ陸揚シタルトキハ船積

て之に對する報酬は己に運送貨中に包含せらるるものとす故に此期間に對しては船舶所有者は最早報酬を請求することを得ざるも期間經過せるも船長に於て其發航を欲するときは其期間經過後と雖も船積を爲すことを得此場合には船舶所有者は相當の報酬を請求することを得而して船積期間中に備船者の都合によりて船積を終らざる時にも船長は直ちに發航することを得、若備船者が船積期間内に少しも船積せざる時は契約を解除したるものと看做さるるなり、(四)箇々の物品運送契約の場合、特別又は契約によりて船積期間の定められたる場合の外荷送人は船長の指揮に従いて速かに運送品の船積を爲すべし、右の外備船契約の場合たるは箇々の物品運送契約の場合たるを問はず、備船者又は荷送人は運送に必要な

所有者の特約ナキトキ、雖も相當の報酬を請求スルコトヲ得、前項ノ期間中ニハ不可抗力ニ因リテ陸揚ヲ爲スコト能ハサル日ヲ算入セス、箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタルトキハ荷受人ハ船長ノ指圖ニ從ヒ運送品ヲ陸揚スルコトヲ要ス、第六百六條 荷受人ハ運送品ヲ受取リタルトキハ運送契約又ハ船荷證券ノ趣旨ニ從ヒ運送貨物ノ費用、立替金、碇泊料及ヒ運送品ノ價格ニ應ジ共同海損又ハ救助ヲ爲シ負擔スヘキ金額ヲ支拂フ義務ヲ負フ、船長ハ前項ニ定メタル金額ノ支拂ト引換ニ非サレハ運送品ヲ引渡スコトヲ要セス、第六百七條 荷受人ハ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リタルトキハ船長ハ之ヲ供託スルコトヲ得此場合ニ於テハ運送品ハ荷受人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス、第六百八條 運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送貨物ニ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ當時ニ於テ重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム、第六百九條 期間ヲ以テ運送貨物ニ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船積力不可抗力ニ因リテ發航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ爲スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス第五百九十四條第二項又ハ第六百五條第二項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間經過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ爲シタル日數亦同シ、第六百十條 船舶所有者ハ第六百六條第一項ニ定メタル金額ノ支拂ヲ受クル爲メ裁判所ノ許可ヲ得テ運送品ヲ競賣スルコトヲ得、船長ハ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ト雖モ船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ權利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ二週間ヲ經過シタルトキ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス、第六百十一條 船舶所有者ハ前條ニ定メタル權利ヲ行ハサルトキハ備船者又ハ荷送人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス、此場合ニ於テハ運送品ヲ

書類例へば検査證書、關稅領收證書、關稅明細書等を船長に交付すべし、若し之を交付せざるが爲め損害を生じたが時は其賠償を爲すべし、船積期間内に其船積を終らざるは運送貨物の全額及びそれに因りて要する費用を支拂ふべく船積所有者の請求ある時は相當の擔保を供すべし、船舶一部の場合に勿論例令全部の船積を爲したる場合にも其發航時期の至る迄は其發航を請求することを得ず然れども同一船舶の一部備船者全員が共同する時は恰も全部備船者に相當するが故に發行を請求し得るべし、此場合に船舶所有者に支拂ふべき額は全部備船契約の場合と同じ、箇々の物品運送契約に於ては船長は其契約に依り定められたる時期に發

第六百八條 運送品ノ重量又ハ容積ヲ以テ運送貨物ニ定メタルトキハ其額ハ運送品引渡ノ當時ニ於テ重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム、第六百九條 期間ヲ以テ運送貨物ニ定メタルトキハ其額ハ運送品ノ船積著手ノ日ヨリ其陸揚終了ノ日マテノ期間ニ依リテ之ヲ定ム但船積力不可抗力ニ因リテ發航港若クハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ爲スヘキトキ又ハ航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ其期間ハ之ヲ算入セス第五百九十四條第二項又ハ第六百五條第二項ノ場合ニ於テ船積期間又ハ陸揚期間經過ノ後運送品ノ船積又ハ陸揚ヲ爲シタル日數亦同シ、第六百十條 船舶所有者ハ第六百六條第一項ニ定メタル金額ノ支拂ヲ受クル爲メ裁判所ノ許可ヲ得テ運送品ヲ競賣スルコトヲ得、船長ハ荷受人ニ運送品ヲ引渡シタル後ト雖モ船舶所有者ハ其運送品ノ上ニ權利ヲ行使スルコトヲ得但引渡ノ日ヨリ二週間ヲ經過シタルトキ又ハ第三者カ其占有ヲ取得シタルトキハ此限ニ在ラス、第六百十一條 船舶所有者ハ前條ニ定メタル權利ヲ行ハサルトキハ備船者又ハ荷送人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス、此場合ニ於テハ運送品ヲ

航すべきものとす。發航に關する權。全部備船契約の場合には船積期間經過後に於て何時にても發航することを得。此場合に船積所有者は運賃の全額、船積を完了せざるに因りて支出したる費用を支拂はしめ相當の擔保を供せしむることを得。一部備船の場合には同一船舶に對する一部備船者の全員に對する船積期間經過後に於て始めて發航することを得るなり。箇々の物品運送契約の場合にても荷送人が運送品の船積を怠りたる時は船長は直ちに發航することを對して如何なる請求權を有するかは第六十二條の定むる所なり。陸揚に關する權利義務。之れ亦船積に關する權利義務と同様にして義務は第六十五條第一項及第四項に之を定め權利としては同條第二項及第

度ニ於テ償還ヲ爲スコトヲ要ス
第六十二條 船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ備船者カ更ニ第三者ト運送契約ヲ爲シタルトキハ其契約ノ履行カ船長ノ職務ニ屬スル範圍内ニ於テハ船舶所有者ノミ其第三者ニ對シテ履行ノ責ニ任ス但第五百四十四條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ妨ケス
第六十三條 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス
一 第五百八十七條第一項ニ掲ケタル事由
二 運送品カ不可抗力ニ因リテ滅失シタルトキ
第五百八十七條第一項ニ掲ケタル事由ガ航海中ニ生シタルトキハ備船者ハ運送ノ割合ニ應ジ運送品ノ價格ヲ超エサル限度ニ於テ運送貨ヲ支拂フコトヲ要ス
第六十四條 航海又ハ運送方法令ニ反スルニ至リタルトキ其他不可抗力ニ因リテ契約ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト不能ハサルニ至リタルトキハ各當事者ハ契約ヲ解除ヲ爲スコトヲ得

四項に之を定む
備船者と更に運送契約をなしたる第三者に對する船舶所有者の責任。特別の定めなき場合は備船者は更に第三者と運送契約を締結することを得而して此契約は一の獨立したる契約にして備船者と船舶所有者との間の備船契約の讓渡にあらず而して此場合の船舶所有者が第三者に對する責任は第六十二條に之を規定す。陸上運送に關する規定の準用。海上運送と陸上運送とは右に述べたる如き差異あれども元來其契約のものに同一の性質なるが故に海上運送にも陸上運送に關する規定の多くを應用する。即ち第六十九條に列擧する所なり。
荷受人の權利義務。之れ陸上運送に於ける荷受人の權利義務と大差なきが故に多く説明するの要なし第六百六條乃至第六百一十一條の明細に規

前項ニ掲ケタル事由カ發航後ニ生シタル場合ニ於テ契約ヲ解除ヲ爲シタルトキハ備船者ハ運送ノ割合ニ應ジテ運送貨ヲ支拂フコトヲ要ス
第六十五條 第六十三條第一項第二號及七前條第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキハ船舶所有者ノ負擔ヲ重カラシメサル範圍内ニ於テ他ノ運送品ヲ船積スルコトヲ得
備船者カ前項ニ定メタル權利ヲ行ハント欲スルトキハ運送品ノ運送貨揚又ハ船積ヲ爲スコトヲ要ス若シ其陸揚又ハ船積ヲ怠リタルトキハ運送貨ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス
第六十六條 第六十三條及七第六十四條ノ規定ハ船舶ノ一部又ハ箇箇ノ運送品ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ之ヲ準用ス
第六十三條第一項第二項及七第六十四條第一項ニ掲ケタル事由カ運送品ノ一部ニ付テ生シタルトキハ雖モ備船者又ハ荷送人ハ契約ヲ解除ヲ爲スコトヲ得
但運送貨ノ全額ヲ支拂フコトヲ要ス
第六十七條 船舶所有者ハ左ノ場合ニ於テハ運送貨ノ全額ヲ請求スルコト

定する所これなり。物品運送契約の終了。法定の原因に依る終了と契約解除に因る場合との二あり。

一、契約の解除、之れ亦備船者又は荷送人が任意に契約の解除を爲す場合と不可抗力に因り當事者が契約の解除を爲す場合との二あり。

(一) 備船者又は荷送人の任意に契約を解除する場合、備船者は契約の目的たる備船の發航前に於ては何時にても運送貨の半額を支拂て契約の解除を爲す事を得又其備船が往復航海を爲すべき場合に其歸航の發行前に於ては運送貨の三分の二を支拂いて契約の解除を爲すことを得又他港より船積港に航行すべき場合にも又其船積港を發する前には運送貨の三分の二を支拂いて解除することを得而して又全部又は一部を船積したる

- 得
- 一、船長が第五百十八條第二項ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ賣却又ハ質入シタルトキ
 - 二、船長が第五百七十二條ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ航海ノ用ニ供シタルトキ
 - 三、船長が第六百四十一條ノ規定ニ從ヒテ積荷ヲ處分シタルトキ
 - 第六百十八條、船積港に於て積荷者、荷送人又ハ荷受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 - 第六百十九條、第三百二十八條、第三百三十六條乃至第三百四十一條及ヒ第三百四十八條ノ規定ハ船積港に於て之ヲ準用ス
- 第二款 船積港
- 第六百二十條、船長ハ備船者又ハ荷送人ノ請求ニ因リ運送品ノ船積後運滞ナク一通又ハ敷通ノ船積港ヲ交付スルコトヲ要ス
 - 第六百二十一條、船積港に於て積荷者、荷送人又ハ荷受人ニ對シテ船積港ヲ交付スルコトヲ委任スルコトヲ得
 - 第六百二十二條、船積港ニハ左ノ事項ヲ記載シ船長又ハ之ニ代ハル者署名スルコトヲ要ス

後に於ても右に從つて契約を解除することを得、船積港内に船積したるも爲さざる時は契約を解除したるものと看做す。

以上に因る契約解除の各場合の解除者の責任は第五百九十八條第三項及第五百九十九條に之を規定す、右の外契約解除の爲の要件及効力に關して第六百條及第六百二條に明かにせり、不可抗力に基きて各當事者備船者又は荷送人及び船積港所有者が契約の解除を爲す場合は第六百十四條第六百十六條に於て之を詳細に規定せり。

(一) 法定の原因に因り契約の終了する場合及び其効力は第六百十三條に之を列舉せり。

債權の消滅時効。船積港所有者の運賃全額を請求し得る場合は第六百十七條に之を定む、而して船積港所有者の備船者、荷送人、荷受人に對する債權は一ヶ年行はざるに因り消滅す。

- 一、船積ノ名稱及七國籍
- 二、船長カ船積港ヲ作ラサルトキハ船長ノ氏名
- 三、運送品ノ種類、重量若クハ容積及ヒ其荷造ノ種類、前數竝ニ記載
- 四、備船者又ハ荷送人ノ氏名又ハ商號
- 五、荷受人ノ氏名若クハ商號
- 六、船積港
- 七、陸揚港但發航後備船者又ハ荷送人カ陸揚港ヲ指定スヘキトキハ其之ヲ指定スルコトヲ得
- 八、運送貨
- 九、敷通ノ船積港ヲ作リタルトキハ其數
- 十、船積港ノ作地及ヒ其作成ノ年月日
- 第六百二十三條、備船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リ船積港ノ積本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス
- 第六百二十四條、陸揚港ニ於テハ船長ハ敷通ノ船積港中ノ一通ノ所持人カ運送品ヲ引渡テ請求シタルトキト雖モ其引渡ヲ拒ムコトヲ得

船荷證券

船荷證券は陸上運送の場合の貨物引換證書に相当するものにして船長は備船者又は荷送人の請求に因りて運送品の船積されたる後速かに船荷證券なる物を交付すべきものとす船荷證券は通常船長の發行するものなれども船積所有者は船長以外の者をして船長に代りて此證券交付方を委任することを得而して通常は一通發するものなれども請求に依りては船長又は之に代る物は何通の船荷證券を發行するも妨げなし然らば此船荷證券なるものは如何なる形式を踏みて發行すべきかと云ふに第六百二十二條第一號乃至第十號の事項を記載したる書面を作成し船長又は之に代るべき者が之に署名すべきものとす而して此船荷證券の交付を受けたる備船者又は荷送人は船長又は之に代るべき者の請求に因りて其證券の原本を作成し之に

第六百二十五條

陸揚港外ニ於テハ船長ハ船荷證券ノ各通ノ返還ヲ受ケルニ非サルハ運送品ヲ引渡スコトヲ得ス
第六百二十六條 二人以上ノ船荷證券所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ船長ハ運送品ヲ供託シ且請求ヲ爲シタル各所持人ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス船長カ第六百二十四條ノ規定ニ依リテ運送品ノ一部ヲ引渡シタル後他ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタル場合ニ於テ其殘部ニ付キ亦同シ
第六百二十七條 二人以上ノ船荷證券所持人アル場合ニ於テ其一人カ他ノ所持人ニ先チテ船長ヨリ運送品ノ引渡ヲ受テ後該部ニ於テ他ノ所持人ノ船荷證券ハ其效力ヲ失フ
第六百二十八條 二人以上ノ船荷證券所持人アル場合ニ於テ船長カ未ダ運送品ノ引渡ヲ爲サザレバ原所持人カ最モ先ニ發送シ又ハ引渡シタル證券所持人ニ於テ他ノ所持人ニ先チテ其權利ヲ行フルハ得ズ
第六百二十九條 第三百三十四條乃至第三百三十五條及ヒ第三百四十四條ノ規定ハ船荷證券ニ之ヲ準用ス

第二節 旅客運送

署名して請求者に交付すべきものとす
右船荷證券を數通發行したる場合に其中の一通の所持人が運送品の引渡しを請求したる時にも船長は其引渡しを拒むことを得ざるなり然れども此引渡請求は必ず運送品の陸揚港に於てなしたる場合なることを要す陸揚港外に於ては必ず船荷證券の各通の返還なき以上は運送品の引渡を爲すことを得ず
船荷證券所持人二人以上ある場合二人以上の證券所持人が運送品の引渡を請求したる場合に船長は之を如何にすべきかは第六百二十六條の明かに定むる所にして又一人が他の所持人等に先立ちて運送品引渡を受けたる時は他の者の船荷證券は其効力を失ふべきものとす又未だ何人にも引渡さざる場合に於ては船長は所持人が最も先に發行し又は引渡ししたる

第六百三十條

旅客カ發航前ニ死亡、疾病其他一身ニ關スル不可抗力ニ因リテ航海ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ船積所有者ハ運送貨ノ四分ノ一ヲ請求スルコトヲ得

船荷證券を所持する者が他の所持人に先づ其運送品引渡の請求を爲すことを得陸上運送の貨物引換證券に關する第三百三十四條乃至第三百三十五條及第三百四十四條の規定は此船荷證券にも應用するものとす

旅客運送 運送の目的が物品に非ずして人なる場合は旅客運送と云ふ然れども船舶の一部又は全部を以て運送契約の目的としたる場合に於ては縱令旅客を運送するに使用する場合にても船舶所有者と船舶者との關係は前に述べたる物品運送契約に關する規定に従ふ旅客運送契約にては乗船切符を發行して其契約成立を證明するを常とし其無記名式なるもの及び記名式にても發行者に於て譲渡を爲すことが許したるものは譲渡することを得れども普通記名式の切符は之を譲渡することをせず

運送契約の効力。船舶所有者の義務

前項ニ掲ケタル事由カ發航後ニ生シタルトキハ船舶所有者ハ其選擇ニ從ヒ運送貨ノ四分ノ一ヲ請求シ又ハ運送ノ割合ニ應ジテ運送貨ヲ請求スルコトヲ得

第六百三十六條 航海ノ途中ニ於テ船舶ヲ修繕スヘキトキハ船舶所有者ハ其修繕中旅客ニ相當ノ住居及ヒ食料ヲ供スルコトヲ要ス但旅客ノ權利ヲ害セサル範圍内ニ於テ他ノ船舶ヲ以テ上陸港マテ旅客ヲ運送スルコトヲ提供シタルトキハ此限ニ在ラス

第六百三十七條 旅客運送貨契約ハ第五百八十七條第一項ニ掲ケタル事由ニ因リテ終了ス若シ其事由カ航海中ニ生シタルトキハ旅客ハ運送ノ割合ニ應ジテ運送貨ヲ支拂フコトヲ要ス

第六百三十八條 旅客カ死亡シタルトキハ船長ハ最モ其相繼人ノ利益ニ適スヘキ方法ニ依リテ其船中ニ在ル手荷物ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス

第六百三十九條 第三百五十二條、第三百五十一條第一項、第三百五十二條、第五百九十二條、第五百九十二條、第六百十四條及ヒ第六百十八條ノ規定ハ海上ノ旅客運送ニ之ヲ準用ス

第五百九十三條及ヒ第六百十七條ノ規定ハ旅客ノ手荷物ニ之ヲ準用ス

第六百四十條 旅客運送ヲ爲ス爲メ船舶ノ全部又ハ一部ヲ以テ運送契約ノ目的ト爲シタル場合ニ於テハ船舶所有者ト船舶者トノ關係ニ付テハ前節第一款ノ規定ヲ準用ス

第四章 海損

第六百四十一條 船長カ船舶及ヒ積荷ナシテ共同ノ危險ヲ免レシムル爲メ船舶又ハ積荷ニ付キ爲シタル處分ニ因リテ生シタル損害及ヒ費用ハ之ヲ共同海損トス前項ノ規定ハ危險カ過失ニ因リテ生シタル場合ニ於テ利害關係人ノ過失者ニ對スル求償ヲ妨ケス

第六百四十二條 共同海損ハ之ニ因リテ保存スルコトヲ得タル船舶又ハ積荷ノ價格ト運送貨ノ半額ト共同海損タル損害ノ額トノ割合ニ應ジテ各利害關係人ノ之ヲ分擔ス

第六百四十三條 共同海損ノ分擔額ニ付テハ船舶ノ價格ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル價格トシ積荷ノ價格ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル價格トス但積荷ニ付テハ其價格中ヨリ減失ノ場合ニ於テ支拂フコトヲ要セサル運送貨其他ノ費

船舶所有者には食料負擔、船舶修繕中旅客に相當の住所及び食料を給與するの義務、手荷物無貨運送旅客死亡の際手荷物處分の義務、自己又は其使用人が運送に關する注意を怠りたるに因り旅客に損害を生ぜしめたる時は賠償義務、手荷物に對する注意の義務及び船舶が安全に航海に堪ふることを擔保責任等あり

旅客の義務。旅客は一定の時期迄に其船舶に乘込むべき義務、運送貨支拂等の義務あり

運送契約の終了。是亦物品運送の場合と同しく契約解除に依る場合と法定の原因に因る場合との二に分つことを得、而して旅客の任意に解除する場合と不可抗力に基きて解除する場合との二あり發航前に於ては旅客は運賃の半額を支拂いて解除することを得然れども發航後に於ては運賃の全額を支拂ふに非ざれば解除すると

を得ず、不可抗力に依る場合は第六百十四條を準用して契約の解除を爲す旅客の死亡疾病其他一身に關する不可抗力に因りて航海を爲す客船はざるに至りたる時は第六百三十五條に依る

又旅客運送契約は船舶の沈没、船舶が修繕するに能はざるに至りたる時及び船舶が捕獲されたる場合に於て終了するものとす

海損 航海上非常の原因に因る船舶又は積荷に對する損害を本法に於て特に海損と云ふ而して此海損に單獨海損と共同海損とあり

單獨海損とは船長の故意の處分に因りて生じたる損害を云ふ

共同海損は船長が船舶及積荷をして共同の危険を免れしむる爲め船舶又は積荷に付き爲したる處分に因りて生じたる損害及び費用を云ふ

用テ控除スルコトヲ要ス

第六百四十四條 前二條ノ規定ニ依リ共同海損ヲ分擔スヘキ者ハ船舶ノ到達又ハ積荷ノ引渡ノ時ニ於テ現存スル積額ノ限度ニ於テ之ミ其責ニ任ズ

第六百四十五條 船舶ニ備附ケタル武器、船員ノ給料、船員及ヒ旅客ノ食料並ニ衣類ハ共同海損ノ分擔ニ付キ其積額ヲ算入セス但此等ノ物ニ加ヘタル損害ハ他ノ利害關係人ニテ分擔ス

第六百四十六條 船荷證券其他積荷ノ價格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ナクシテ船積シタル積物又ハ屬具目錄ニ記載セサル屬具ニ加ヘタル損害ハ利害關係人ニ於テ之ヲ分擔スルコトヲ要セス

甲板ニ積込ミタル積物ニ加ヘタル損害亦同シ但岸岸ノ小航海ニ在リテハ此限ニ在ラス

前二項ニ據ケタル積荷ノ利害關係人ト雖モ共同海損ヲ分擔スル責ヲ免ルルコトヲ得ス

第六百四十七條 共同海損タル損害ノ額ハ到達ノ地及ヒ時ニ於ケル船舶ノ價格又ハ陸揚ノ地及ヒ時ニ於ケル積荷ノ價格ニ依リテ之ヲ定ム但積荷ニ付テ

共同海損は其原因たる危険の種類を問はず第六百四十二條の割合に應じて各利害關係人に於て分擔す若し其危険が或人の過失に因りて生じたるときは利害關係人は各自の負擔部分につき過失者に對して請求するも妨げなし、各利害關係人が右海損を分擔するに其分擔額は之を如何なる時に於ける價格に依て定むべきかは第六百四十三條の定むる所に於て此分擔責任は無限責任のものに非ず船舶の到着又は積荷の引渡時に於て現に存する船舶又は積荷の價格の限度に於てのみ責任を負ふ海損に因りて保存せられたる利益を得たりとするも海損を分擔せざるものあり何ぞ船舶に備付けたる武器、船員の給料船員及び旅客の食料並びに衣服等なり然れど是等のものに加へたる損害は他の利害關係人に於て分擔すべきものとす

ハ其滅失又ハ毀損ノ爲メ支拂フコトヲ要セザリシ一切ノ費用ヲ控除スルコトヲ要ス

第三百三十八條ノ規定ハ共同海損ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百四十八條 船荷證券其他積荷ノ價格ヲ評定スルニ足ルヘキ書類ニ積荷ノ實價ヨリ低キ積額ヲ記載シタルトキハ其積荷ニ加ヘタル損害ノ額ハ其記載シタル積額ニ依リテ之ヲ定ム

積荷ノ實價ヨリ高キ積額ヲ記載シタルトキハ其積荷ノ利害關係人ハ其記載シタル積額ニ應ジテ共同海損ヲ分擔ス

前二項ノ規定ハ積荷ノ價格ニ影響シ及ホスヘキ事項ニ付キ虚偽ノ記載ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六百四十九條 第六百四十二條ノ規定ニ依リテ利害關係人カ共同海損ヲ分擔シタル後船舶、其屬具若クハ積荷ノ全部又ハ一部カ其所有者ニ復シタルトキハ其所有者ハ償金中ヨリ救助料及ヒ一部滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ノ額ヲ控除シタルモノヲ返還スルコトヲ要ス

第六百五十條 船舶カ雙方ノ船員ノ過失ニ因リテ衝突シタル場合ニ於テ雙方

共同海損の賠償請求権利者。とは共同海損たる損害を被りたる者又は費用を支出したる者なり原則として共同海損及費用は總て賠償を受く尤も其損害を蒙りたる者も分擔義務者の一入なることは勿論にして損害額算定方は第六百四十七條に明かなり以上の如く總て分擔すべきものなりれども茲に例外として賠償するの要なきものあり

一、積荷の價格を評定するに足るべき書類なくして船積したる荷物に加へたる損害(六四七)

二、屬具目錄に記載せざる屬具に加へたる損害、一の場合と同じく損害が果して如何なる程度たるや證明するに困難なり故に前の場合と同じく賠償せず然れども一に掲げたる所の損害も茲に示したるものも保存されたる時は海損を分擔す以下列舉する所のものも保存されたる時は其海

ノ過失ノ輕重ヲ判定スルコト能ハサルトキハ其衝突ニ因リテ生シタル損害ハ各船舶ノ所有者平分シテ之ヲ負擔ス

第六百五十一條 共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ共同海損ニ付テハ其計算終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六百五十二條 本章ノ規定ハ船舶カ不可抗力ニ因リテ發航港又ハ航海ノ途中ニ於テ碇泊ヲ爲ス爲メニ要スル費用ニ之ヲ準用ス

第五章 海難救助

第六百五十二條ノ二 船舶又ハ積荷ノ全部又ハ一部カ海難ニ遭シタル場合ニ於テ發務ナクシテ之ヲ救助シタル者ハ其結果ニ對シテ相當ノ救助料ヲ請求スルコトヲ得

第六百五十二條ノ三 救助料ニ付キ特約ナキ場合ニ於テ其額ニ付キ爭アルトキハ危險ノ程度、救助ノ結果、救助ノ爲メニ要シタル努力及ヒ費用其他一切ノ事情ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム

第六百五十二條ノ四 海難ニ際シ契約ヲ以テ救助料ヲ定メタル場合ニ於テ其

損を分擔することは總て右と同様也

三、甲板に積込たる荷物に加へたる損害(六四六ノ二)然れども但書ノ例外あり

四、種類及價格を明告せざる高價品に對する損害

五、實價より低き價格を記載したる時積荷につきは實價を賠償するを原則とすれども此例外として價格を評定するに足るべき書類に實價より低き價格を記載したる積荷の損害額は其記載額に依るものとなし

六、若し實價より高き價格を記載したる時は其分擔は記載價格に依る、新く高き價格を記載したる積荷は損害を被りたる時は實價に依りて賠償を受けるは勿論なり

右共同海損に因る總ての請求權は計算終了の時より一年の期間行はざるに因りて消滅す

損害物が後に至り再び其所有者に復

額カ若シク不相當ナルトキハ當事者ハ其増加又ハ減少ヲ請求スルコトヲ得

此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六百五十二條ノ五 救助料ノ額ハ特約ナキトキハ救助セラレタル物ノ價額ニ超ユルコトヲ得ス

先順位ノ先取特權アルトキハ救助料ノ額ハ先取特權者ノ債權額ヲ控除シタル殘額ニ超ユルコトヲ得ス

第六百五十二條ノ六 數人カ共同シテ救助ヲ爲シタル場合ニ於テ救助料分配ノ割合ニ付テハ第六百五十二條ノ三ノ規定ヲ準用ス

人命ノ救助ニ從事シタルモ者亦前項ノ規定ニ從ヒテ救助料ノ分配ヲ受クルコトヲ得

第六百五十二條ノ七 救助ニ從事シタル船舶カ汽船ナルトキハ救助料ノ三分ノ二帆船ナルトキハ其二分ノ一ヲ船舶所有者ニ支拂ヒ其殘額ハ折半シテ之ヲ船長及ヒ海員ニ支拂フコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リテ海員ニ支拂フべき金額ノ分配ハ船長之ヲ行フ此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

歸したるときは第六百四十九條に因りて賠償の返還をなすべし
 船中の衝突により損害を生じたる時之を如何にすべきかは第六百五十一條の定むる所にして此衝突に因る債権は亦一年の時効に因りて消滅す
 共同海損に非らずして共同海損の規定の準用するべき場合は第六百五十二條に於て明かにす
海難救助 或船が又は積荷が海上の船又は積荷の危難に遭遇せる際に其船を爲すを海難救助と云ふ
 救助者の権利 海難救助の義務ある者が船中又は積荷の海上危険を排除する行為を爲すは義務履行なるが故に報酬を請求するを得ざれども若し義務なくして救助したる者あらんか他人の厚意に因り損害を免れたる者なるが故に其救助者に相當の報酬を與へざる可らず故に法律は義務な

附二項ノ規定ニ反スル契約ハ無効トス
 第六百五十二條ノ八 船長カ前條第二項ノ規定ニ依リ救助料ノ分配ヲ爲スニハ航海ヲ終ハルマテニ分配案ヲ作り之ヲ海員ニ告示スルコトヲ要ス
 第六百五十二條ノ九 海員カ前條ノ分配案ニ對シテ異議ノ申立ヲ爲サントスルトキハ其告示アリタル後異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ル最初ノ港ノ管海官ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
 管海官ハ異議ヲ理由アリトスルトキハ分配案ヲ更正スルコトヲ得
 船長ハ異議ノ著者前ニハ救助料ノ支拂ヲ爲スコトヲ得ス
 第六百五十二條ノ十 船長カ分配案ノ作成ヲ怠リタルトキハ管海官ハ海員ノ請求ニ因リ船長ニ對シテ分配案ノ作成ヲ命スルコトヲ得
 船長カ前項ノ命令ニ従ハサルトキハ管海官ハ分配案ヲ作ルコトヲ得
 第六百五十二條ノ十一 左ノ場合ニ於テハ救助者ハ救助料ヲ請求スルコトヲ得ス
 一 故意又ハ過失ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキ
 二 正當ノ理由ニ因リテ救助ヲ拒マレタルニ拘ハラズ強ヒシ之ニ從事シタルトキ

くして海難救助を爲したる者は其救助の結果に對して相當の報酬即ち救助料の請求を爲し得るものと定めたり
 救助料額の定め方 救助料につき特別の約束なき場合は特別の約束あるも其額が著しく不當なる時は危険の程度、救助の結果、救助に要したる勞力及費用其他一切の事項を斟酌し第六百五十二條の五の裁判所之を定むべきものとす
 數人共同して救助を爲したる場合、にも救助料分配の割合は右と同様にして之を定む、右は船中又は積荷の全部又は一部を救助したる場合につきて述べたる所なれども海難の場合には人命を救助したる者も右の規定に準じて救助料の分配を請求するを得
 船舶所有者、船長及海員の各救助料を受くる場合は第六百五十二條ノ

三 救助シタル物品ヲ隠匿シ又ハ濫ニ之ヲ處分シタルトキ
 第六百五十二條ノ十二 救助者ハ其債權ニ付キ救助シタル積荷ノ上ニ先取特權ヲ有ス
 前項ノ先取特權ニハ船舶債權者ノ先取特權ニ關スル規定ヲ準用ス
 第六百五十二條ノ十三 船長ハ救助料ノ債務者ニ代ハリテ其支拂ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ有ス
 救助料ニ關スル訴訟ニ於テハ船長ハ自ら原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得但其訴訟ニ付キ言渡シタル判決ハ救助料ノ債務者ニ對シテモ其效力ヲ有ス
 第六百五十二條ノ十四 積荷ノ所有者ハ救助セシタル物ヲ以テ救助料ヲ支拂フ義務ヲ負フ
 第六百五十二條ノ十五 積荷ノ上ニ存スル先取特權ハ債務者カ其積荷ヲ第三取得者ニ引渡シタル後ハ其積荷ニ付キ之ヲ行フコトヲ得ス
 第六百五十二條ノ十六 救助料ノ請求權ハ救助ヲ爲シタル時ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六章 保險

七の明かにする事にして海員に對して救助料の分配を爲すには船長に其航海を終る迄に分配案を作り海員に知らしむる旨を告示すべし若し海員に於て其分配に不服ある時は第六百五十二條の九に依りて異議の申立を爲す事を得る最期の港を管轄する管海官廳に爲すべし

船長は右異議の落着する迄は救助料の分配を爲す事を得ず

船長が分配案を作ることを得る時は之を如何にすべきか第六百五十二條の十に於て明かにする所なり

救助者にして救助料を請求し得ざる場合は第六百五十二條の十に之を列擧す、之れ殆んど自明の理なるが故に説明を省く

海難に遭遇して若し救助することなからんが其被るべき損害は計り知るべからず遇ふ救助あつて其全部又は一部が危難を免れ安全なることを得

第六百五十三條 海上保險契約ハ航海ニ關スル事故ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ノ填補ヲ以テ其目的トス

海上保險契約ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外第三章第十條第一節第一款ノ規定ヲ適用ス

第六百五十四條 保險者ハ本章又ハ保險契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外保險期間中保險ノ目的ニ付キ航海ニ關スル事故ニ因リテ生シタル一切ノ損害ヲ填補スル責ニ任ス

第六百五十五條 保險者ハ被保險者カ支拂フベキ共同海損ノ分擔額ヲ填補スル責ニ任ス但保險價格ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ負擔ハ保險金額ノ保險價格ニ對スル割合ニ依リテ之ヲ定ム

第六百五十六條 船舶ノ保險ニ付テハ保險者ノ責任カ始マル時ニ於ケル其價格ヲ以テ保險價額トス

第六百五十七條 積荷ノ保險ニ付テハ其船載ノ地及ヒ時ニ於ケル其價額及ヒ船積井ニ保險ニ關スル費用ヲ以テ保險價額トス

第六百五十八條 積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益又ハ報酬ノ保險ニ付テハ契約ヲ以テ保險價額ヲ定メザリシトキハ保險金額ヲ以テ保險價額トシタルモノト推定ス

第六百五十九條 一航海ニ付キ船舶ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ責任ハ荷物又ハ底荷ノ船積ニ著手シタル時ヲ以テ始マル

荷物又ハ底荷ノ船積ヲ爲シタル後船舶ヲ保險ニ付シタルトキハ保險者ノ責任ハ契約成立ノ時ヲ以テ始マル

前二項ノ場合ニ於テ保險者ノ責任ハ到達港ニ於テ荷物又ハ底荷ノ陸揚カ終了シタル時ヲ以テ終ル但其陸揚カ不可抗力ニ因ラスシテ遅延シタル時ハ其終了スヘカリシ時ヲ以テ終ル

第六百六十條 積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ保險者ノ責任ハ其積荷カ陸揚カ離レタル時ヲ以テ始マリ陸揚港ニ於テ其陸揚カ終了シタル時ヲ以テ終ル

前條ノ三項俱齊ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百六十一條 海上保險證券ニハ第四百三條第二項ニ掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

たりとせんか、船舶又は積荷の所有者に對して利害關係を有する者をも利することなるが故に救助者に對する報酬は何よりも先に之を支拂はざる可らず茲に於てか法律は救助料の請求權は其救助したる積荷の上に先取特權を與へ船舶積荷者の先取特權に關する規定を應用することとせり而して積荷の所有者は救助されたる積荷を以て救助料を支拂ふべきものとす然れども此先取特權は救助したる積荷の所有權が第三者に歸したる後は行ふことを得ず又救助料の請求權は一年の時効に因りて消滅す

船長の救助料債務者代表權、救助料の支拂に關しては總て船長の各債務者を代表し救助料に關する訴訟に於ては船長が原告又は被告となることを得、其判決が直接に救助料債務者にも効力を有することは第六百五十

二條の十三に於て明かにする所なり
 海上保險契約とは當事者の一方
 が航海に關する事故に因りて生
 ずることあるべき損害を填補するこ
 とを約し相手方が之に對して報酬を
 與ふることと約するに因りて成立す
 る損害保險契約の一種なり、損害保
 險の一種なるが故に茲に特別の規定
 なき事項は損害保險の總則の規定を
 適用すべきものとす、故に茲に於て
 は海上保險に特別なる事項のみに付
 きて述べん
 海上保險契約の要素に關する特別な
 る事項
 一、保險の目的(又は被保險利益)
 (一)船舶、海上保險の目的物中船舶
 は其主要なる物なり而して船員目録
 に記載されたる船具及び當該航海の
 爲めにする積裝の費用も特別なき限
 りは其中に包含されるものと信す而
 して本法の規定する所は船舶の保險

一 船舶ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ其船舶ノ名稱、國籍並ニ種類、
 船長ノ氏名及ヒ發航港、到達港又ハ寄航港ノ定アルトキハ其姓名
 二 積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ
 保險ニ付シタル場合ニ於テハ船舶ノ名稱、國籍並ニ種類、船積港及ヒ
 陸揚港
 第六百六十二條 保險者ノ責任カ始マル前ニ於テ航海ヲ變更シタルトキハ保
 險契約ハ其效力ヲ失フ
 保險者ノ責任カ始マリタル後航海ヲ變更シタルトキハ保險者ハ其變更後ノ
 事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其變更カ保險契約者又ハ被保險者ノ責ニ
 歸スハカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス
 到達港ヲ變更シ其實行ニ著手シタルトキハ保險シタル航路ヲ離レサルトキ
 雖モ航海ヲ變更シタルモノト看做ス
 第六百六十三條 被保險者カ發航ヲ爲シ若クハ航海ヲ繼續スルコトヲ怠リ又
 ハ航路ヲ變更シ其他若シ危険ヲ變更シ若クハ増加シタルトキハ保險者ハ其
 變更又ハ増加以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其變更又ハ増加カ事

に於ける其保險價額は特約なき以上
 は保險者ノ責任の始まる時に於ける
 價額に依るものとす、而して保險者
 の責任の始まる時に關しては第六百
 五十九條に規定せり
 (四)積荷、積荷も又海上保險の目的
 物中主要なるものとなり、而して
 其保險價額は第六百五十七條に於て
 之を定む
 (五)希望利益、茲に希望利益と云ふ
 は積荷の到達に依りて得べき利益を
 云ひ此希望利益も保險の目的と爲す
 ことを得るなり然れども此希望利益
 のみを保險に付することは稀にして
 通常は積荷原價と合算して保險に付
 するものなり若此利益を保險に付す
 る時其保險價額は如何にして之を定
 むべきや頗る困難なり然れども實際
 上にては此利益の保險に付きては保
 險價額は保險金額と同なるが故に
 第六百五十八條の規定を設けたり

故ノ發生ニ影響ヲ及ボサリシトキ又ハ保險者ノ負擔ニ歸スヘキ不可抗力若
 クハ正當ノ理由ニ因リテ生シタルトキハ此限ニ在ラス
 第六百六十四條 保險契約中ニ船長ヲ指定シタルトキト雖モ船長ノ變更ハ契
 約ノ效力ニ影響ヲ及ボサス
 第六百六十五條 積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若ク
 ハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ船舶ヲ變更シタルトキハ保險者ハ其變
 更以後ノ事故ニ付キ責任ヲ負フコトナシ但其變更カ保險契約者又ハ被保險
 者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リタルトキハ此限ニ在ラス
 第六百六十六條 保險契約ヲ爲スニ當タリ積荷ヲ積込ムヘキ船舶ヲ定メサリ
 シ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ其積物ヲ船積シタルコトヲ知リタ
 ルトキハ遲滞ナク保險者ニ對シテ船舶ノ名稱及ヒ國籍ノ通知ヲ發スルコト
 ヲ要ス
 保險契約者又ハ被保險者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其效力
 ヲ失フ
 第六百六十七條 保險者ハ左ニ掲ゲタル損害又ハ費用ヲ填補スル責任ヲ負フ

運送貨物積荷の到達に因りて得べき報酬も希望利益と同様に取扱はるる船船所有者が船員に支拂ふべき給料之を保險に付することを得
二 危險。危險なければ保險なく危險が保險契約の要素たるや言を俟たず而して海上保險に於ける危險は海上航海に關する事項即ち之れなり而して本法は第六百五十四條に於て概括的の規定を設け保險者の通常負擔せざる危險につきては總て保險契約に責任することを得り
三 保險料。保險契約に保險料が要するや今更言ふを俟たず
海上保險證券。海上保險契約が如何にして成立するか已に述べたる所なり此契約を證する爲め保險契約者は保險者に對して保險證券の交付を請求することを得而して海上保險證券には第四百三條第二項に掲げたる事項の外六百六十一條に列擧されたる

一 保險ノ目的ノ性質若クハ瑕疵、其自然ノ消滅又ハ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害
二 船舶又ハ運送貨物保險ニ付シタル場合ニ於テ發航ノ當時安全ニ航海ヲ爲スニ必要ナル準備ヲ爲サヌ又ハ必要ナル書類ヲ備ヘサルニ因リテ生シタル損害
三 積荷ヲ保險ニ付シ又ハ積荷ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益若クハ報酬ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ備船者、荷送人又ハ荷受人ノ惡意若クハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害
四 水先案内料、入港料、燈臺料、検査料其他船舶又ハ積荷ニ付キ航海ノ爲メニ出ダシタル通常ノ費用
第六百六十八條 共同海損ニ非サル損害又ハ費用カ其計算ニ關スル費用ヲ算入セシテ保險價額ノ百分ノ二ヲ超エサルトキハ保險者ハ之ヲ填補スル責ニ任セズ
右ノ損害又ハ費用カ保險價額ノ百分ノ二ヲ超エタルトキハ保險者ハ其金額ヲ支拂フコトヲ要ス

る事項を記載すべきものとす
海上保險契約の効力
一 保險者ノ責任。保險者ノ責任が何時始まるや及何時終るや各場合に分ちて第六百六十條に之を定めたり而して保險契約の要件中に變更を生じたる時の保險契約の効力及び保險者ノ責任に如何なる影響を及ぼすや第六百六十二條乃至第六百六十六條に於て詳細なる規定を設けたり
二 保險者ノ負擔すべき損害。保險者は原則として本章又は保險契約に別段の定まる場合を除くの外保險期間の保險の目的に付キ航海に關する事故に因りて生じたる一切の損害を填補する責に任ず、航海に關する事故とは航海に關する危險と云ふに同じ海上の危險は其種類極めて多し到底列擧し盡すこと能はざるが故に法律は單に航海に關する事項と云ふ

前二項ノ規定ハ當事者カ契約を以テ保險者ノ負擔セサル損害又ハ費用ノ割合ヲ定メタル場合ニ之ヲ準用ス
前三項ニ定メタル割合ハ各航海ニ付キ之ヲ計算ス
第六百六十九條 保險ノ目的タル積荷カ毀損シテ陸揚港ニ到達シタルトキハ保險者ハ其積荷カ毀損シタル狀況ニ於ケル價額ノ毀損セサル狀況ニ於テ有スヘカリシ價額ニ對スル割合ヲ以テ保險價額ノ一部ヲ填補スル責ニ任ズ
第六百七十條 航海ノ途中ニ於テ不可抗力ニ因リ保險ノ目的タル積荷ヲ毀損シタルトキハ其賣却ニ依リテ得タル代價ノ中ヨリ運送貨其他ノ費用ヲ控除シタルモノト保險價額トノ差ヲ以テ保險者ノ負擔トス但保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テ第三百九十一條ノ適用ヲ妨ケス
前項ノ場合ニ於テ買主カ代價ヲ支拂ハサルトキハ保險者ハ其支拂ヲ爲スコトヲ要ス但共支拂ヲ爲シタルトキハ被保險者ノ買主ニ對シテ有セル權利ヲ取得ス
第六百七十一條 左ノ場合ニ於テハ被保險者ハ保險ノ目的ヲ保險者ニ委付シテ保險金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得
一 船舶カ沈没シタルトキ

極く範圍の廣き文字を用い其損害にして填補さる可き額も一切の損害と云ふ概括的の規定を設け以て當事者の定むる所に任せり而して其例外として保險者の負擔せざる危險及び其損害につきては第六百六十七條以下に之を規定せり、茲に保險期間中と云ふは保險者の責任の始まる時より其終る時迄とす故に期間を定めたる保險契約は勿論期間を以て定めずとも一航海につき定めたる場合も亦包含するものなり、

共同海損なる處分に因りて保險の目的が損害を蒙りたる場合も又航海に關する事故より生じたる損害なるが故に被保險者の支拂ふべき共同海損分擔も保險者は填補すべきものとす、

一部保險に付したる場合は其割合に應じて填補額を定め、共同海損の分擔額のみならず直接に生じたる損害も填補すべきは多言を要せずして明

- 二 船舶ノ行方カ知レザルトキ
 - 三 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキ
 - 四 船舶又ハ積荷カ捕獲セラレタルトキ
 - 五 船舶又ハ積荷カ官ノ處分ニ依リテ押收セラレ六ヶ月間解放セラレザルトキ
- 第六百七十二條 船舶ノ存否カ六ヶ月間分明ナラザルトキハ其船舶ノ行方ノ知レザルモノトス
- 保險期間ノ定アル場合ニ於テ其期間カ前項ノ期間内ニ經過シタルトキト雖モ被保險者ハ委付ヲ爲スコトヲ得但船舶カ保險期間内ニ滅失セザリシコトノ證明アリタルトキハ其委付ハ無効トス
- 第六百七十三條 第六百七十一條第三號ノ場合ニ於テ船長カ遲滞ナク他ノ船舶ヲ以テ積荷ノ運送ヲ繼續シタルトキハ被保險者ハ其積荷ヲ委付スルコトヲ得ス
- 第六百七十四條 被保險者カ委付ヲ爲サント欲スルトキハ三ヶ月内ニ保險者ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

かなり
例外。航海に關する事故に因り生じたる損害に拘らず例外として保險者の填補を要せざるものあり第六百六十七條及第六百六十八條の規定する所即ち之なり

(一) 保險の目的の性質若しくは瑕疵其自然の消耗又は保險契約者若しくは被保險者の惡意又は重大なる過失に因りて生じたる損害、之れ陸上保險の第三百九十六條と同趣旨なり

(二) 船舶又は運送貨を保險に付したる場合に於て發航の當時安全に航海を爲すに足る準備を爲さず又必要なる書類を備へざるに因りて生じたる損害、之れ船舶所有者及船長の義務履行を怠りしに依り生じたる損害なるが故に之れ迄も填補せしむるは保險者に對して酷に失するが故なり

(三) 第六百六十七條第三號は同第一號と同一趣旨に依る規定にして只

前項ノ期間ハ第六百七十一條第一號、第三號及ヒ第四號ノ場合ニ於テハ被保險者カ其事由ヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

再保險ノ場合ニ於テハ第一項ノ期間ハ其被保險者カ自己ノ被保險者ヨリ委付ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第六百七十五條 委付ハ單純ナルコトヲ要ス

委付ハ保險ノ目的ノ全部ニ付テ之ヲ爲スコトヲ要ス但委付ノ原因カ其一部ニ付テ生シタルトキハ其部分ニ付テ之ヲ爲スコトヲ得

保險價額ノ一部ヲ保險ニ付シタル場合ニ於テハ委付ハ保險金額ノ保險價額ニ對スル割合ニ應シテ之ヲ爲スコトヲ得

第六百七十六條 保險者カ委付ヲ承認シタルトキハ後日其委付ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第六百七十七條 保險者ハ委付ニ因リ被保險者カ保險ノ目的ニ付キ有セル一切ノ權利ヲ取得ス

被保險者カ委付ヲ爲シタルトキハ保險ノ目的ニ關スル證書ヲ保險者ニ交付スルコトヲ要ス

其被保険者及び保険の目的が異なるのみ、

(四)右同第四號に掲げられたる費用は船舶所有者が航海事業に依り利益を収むる以上は船舶所有者の常に負擔すべき當然の費用とす、元來保險の性質は偶然なる事故の發生に依りて生ずる損害を補填することを目的とするものにして以上の如き通常の經費に付き保險を爲すべきものにあらざり故に是等の失費は保險者に於て填補すべきものにあらず

(五)共同海損に非ざる損害又は費用にして其計算に關する費用を除きて保險價格の百分の二以下の損害又は費用、之れ保險者の當然填補すべき性質のものなれども斯る小額の損害又は費用は、填補せしむるに爲すは其計算の費用の方却つて多大なるが如きことありて利益なく却て公益に害あればなり、當業者が契約を以

第六百七十八條 被保險者ハ委付ヲ爲スニ當リ保險者ニ對シ保險ノ目的ニ關

スル他ノ保險契約並ニ其負擔ニ屬スル債務ノ有無及ヒ其種類ヲ通知スルコトヲ要ス

保險者ハ前項ノ通知ヲ受ケルマテハ保險金額ノ支拂ヲ爲スコトヲ要セス 保險金額ノ支拂ニ付キ期間ノ定アルトキハ其期間ハ保險者カ第一項ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第六百七十九條 保險者カ委付ヲ承認セサルトキハ被保險者ハ委付ノ原因ヲ證明シタル後ニ非サレバ保險金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス

第七章 船舶債權者

第六百八十條 左ニ掲ケタル債權者有スル者ハ船舶、其屬具及ヒ未ダ受取ラサル運送貨ノ上ニ先取特權ヲ有ス

一 船舶並ニ其屬具ノ競買ニ關スル費用及ヒ競買手續開始後ノ保存費

二 最後ノ港ニ於ケル船舶及ヒ其屬具ノ保存費

三 航海ニ關シ船舶ニ課シタル諸稅

四 氷先案内料及ヒ挽船料

五 救助料及ヒ船舶ノ負擔ニ屬スル共同海損

六 航海繼續ノ必要ニ因リテ生シタル債權

七 雇傭契約ニ因リテ生シタル船長其他ノ船員ノ債權

八 船舶カ其買入又ハ製造ノ後未ダ航海ヲ爲ササル場合ニ於テ其買入又ハ製造並ニ續裝ニ因リテ生シタル債權及ヒ最後ノ航海ノ爲メニスル船舶ノ續裝、食料並燃料ニ關スル債權

九 第二號 第四號乃至第六號及ヒ前號ニ掲ケタルモノヲ除外第五百四十四條ノ規定ニ依リ委付ヲ許シタル債權

第六百八十一條 船舶債權者ノ先取特權ハ運送貨ニ付テハ其先取特權ノ生シタル航海ニ於ケル運送貨ノ上ニのみ存ス

第六百八十二條 船舶債權者ノ先取特權カ互ニ競合スル場合ニ於テハ其優先權ノ順位は第六百八十條ニ掲ケタル順序ニ從フ但同條第四號乃至第六號ノ債權同ニ在リテハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ

同一順位ノ先取特權者數人アルトキハ各其債權額ノ割合ニ應シテ辨濟ヲ受

て其負擔せざる費用又は損害を定めたる場合にも同様に取扱ふ、

三、積荷保險に於ける積荷額算定に關して本法は積荷毀損の場合と航海の途中にて不可抗力に依り積荷を賣却したる場合とを分ちて第六百六十九條及第六百七十條に於て之を規定セリ

委付

保險の目的が全部消滅したることを明瞭なるに至りたる時は保險者は其保險金額の全部を支拂ふべきは勿論なり然れども實際上全部の滅失なくも其損害非常にして全部の滅失と殆んど同視され得る場合又は全部滅失したりとの證明は之を爲し得ざるも其滅失の殆んど確實なる場合又は全部滅失したるとの證明及計算を爲すは非常に煩雜にして夫れが爲め保險金の支拂を遅延し保險契約を爲したる目的を達すること能はざらざる場合等ハ法律は全部滅失と同一に

看做し被保険者をして其保険の目的に對して有せる一切の權利を舉げて保險者に移轉して保險金額の全部を請求することを得るものとせり之を稱して委付と云ふ

一、委付を爲し得べき場合、然らば如何なる場合に被保険者が保險の目的を保險者に委付して保險金の金額を請求することを得るかと云ふに第六百七十一條及び第六百七十二條に於て明かに規定す

二、委付を爲し得べき期間、右の如く被保険者に委付を許したるも果して委付するや被保険者が委付を爲さずして一部の損害保額を請求するが不明なる事久しきに亘るは保險者の不利益計り知るべからず故に一定の期間を定めて其期間内に委付を爲すべき旨を定めたり

三、委付の方法及び要件、之れ第六百七十四條第六百七十五條第六百七十七條の詳則に規定する所なり

四、委付の効力、委付は相手方の承諾を要せざれども相手方が承諾するが承諾を述べざるか其一を採り得べきは勿論なり而して委付が果して如何なる効力を生ずるか第六百七十六條乃至第六百七十九條に各場合を分ちて規定す

但第六百八十條第四號乃至第六號ノ債權カ同時ニ生セザリシ場合ニ於テハ後ニ生シタルモノ前ニ生シタルモノニ先ツ

先取特權カ數回ノ航海ニ付テ生シタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ後ノ航海ニ付テ生シタルモノ前ノ航海ニ付テ生シタルモノニ先ツ

第六百八十三條 船舶債權者ノ先取特權ト他ノ先取特權ト競合スル場合ニ於テハ船舶債權者ノ先取特權ハ他ノ先取特權ニ先ツ

第六百八十四條 船舶所有者カ其船舶ヲ讓渡シタル場合ニ於テハ讓渡人ハ其讓渡ヲ登記シタル後先取特權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其債權ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ公告スルコトヲ要ス但其期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

先取特權者カ前項ノ期間内ニ其債權ノ申出ヲ爲サザリシトキハ其先取特權ハ消滅ス

第六百八十五條 船舶債權者ノ先取特權ハ其發生後一年ヲ經過シタルトキハ消滅ス

第六百八十六條 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得

船舶債權者 本章に於て規定する所は皆船舶及其屬具に對して物上擔保權を有する者を規定せり

一、先取特權、先取特權は總て法律に定めたる原因より發生するものに於て質權抵當權等の如く契約より生ずるものにあらず茲に云ふ先取特權の目的となるものは船舶其屬具及未だ受取らざる運送貨にして如何なる債權に先取特權が生ずるか第六百八十條に其債權を列擧す、其先取特

船舶ノ抵當權ハ其屬具ニ及ブ

船舶ノ抵當權ニハ不動産ノ抵當權ニ關スル規定ヲ準用ス

第六百八十七條 船舶ノ先取特權ハ抵當權ニ先チテ之ヲ行フコトヲ得

第六百八十八條 登記シタル船舶ハ之ヲ以テ質權ノ目的ト爲スコトヲ得

第六百八十九條 本章ノ規定ハ製造中ノ船舶ニ之ヲ準用ス

附 則 (明治四十四年商法中改正法律附則)

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ其施行前ニ生シタル事項ニモ亦之ヲ適用ス但從前ノ規定ニ依リテ生シタル效力ヲ妨ケズ

第三條 本法施行前ニ會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ第四十四條ノ三第二項及七第三項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

第四條 第九十二條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ清算終了ノ登記ヲ爲シタル場合ニハ之ヲ適用セス

第五條 第九十九條ノ三第二項及七第九十九條ノ四乃至第九十九條ノ六ノ規定ハ本法施行前ニ提起シタル設立無効ノ訴ニモ亦之ヲ適用ス但其訴ニ

權の効力に至りては商法に特別の規定なき以上は民法先取特權に關する規定に従ふべきものとす。
先に述べたる如く先取特權の目的となるものは船舶、其屬具、未だ受取らざる運送貨にして船舶及び其屬具の上に行はるる權利は直接物に對して行はるるが故に物權なること明らかならずとも運送貨の上に行はるる權利は物權に非ず然れども之亦同一の規定に従ふ而して運送貨につきは總ての航海より生じたる運送貨を悉く含ましむるものに非ず先取特權の生じたる航海に於ける運送貨のみに限る。

付キ爲シタル判決カ本法施行前ニ確定シタルトキハ此限ニ在ラス
第六條 前二條ノ規定ハ合資會社ニ之ヲ準用ス
第七條 本法施行前ニ株式會社ノ發起人カ定款ヲ作りタル場合ニ於テハ其設立ニハ從前ノ規定ヲ適用ス
前項ノ規定ハ第百二十六條ノ二及ヒ第百四十二條ノ二乃至第百四十二條ノ四ノ規定ノ適用ヲ妨ケス
第八條 第百五十二條第三項及ヒ第百五十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ第百五十二條第一項ノ備告ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス
第九條 第百六十三條及ヒ第百六十三條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル事由ニ基キ其施行後ニ決議無効ノ訴ヲ提起スル場合ニモ亦之ヲ適用ス
第十條 第九十九條ノ三第二項第九十九條ノ四及ヒ第百六十三條ノ四ノ規定ハ本法施行前ニ提起シタル決議無効ノ訴ニモ亦之ヲ適用ス但其訴ニ付キ爲シタル判決カ本法施行前ニ確定シタルトキハ此限ニ在ラス
第十一條 前二條ノ規定ハ創立總會ノ決議無効ノ訴ニ之ヲ準用ス
第百六十三條ノ三ノ規定ハ本法施行前ニ提起シタル創立總會ノ決議無効ノ

者が前の航海につきて生じたる先取特權に立つ、(ハ)同一の航海より生じたる數多の先取特權の間に於ては優先の順序は第六百八十四條列擧の順序に依る若し同一の航海より生じたる先取特權にても同條第四號乃至第六號の債權の間に於て時を異にして生じたる時は後に生じたるものが前順位に生じたるものに先づ、(ニ)同一順序位の先取特權者數人ある時は債權額の割合に應じて辨濟を受く
船舶に對する先取特權は船舶抵當權より先立つて之を行ふことを得、其發生の前後は之を問はず
先取特權の消滅、(一)船舶の讓受人が第六百八十四條第一項に依りて債權申出の公告を爲したるにも拘らず先取特權者が其定められたる期間内に債權の申出を爲さざる時、(二)先取特權の發生後一年を経過したる時第六百八十四條第八號の債權の爲め

訴ニモ亦之ヲ適用ス
第十二條 第百六十七條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ選任シタル取締役又ハ監査役ノ任務カ本法施行後ニ終了シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス
第十三條 第百七十七條及ヒ第百八十六條ノ規定ハ本法施行前ニ選任シタル取締役又ハ監査役ノ行爲カ本法施行後ニ在リタル場合ニモ亦之ヲ適用ス
第十四條 本法施行前ニ株式會社カ社債募集ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ從前ノ規定ニ從ヒテ其募集ヲ爲スコトヲ得但シ未タ社債募集ノ公告ヲ爲ササルトキハ第百三條、第百三條ノ二、第百四條ノ二及ヒ第百七條ノ二ノ規定ヲ適用ス
第十五條 本法施行前ニ株式會社カ資本増加ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ從前ノ規定ニ從ヒテ其増加ヲ爲スコトヲ得
第十六條 第百二十條ノ二乃至第百二十條ノ五ノ規定ハ本法施行前ニ資本減少ノ決議ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但シ株主總會ノ決議ニ反スルトキハ此限ニ在ラス
第十七條 第百二十條ノ二乃至第百二十條ノ五ノ規定ハ券面額五十圓未

に於て先取特權は其船舶が發船するに依りて消滅す
 以上の外民法一般の消滅時効によりて消滅すべきは勿論なり
 二、船舶抵當權、民法に於ては抵當權の目的とするものは不動産に限りて船舶に關する權利の設定、移轉は此登記に依りて第三者に公示して對抗することを得、是を以て船舶につきても抵當權の設定を認めたり然れども登記したる船舶の質權設定は之を許さず船舶の抵當權は登記したる船舶に就てのみ設定することを得而して其登記すべきか登記せざるべきかは第五百四十條の定むる所なり從物は主物の處分に從ふは法律上の原則なるが故に船舶の從物たる屬具に船舶抵當權の効力の及ぶことは勿論なり
 以上船舶債權者に關する本章の規定

湖ノ株式ヲ併合スル場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 本法施行前ニ株式會社カ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニ於テモ株主ハ其記名株ヲ讓渡スコトヲ得

第十九條 附則第十六條ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル株式併合ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十五條第三項ノ規定ハ本法施行前ニ合併ノ決議ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十條 本法施行前ニ株式會社ノ設立ノ無効ナルコトヲ發見シタル場合ニ於テ裁判所カ未タ清算人ヲ選任セザリシトキハ設立無効ノ主張ニ付テハ本法ノ規定ヲ適用ス

第二十一條 附則第九條、第十條、第十二條及ヒ第十三條ノ規定ハ株式會社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 附則第四條及ヒ第五條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第二十三條 前十六條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス
 第二十四條 本法施行前ニ會社ニ關スル從前ノ開則ヲ適用スヘキ行爲アリタ

は製造中の船舶にも應用さるゝこと
 は第六百八十九條の定むる所なり

ルトキハ本法施行ノ後ト雖モ其開則ヲ適用ス

第二十五條 第四百八十七條乃至第四百八十八條ノ二及ヒ第四百八十八條ノ四ノ規定ハ本法施行前ニ第一ノ質入裏書アリタル質入證券ノ所持人ガ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ其證券ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第二十六條 質入證券所持人ノ裏書人ニ對スル請求權ハ寄託物ニ付キ辨濟ヲ受ケタル日ガ本法施行前ニ在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ六ヶ月本法施行後ニ在ル場合ニ於テハ辨濟ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

質入證券裏書人ノ其前者ニ對スル請求權ハ本法施行前ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ六ヶ月本法施行後ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其償還ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

本法施行前ニ進行ヲ始メタル時効ノ殘期カ其施行ノ日ヨリ起算シテ六ヶ月ヨリ短キトキハ時効ハ其殘期ヲ經過スルニ因リテ完成ス

第二十七條 第三百六十七條ノ三、第三百八十條ノ二及ヒ第三百八十條ノ三ノ規定ハ本法施行前ニ作リタル預證券又ハ質入證券ニモ亦之ヲ適用ス但共

附則 茲ニ規定せられし附則三十五個條ハ明治四十四年五月三日發布の商法中改正法律施行に關しての附則ナリ

證券ニ別段ノ意思表示アルトキハ此限ニ在ラス

第二十八條 第四百十七條ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル保險料返還ノ義務ニ付キ其施行後ニ時効力進行ヲ始ムル場合ニモ亦之ヲ適用ス

本法施行前ニ進行ヲ始メタル時効ノ殘剩カ其施行ノ日ヨリ起算シテ二年ヨリ長キトキハ時効ハ其施行ノ日ヨリ二年ヲ經過スルニ因リ二年ヨリ短キトキハ其殘剩ヲ經過スルニ因リテ完成ス

前二項ノ規定ハ第四百三十二條ノ二ノ義務ニ之ヲ適用ス

第二十九條 第四百二十八條乃至第四百二十八條ノ四ノ規定ハ本法施行前ニ爲シタル保險契約ニハ之ヲ適用セス

第三十條 本法施行前ニ振出シタル爲替手形ニ付キ其施行後ニ引受拒絶證書ヲ作ラシメタル場合ニ於テハ擔保請求ノ通知ヲ發スルゴトヲ要セス

本法施行後ニ擔保ヲ供セサル爲メ拒絶證書ヲ作ラシメタル場合亦同シ

第三十一條 第四百八十七條乃至第四百八十八條ノ二、第四百八十八條ノ四及ヒ第四百八十九條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル爲替手形ニ付キ所持人カ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

ス

第三十二條 第五百十五條乃至第五百十五條ノ五及ヒ第五百十七條第一項ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル爲替手形ニ付キ其施行後ニ拒絶證書ヲ作ル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第三十三條 前三條ノ規定ハ約束手形ニ之ヲ適用ス

第三十四條 第五百三十三條ノ三及ヒ第五百三十四條第二項ノ規定ハ本法施行前ニ振出シタル小切手ニ付キ所持人カ本法施行後ニ支拂ヲ求ムル爲メ之ヲ呈示スル場合ニモ亦之ヲ適用ス

附則第三十一條及ヒ第三十二條ノ規定ハ小切手ニ之ヲ適用ス

第三十五條 第五百四十四條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ生シタル原因ニ基キ其施行後ニ委付ヲ爲ス場合ニモ亦之ヲ適用ス

商法施行法

(明治三十二年三月 法律第四十九號)

第一條 商法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外舊法ノ規定ヲ適用ス
第二條 商事ニ關スル特別ノ法令ハ商法施行ノ後ト雖モ其效力ヲ存ス
第三條 特別ノ法令中舊商法ノ規定ニ依ルヘキモノト定メタル場合ニ付テハ舊商法ハ商法施行ノ後ト雖モ仍ホ其效力ヲ存ス
第四條 商法施行前ヨリ商業ヲ營ム未成年者、妻及ヒ後見人ハ商法ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス
第五條 商法施行前ニ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ商法施行ノ日ヨリ其會社ノ業務ニ關シ之ヲ能力者ト看做ス
第六條 商法第七條第二項ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其

施行前ニ定メタル制限ニモ亦之ヲ適用ス

第七條 商法第八條ニ定メタル小商人ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第八條 商法施行前ニ舊法ノ規定ニ依リテ爲シタル登記ハ商法ノ規定ニ從ヒテ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス
第九條 商法施行前ニ登記シタル事項ニ變更ヲ生シ又ハ其事項ヲ消滅シタル場合ニ於テ商法施行前ニ登記ヲ爲サザリシトキハ當事者ハ其施行ノ後遲滞ナク登記ヲ爲スコトヲ要ス
第十條 商法施行前ニ設立ノ登記ヲ爲シタル會社ノ社名ハ商法ノ規定ニ從ヒテ登記シタル商號ト同一ノ效力ヲ有ス
第十一條 商法施行前ニ設立シタル合名會社ニシテ其名中ニ合名會社ナル文字ヲ用井サルモノハ其施行ノ日

ヨリ三ヶ月内ニ商法第十七條ノ規定ニ從ヒテ其社名ヲ改メ且其登記ヲ爲スコトヲ要ス

會社ノ業務ヲ執行スル社員カ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル
第十二條 商法第十八條ノ規定ハ商法施行前ヨリ使用スル商號ニハ之ヲ適用セズ
第十三條 商法第十九條ノ規定ハ舊商法施行前ヨリ使用スル商號ニハ之ヲ適用セズ
第十四條 商法第二十條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス
第十五條 商法第二十一條ノ規定ハ舊商法施行前ヨリ同一又ハ類似ノ商號ヲ使用スル者ニ對シテハ第一項及ヒ第二十八條第三項ニ掲ケタル市町村ハ市制又ハ町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ從來ノ町村其他之ニ類スル區域トシ東京市、京都市及ヒ大阪市

ニ在リテハ其各區トス

第十五條 商法施行前ニ東京市又ハ大阪市ニ於テ商號ノ登記ヲ爲シタル者ハ商法施行ノ日ヨリ六ヶ月内ニ其市ニ存スル他ノ登記所ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ニ定メタル登記ヲ爲サザリシ者ハ其登記ヲ爲サザリシ登記所ノ管轄區域内ニ於テハ商法第二十條ニ定メタル權利ヲ行フコトヲ得ス
第十六條 商法第二十二條第二項ノ適用ニ付テハ北海道ハ之ヲ一府縣ト看做ス
第十七條 商法第二十八條ノ規定ハ商法施行前ニ作リタル商業帳簿ニモ亦之ヲ適用ス
第十八條 代務人ニハ商法施行ノ日ヨリ支配人ニ關スル規定ヲ適用ス
第十九條 商法施行前ヨリ支配人又ハ支配役ト稱スル者カ商法第三十條ニ定メタル權限ヲ有セザルトキハ主人ハ

商法施行法

商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ其名稱ヲ改ムルコトヲ要ス
 主人カ前項ノ期間内ニ支配人又ハ支配役ノ名稱ヲ改メサリシトキハ其者ハ商法第三十條ニ定メタル權限ヲ有スルモノト看做ス

第二十二條 商法第三十二條第三項ノ規定ハ舊商法第五十條ノ規定ニ反シテ爲シタル行爲ニ之ヲ準用ス但一年ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

主人カ商法施行前ニ前項ノ行爲ヲ知りタルトキハ二週間ノ期間モ亦其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 商法中代理商ニ關スル規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ定メタル代理商ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 商法中會社ニ關スル規定ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ設立シタル會社ニモ亦之ヲ適用ス

第二十三條 商法第四十七條ニ定メタル期間ハ商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲シタル會社ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十四條 商法施行前ニ設立シタル合名會社ニシテ未ダ設立ノ登記ヲ爲ササルモノハ商法施行ノ日ヨリ一個月内ニ商法ノ規定ニ從ヒテ定款ヲ作り且商法第五十一條第一項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲シタル合名會社ハ商法施行ノ日ヨリ一個月内ニ本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店ノ所在地ニ於テハ本店並ニ他ノ支店及ヒ社員ノ出資ノ種類並ニ財産ヲ目的トスル出資ノ價格ヲ登記スルコトヲ要ス

第二十六條 商法第五十一條第二項、第三項及ヒ第五十二條ノ規定ハ合名會社カ設立ノ登記ヲ爲シタル後商法

施行前ニ支店ヲ設ケ又ハ其本店若クハ支店ヲ移轉シタル場合ニ之ヲ準用ス但登記期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二十七條 會社ノ業務ヲ執行スル社員カ前二條ノ規定ニ依リ爲スヘキ登記ヲ怠リタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

第二十八條 商法第六十條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ舊商法第四條ノ規定ニ反シテ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス

第二十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 商法第七十一條ノ規定ハ商法施行前ニ設立シタル合名會社ニハ之ヲ適用セス

第三十條 合名會社ノ目的タル事業ノ成功カ商法施行前ニ不能ト爲リタルトキハ裁判所カ解散ヲ命ジタル場合ヲ除ク外其會社ハ商法ノ施行ト同時ニ解散シタルモノト看做ス

第二十一條 合名會社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未ダ清算人ヲ選任シタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十二條 合名會社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ既ニ清算人ヲ選任シタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第七十六條及ヒ第九十條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十三條 商法第七十八條第二項ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三十四條 合名會社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ於テ未ダ清算人ヲ選任セサルトキハ總社員ノ同意ヲ以テ會社財産ノ處分方法ヲ定ムルコトヲ得此場合ニ於テ

商法施行法

ハ商法施行ノ日ヨリ二週間内ニ財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

商法第七十八條第二項、第七十九條及ヒ第八十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 合名會社ハ商法施行前ニ解散ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ清算ハ舊商法ノ規定ニ依リテ之ヲ爲ス

第三十六條 合名會社ニ於テ商法施行前ニ清算人ノ解任又ハ變更アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ商法第九十七條ノ規定ニ從ヒテ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十七條 商法第三百三條ノ規定ハ商法施行前ニ解散シタル合名會社ニモ亦之ヲ適用ス

第三十八條 商法施行前ニ設立シタル合資會社ニハ舊商法ノ規定ヲ適用ス

第三十九條、第二十五條乃至第三十二條及ヒ前三條ノ規定ハ前項ノ會社ニ之ヲ準用ス

第三十九條 商法施行前ニ設立シタル合資會社ハ其取引ニ關スル一切ノ書類ニ商法施行前ニ設立シタル會社タルコトヲ示スコトヲ要ス

業務擔當社員ノ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

第四十條 商法施行前ニ設立シタル合資會社ハ舊商法第三百五十一條第二項ノ規定ニ從ヒ其組織ヲ變更シテ之ヲ商法ニ定メタル合資會社株式會社又ハ株式合資會社ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ總會ハ直チニ新會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス

第四十一條 商法第七十八條、第七十九條第一項、第二項及ヒ第二百五十四條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 商法施行前ニ設立シタル合資會社ハ商法ノ規定ニ從ヒテ合併ヲ爲スコトヲ得但合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ商法ニ定メタル種類ノ一タルコトヲ要ス

合併ノ決議ハ舊商法第五十一條第二項ノ規定ニ依リニ非サルハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ニ於テハ其發起人ハ七人以上ナルコトヲ要セス

第四十四條 商法施行前ニ發起ノ認可ヲ得タル株式會社ト雖モ其發起人カ未ダ株主ノ募集ニ着手セザルトキハ之ニ商法ノ規定ヲ適用ス

第四十五條 株式會社ノ發起人カ商法施行前ニ株主ノ募集ニ着手シタルトキハ舊商法ノ規定ニ從ヒテ會社ノ設立ヲ爲スコトヲ得但商法ノ規定ニ從ヒテ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第四十六條 商法施行前ニ創業總會ニ於テ定款ヲ確定シタル場合ニ於テハ商法ノ規定ニ從ヒテ其定款ヲ變更スルコトヲ要ス

第四十七條 商法第三百十條ノ規定ハ前二條ノ場合ニモ亦之ヲ適用ス

第四十八條 商法第六十三條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ舊商法ノ規定ニ依リテ招集シタル創業總會ノ決議ニ之ヲ準用ス但同條第二項ノ期間ハ商法施行前ニ決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四十九條 第四十五條ノ場合ニ於テ商法施行前ニ株式總會ノ引受アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ商法施行後ニ株式總會ノ引受アリタルトキハ其日ヨリ六個月内ニ發起人カ創業總會ヲ招集セザルトキハ株式申込人ハ其申込ヲ取消スコトヲ得

第五十條 第四十五條及ヒ第四十六條ノ場合ニ於テハ株

商法施行法

式會社ハ各株ニ付キ株金ノ四分ノ一ノ拂込アリタル後
二週間内ニ商法第四十一條第一項ニ定メタル登記ヲ
爲スコトヲ要ス

第五十一條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登
記ヲ爲シタル株式會社ニシテ其定款ニ商法第百廿條第
一號乃至第七號ニ掲ケタル事項ヲ定メサルモノハ商法
施行ノ日ヨリ三個月内ニ其定款ヲ變更スルコトヲ要ス
第五十二條 商法施行前ニ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登
記ヲ爲シタル株式會社ハ商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ
本店ノ所在地ニ於テハ支店、支店ノ所在地ニ於テハ本
店並ニ他ノ支店及ヒ會社カ公告ヲ爲ス方法並ニ監査役
ノ氏名住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第五十三條 商法施行前ニ設立シタル株式會社カ登記シ
タル事項中ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テ商法施行前ニ
登記ヲ爲サザリシトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ本

店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス
舊商法ノ規定ニ依リ登記スヘキ事項カ商法施行前ニ生
シタル場合ニ於テハ舊商法ニ登記期間ノ定ナキトキニ
限リ前項ノ規定ヲ準用ス

第五十四條 取締役カ前三條ノ規定ニ違反シタルトキハ
五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラレ
第五十五條 商法施行前ニ設立シタル株式會社ニ於テ株
式ノ金額カ商法第百四十五條第二項ノ規定ニ反スルモ
舊商法及舊商法施行條例ノ規定ニ反セサル場合ニ於テ
ハ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得商法施行後ニ新株ヲ
發行スルトキ亦同シ
前項ノ規定ハ商法施行後ニ株式ノ金額ヲ變更スル場合
ニハ之ヲ適用ス

第五十六條 商法中株券ニ關スル規定ハ商法施行前ニ發
行シタル假株券ニモ亦之ヲ適用ス

第五十七條 商法施行前ニ發行シタル株券及ヒ假株券ハ
商法第百四十八條又ハ第二百十八條ノ規定ニ違フモ之
ヲ改ムルコトヲ要セス但商法施行後ニ株金ノ拂込ヲ爲
シタル場合ニ於テハ前ニ拂込ミタル金額及ヒ新ニ拂込
タル金額ヲ假株券ニ記載スルコトヲ要ス

第五十八條 舊商法第二百十二條乃至第二百五條ノ規
定ハ商法施行前ニ株金拂込ノ催告アリタル場合ニ限リ
之ヲ適用ス

第五十九條 商法第百五十三條第二項乃至第四項ノ規定
ハ商法施行前ニ株式ヲ讓渡シタル者ニシテ舊商法第百
八十二條ノ規定ニ依リ擔保義務ナキ者ニハ之ヲ適用セ
ス

第六十條 法令ノ規定ニ依リ日本人ノミヲ以テ組織スヘ
キ株式會社及ヒ日本人ノミヲ以テ組織スルコトヲ條件
トシテ特別ノ權利ヲ有スル株式會社ハ無記名式ノ株券

商法施行法

ヲ發行スルコトヲ得ス若シ之ニ違反シタルトキハ其株
券ハ無効トシ最後ノ記名株主ヲ以テ株主トス
取締役カ前項ノ規定ニ反シテ無記名式ノ株券ヲ發行シ
タルトキハ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處セラレ

第六十一條 舊商法施行前ニ設立シタル株式會社ニ於テ
ハ株主ノ議決權ノ制限カ商法第百六十二條ノ規定ニ反
スルモ定款ノ定ムル所ニ依ルコトヲ得但商法施行後ニ
其制限ヲ變更スル場合ハ此限ニ在ラス

第六十二條 商法第百六十三條ノ規定ハ株主總會カ商法
施行前ニ決議ヲ爲シタル場合ニモ亦之ヲ適用ス但同條
第二項ノ期間ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六十三條 商法第百六十七條但書ノ規定ハ商法施行前
ニ選任シタル取締役及ヒ監査役ニハ之ヲ適用セス

第六十四條 商法施行前ニ選任シタル取締役又ハ監査役
ト雖モ其禁治産ニ因リテ退任ス

第六十五條 商法施行前ニ選任シタル取締役ハ其施行ノ後選滞ナク定メタル員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第六十六條 商法施行前ニ設立シタル株式會社ニ於テ其施行後ニ株金ノ拂込アリタルトキハ取締役ハ其拂込ノ年月日ヲ株主名簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六十七條 商法施行前ニ設立シタル株式會社ノ取締役ハ其施行ノ後選滞ナク社債ノ總額及ヒ其償還ノ方法ヲ社債原簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六十八條 株式會社カ商法施行前ニ其資本ノ半額ヲ失ヒタル場合ニ於テハ取締役ハ商法施行ノ後選滞ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコトヲ要ス

商法施行前ニ會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テハ取締役ハ商法施行ノ後選滞ナク破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第六十九條 取締役カ前三條ノ規定ニ違反シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ過料ニ處セラル

第七十條 商法第七十五條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役ニハ之ヲ適用セス

第七十一條 舊商法第八十九條ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル取締役ノノミニ之ヲ適用ス

第七十二條 商法施行前ニ舊商法第二百二十八條又ハ第二百零二十九條ノ規定ニ依リテ提起シタル訴訟ニハ商法ノ規定ヲ適用セス

第七十三條 商法施行前ニ選任シタル監査役ハ其任期カ一年ヨリ長キトキト雖モ其任期間在任ス

第七十四條 商法第九十條ニ掲ケタル書類ハ商法施行前ニ總會召集ノ通知ヲ發シタル場合ニ限り會日マデニ之ヲ提出スルヲ以テ足ル

第七十五條 商法第九十六條ノ規定ハ商法施行前ニ本

店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲シタル株式會社カ其登記後二年以上開業ヲ爲スコト能ハサルモノト認ムル場合ニモ亦之ヲ適用ス

裁判所カ定款ノ規定ヲ認可シタルトキハ取締役ハ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲スコトヲ要ス

取締役カ前項ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

第七十六條 明治二十三年法律第六十號ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第七十七條 株式會社カ商法施行前ニ債券發行ノ認許ヲ得タル場合ニ於テハ舊法ノ規定ニ依リテ其募集ヲ完了スルコトヲ得

第七十八條 商法第二百四條第一項ノ規定ハ株式會社カ商法施行前ニ債券發行ノ認許ヲ得タル場合ニハ之ヲ適用セス

第七十九條 株式會社カ商法施行前ニ債券發行ノ認許ヲ得タル場合ニ於テ一時ニ全額ノ拂込ヲ爲サシメサルトキハ第一回ノ拂込アリタル後二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ拂込ミタル金額及ヒ商法第七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八十條 商法施行前ニ社債ノ全額又ハ一部ノ拂込アリタルトキハ其施行ノ日ヨリ二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ拂込ミタル金額及ヒ商法第七十三條第三號乃至第六號ニ掲ケタル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八十一條 商法施行前ニ發行シタル債券ハ商法第二百五條ノ規定ニ違フモ之ヲ改ムルコトヲ要セス

第八十二條 商法第二百九條第二項ノ規定ハ商法施行前

商法施行法

三 假決議ヲ爲シテ未タ其通知ヲ發セサル場合ニモ亦之
 ヲ適用ス
 第八十三條 商法第二百九條第四項ノ規定ハ株式會社カ
 商法施行前ニ定款變更ノ決議又ハ議決議ヲ爲シタル場
 合ニ於テ之ヲ適用セシムルニ依リテハ舊商法
 第八十四條 株式會社カ商法施行前ニ資本ノ増加若クハ
 減少ノ決議又ハ假決議ヲ爲シタル場合ニ於テハ舊商法
 ノ規定ニ依リテ其増加又ハ減少ヲ爲スコトヲ得
 商法第二百二十八條乃至第三百十條ノ規定ハ前項ノ場合
 ニ之ヲ準用ス
 第八十五條 商法施行前ニ爲シタル決議又ハ假決議ニ依
 リテ資本ヲ増加シタル場合ニ於テ商法施行前ニ新株ニ
 付キ拂込ミタル株金額ノ登記ヲ爲サザリシトキハ其施
 行ノ日ヨリ商法施行後ニ拂込アリタルトキハ其日ヨリ
 二週間内ニ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ爲ス
 コトヲ要ス
 第八十六條 株式會社カ商法施行前ニ解散シタル場合ニ
 於テ未タ解散ノ決議ヲ爲サザルトキハ取締役ハ商法施
 行ノ後遲滞ナク株主ニ對シテ解散ノ通知ヲ發スルコト
 ヲ要ス
 第八十七條 取締役カ前二條ノ規定ニ違反シタルトキハ
 五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル
 第八十八條 株式會社ノ清算人ハ株主總會又ハ裁判所カ
 商法施行前ニ與ヘタル訓示ヲ遵守スルコトヲ要ス
 第八十九條 商法施行前ニ舊商法第二百四十二條ノ規定
 ニ依リテ選任シタル代人ハ商法施行ノ後ト雖モ其權限
 ヲ保有ス
 第九十條 第三十三條ノ規定ハ商法施行前ニ解散シタル
 株式會社ノ清算人カ爲スベキ公告ニ之ヲ準用ス
 第九十一條 第二十六條、第三十條乃至第三十二條、第

三十五條及ヒ第三十六條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用
 ス
 第九十二條 商法施行前ニ日本ニ支店ヲ設ケタル外國會
 社ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケルコトヲ得商
 法施行前ニ外國人カ日本ニ於テ設立シタル會社及ヒ組
 合ニ付キ亦同シ
 第九十三條 商法施行前ニ舊法中會社ニ關スル罰則ヲ適
 用スヘキ行爲アリタルトキハ商法施行ノ後ト雖モ其罰
 則ヲ適用ス
 第九十四條 私設鐵道株式會社ニハ明治二十年勅令第十
 二號私設鐵道條例ノ改正ニ至ルマテ舊商法及ヒ其附屬
 法令中株式會社ニ關スル規定ヲ適用ス(三十三年法律
 第六十四號ヲ以テ私設鐵道法發布ニ因リ消滅)
 第九十五條 (三十三年法律第六十九號保險業法第百三
 十條ヲ以テ削除)
 第九十六條 (同上)
 第九十七條 (同上)
 第九十八條 (同上)
 第九十九條 (同上)
 第一百條 (同上)
 第一百一條 (同上)
 第一百二條 (同上)
 第一百三條 (同上)
 第一百四條 (同上)
 第一百五條 (同上)
 第一百六條 (同上)
 第一百七條 (同上)
 第一百八條 (同上)
 第一百九條 (同上)
 第一百十條 (同上)

商法施行法

第百十一條 同上
 第百十二條 (同上)
 第百十三條 (同上)
 第百十四條 (同上)
 第百十五條 (同上)
 第百十六條 (同上)
 第百十七條 明治十年第六十六號布告利息制限法第五條ノ規定ハ商事ニハ之ヲ適用セス
 第百十八條 商法施行前ニ設定シタル質權ノ實行ニ付テハ別段ノ意思表示アリタル場合ヲ除ク外競賣法ノ規定ヲ適用ス但取引所ノ相場アル有價證券其他ノ商品ニ在リテハ執達吏ハ取引所ニ於テ之ヲ賣却スルコトヲ得前項ノ規定ハ留置權者カ其留置物ヲ賣却スル場合ニ之ヲ準用ス
 第百十九條 商法施行前ニ發シタル指圖證券及ヒ無記名證券ニハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外商法ノ規定ヲ適用ス但民法施行法第三十條、第三十一條及ヒ第三十三條ノ準用ヲ妨ケス
 第百二十條 商法第二百八十一條ノ規定ハ商法施行前ニ發行シタル指圖證券及ヒ無記名證券ニモ亦之ヲ適用ス
 第百二十一條 商法第二百九十九條ノ規定ハ商法施行前ニ約シタル匿名組合ニモ亦之ヲ適用ス
 第百二十二條 湖川、港灣及ヒ沿岸小航海ノ範圍ハ選信大臣之ヲ定ム
 第百二十三條 手形ノ所特人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ支拂拒絕證書ノ作成カ商法施行前ニ在リタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ支拂拒絕證書ノ作成カ商法施行後ニ在リタル場合ニ於テハ其作成ノ日ヨリ六個月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 裏書人ノ其前者ニ對スル償還請求權ハ商法施行前ニ償

選テ爲シタル場合ニ於テハ其施行ノ日ヨリ商法施行後ニ償還ヲ爲シタル場合ニ於テハ其日ヨリ六個月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
 商法施行前ニ進行ヲ始メタル時効ノ殘期カ商法施行ノ日ヨリ起算シテ六個月ヨリ短キトキハ時効ハ其殘期ヲ經過スルニ因リテ完成ス
 第百二十四條 明治十九年法律第二號公證人規則第二十八條ノ規定ハ公證人カ拒絕證書ヲ作ル場合ニハ之ヲ適用セス
 第百二十五條 外國ニ於テ爲シタル手形行爲ノ要件ハ行爲地ノ法律ニ依ル
 前項ノ規定ニ拘ハラズ外國ニ於テ爲シタル手形行爲カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキハ外國ノ法律ニ依レハ要件ヲ具備セザルトキト雖モ爾後日本ニ於テ爲シタル手形行爲ハ有效トス日本人カ外國ニ於テ日

本人ニ對シテ爲シタル手形行爲カ日本ノ法律ニ定メタル要件ヲ具備スルトキ亦同シ
 第百二十六條 外國ニ於テ手形上ノ權利ヲ行使又ハ保全スル爲メニ爲ス行爲ノ方式ハ行爲地ノ法律ニ依ル
 第百二十七條 商法第五百五十二條第三項ノ規定ハ商法施行前ニ選任シタル船舶管理人ニモ亦之ヲ適用ス
 商法第五百五十三條ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ選任シタル船舶管理人ニモ亦之ヲ適用ス
 第百二十八條 商法第五百五十六條ノ規定ハ商法施行前ニ爲シタル船舶ノ貸借ニモ亦之ヲ適用ス
 第百二十九條 商法第五百五十八條乃至第五百六十八條及ヒ第五百七十條乃至第五百七十四條ノ規定ハ商法施行ノ日ヨリ其施行前ニ選任シタル船長ニモ亦之ヲ適用ス
 第百三十條 商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號ニ掲ケタル書類ノ書式ハ選信大臣之ヲ定ム
 第百三十一條 委付ノ原因カ商法施行後ニ生シタルトキ

商法施行法

ハ其施行前ニ爲シタル保險契約ニ付テモ被保險者ハ商
法ノ規定ニ從ヒテ委付ヲ爲スコトヲ得
第三百二十二條 船舶ノ存心カ商法施行ノ日ヨリ六個月間
分明ナラサルトキハ未タ舊商法第九百六十六條第一項
ノ期間ヲ經過セサルトキト雖モ其船舶ハ行方ノ知レサ
ルモノト看做ス
第三百二十三條 商法施行ノ際舊商法第九百六十九條第一
項ニ定メタル三日ノ期間カ未タ満了ニ至ラサルトキハ
商法施行ノ日ヨリ三個月内ニ商法第六百七十四條ニ
定メタル通知ヲ發シテ委付ヲ爲スコトヲ得
第三百二十四條 船舶ノ先取特權ニ關スル商法ノ規定ハ其
施行前ニ發生シタル債權ニ付テモ亦之ヲ適用ス
第三百二十五條 第二十三條ノ規定ハ商法第六百八十四條
第一項ノ規定ニ依リ爲スル公告ニ之ヲ準用ス
第三百二十六條 船舶ノ抵當權ニ關スル商法ノ規定ハ商法

施行前ニ設定シタル抵當權ニモ亦之ヲ適用ス
第三百二十七條 民法施行法第二條、第三條、第三十條、
第三十一條、第三十三條、第三十四條、第五十三條及
第七十八條ノ規定ハ商事ニ之ヲ準用ス
第三百十八條 明治二十三年法律第三十二號商法第九百
七十八條ヲ左ノ如ク改ム
商人カ支拂ヲ停止シタルトキハ裁判所ハ本人又ハ債權
者ノ申立ニ因リ決定ヲ以テ破産ヲ宣告ス
裁判所ハ口頭辯論ヲ經シテ裁判ヲ爲スコトヲ得此裁
判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第三百十九條 破産宣告ノ申立ヲ爲ス債權者ハ裁判所ノ
定ムル所ニ從ヒ破産手續ニ必要ナル費用ヲ豫納スルコ
トヲ要ス
債權者カ前項ノ費用ヲ豫納セサルトキハ裁判所ハ破産
宣告ノ申立ヲ棄却スルコトヲ得

第四百十條 本人カ破産宣告ノ申立ヲ爲シタルトキハ破
産手續ニ必要ナル費用ハ假ニ同庫ヨリ之ヲ支辨スルコ
トヲ要ス債權者カ破産宣告ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於
テ裁判所カ前條第二項ノ規定ニ依リテ其中立ヲ棄却セ
サルトキ亦同シ
第四百十一條 裁判所ハ破産事件ニ付キ地方裁判所又ハ
隨裁判所ニ法律上ノ補助ヲ求ムルコトヲ得
第四百十二條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五
十一條第五號ヲ左ノ如ク改ム
第五 財産目錄、貸借對照表ノ作成若クハ支拂停止
ノ届出ノ義務ヲ怠リタルトキ又ハ裁判所ノ許可ヲ得
ズシテ其住地ヲ離レタルトキハ
第四百十三條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五
十四條ヲ左ノ如ク改ム
破産宣告ヲ受ケタル債權者ハ復權ヲ得ルニ非サレハ會

社ノ無限責任社員、舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル
合資會社ノ業務擔當社員、株式會社ノ取締役若クハ監
査役、清算人、破産管財人又ハ商業會議所ノ會員ト爲
ルコトヲ得
第四百十四條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五
十五條第三項ハ之ヲ削除ス
第四百十五條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五
十九條ヲ左ノ如ク改ム
商人カ商會爲ニ因リテ生シタル債權ニ付キ自己ノ過失
ナクシテ支拂ヲ中止セサルコトヲ得サルニ至リタル場
合ニ於テ其債權者ノ過半數以上ノ承諾ヲ得タルトキハ
營業所ノ所在地又ハ住所地ヲ管轄スル裁判所ハ一年ヲ
超エサル範圍内ニ於テ支拂猶豫ヲ與フルコトヲ得
附 則
第四百十六條 本法ハ商法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

商法施行法

第四百七十七條 明治二十三年法律第五十九號商法施行條
 例第二十條、第二十四條、第二十五條、第三十五條
 乃至第四十五條及七第四十八條乃至第五十條ヲ除ク外
 本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス但シ第二十一條乃至第二
 十三條及七第五十一條ノ規定ハ舊商法ノ規定ニ依ルヘ
 キ場合ニ於テハ仍ホ其效力ヲ存ス

● 舊商法破産編

(明治二十三年四月二十六日
 法律第三十二號)

第三編 破産

第一章 破産宣告

第九百七十八條 商人カ支拂ヲ停止シタルトキハ裁判所
 ハ本人又ハ債權者ノ申立ニ因リ決定ヲ以テ破産ヲ宣告
 ス(二十二年法律第四十九號ヲ以テ全條改正)
 裁判所ハ口頭辯論ヲ經スシテ裁判ヲ爲スコトヲ得此裁
 判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
 第九百七十九條 支拂停止ハ其停止ヲ爲シタル本人ヨリ
 又會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役又ハ
 清算人ヨリ支拂停止ノ日ヲ算入シテ五日內ニ其營業所
 又ハ住所ノ裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ口述ヲ調書ニ筆記
 セシメテ之ヲ届出ツ可シ此届出ニハ支拂停止ノ事由ヲ

破産編

明示シ及ヒ貸借對照表並ニ商業帳簿ヲ添フルコトヲ要
 ス(二十六年法律第九號ヲ以テ改正)

貸借對照表ニハ左ノ諸件ヲ包含ス

- 第一 總テノ動産、不動産其他債權ノ列擧及ヒ價額
- 第二 總テノ債務
- 第三 利益及ヒ損失ノ概要
- 第四 毎月ノ一身上ノ費用及ヒ家事費用ノ支出額
- 第九百八十條 破産決定書ニハ左ノ諸件ヲ包含ス
- 第一 支拂停止ノ日時但此日時ハ後日裁判所ノ決定
 ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得(同上)
- 第二 破産主任官及ヒ一人又ハ二人以上ノ破産管財
 人ノ選定
- 第三 破産財團ノ保全ニ必要ナル處分ニ付テノ命令
- 第四 破産者ノ債務者又ハ財團ニ屬スル物ノ占有者
 ニ對スル拂渡差押ノ命令
- 第五 破産ノ總債權者ニ對シ其請求權ヲ短クトモ三

二二五

本月長クトモ六ヶ月ノ期間ニ破産主任官ニ届出ツ
可キ旨ノ備告

第六 調査會ノ期日及ヒ債權者集會ノ期日ノ指定

第七 破産宣告ノ日時(二十六年法律第九號ヲ以テ
追加)

破産決定書ハ之ヲ檢事ニ送致ス可シ

第九百八十一條 破産宣告ハ即時ニ裁判所ノ揭示場並ニ
破産者ノ營業場ニ貼附シ及ヒ其他ノ新聞紙ニ載セテ之
ヲ公告スルコトヲ要ス其宣告ハ假執行ヲ爲スコトヲ得

第九百八十二條 破産者ノ財産ヲ以テ破産手續ノ費用ヲ
償フニ足ラザルトキハ前條ノ手續ヲ除ク外其後ノ手續
ヲ停止ス其手續ノ停止ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

然レトモ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ル破産者ノ財産ア
ルコトヲ證明スルトキハ中立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ即
時其手續ヲ再施ス

破産手續ノ停止ハ其繼續スル間ハ第八百四十九條ニ掲ケ
タル效力ヲ有ス

第九百八十三條 破産主任官ハ總テノ破産手續ヲ指揮シ
及ヒ監督スルコトヲ要ス其命令ハ假執行ヲ爲スコトヲ
得然レトモ此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ
爲スコトヲ得

第九百八十四條 檢事ハ職權ヲ以テ被産者ノ罰セラル可
キ所爲ノ有無ヲ捜査シ且此カ爲メ取引帳簿其他ノ書類
ノ展閱ヲ求ムルコトヲ得

第二章 破産ノ效力

第九百八十五條 破産宣告ニ依リ破産者ハ破産手續ノ繼
續中自己ノ財産ヲ占有シ管理シ及ヒ處分スル權利ヲ失
フ

破産宣告ノ日ヨリ以後ハ破産者ノ爲シタル支拂其他總
テノ權利行爲及ヒ破産者ニ爲シタル支拂ハ當然無効ト
ス

テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣拂代金ニ滿ツル
マテテ限リシテ利息ヲ生スルコトヲ得

人ヨリ又ハ管財人ニ對シテ之ヲ起シ又ハ繼續スルコト
ヲ得

第九百八十六條 破産者ノ營業ノ用ニ供スル動産ニ對シ
テ不動産貸貸ノ爲メニスル強制執行ハ三十日間之ヲ猶
豫ス但貸貸人カ其貸物ヲ取戻ス權利ヲ有スルトキハ
此限ニ在ラス

第九百八十七條 各債權者ハ優先權ノ存スルニ非サレ
ハ破産處分中破産者ノ財産ニ對シテ強制執行ヲ爲スコ
トヲ得ス

第九百八十八條 辨濟期限ノ未タ至ラザル破産者ノ債務
ハ破産宣告ニ依リテ辨濟期限ニ至リタルモノトス

爲替手形ノ引受人又ハ引受ナキ爲替手形ノ振出人又ハ
約束手形ノ振出人カ破産宣告ヲ受ケタルトキハ其償還
義務ニ付テモ前項ノ規定ヲ適用ス

第九百八十九條 財團ニ對シテハ破産宣告ノ日ヨリ利息
ヲ生スルコトヲ止ム但抵當權ノ質權其他ノ優先權ヲ以

テ擔保セラレタル債權ハ其擔保物ノ賣拂代金ニ滿ツル
マテテ限リシテ利息ヲ生スルコトヲ得

第九百九十條 支拂停止後又ハ支拂停止前三十日內ニ破
産者カ爲シタル贈與其他ノ無償行爲又ハ之ト同視ス可
キ有償行爲期限ニ至ラザル債務ノ支拂、期限ニ至リタ
ル債務ノ代物辨濟及ヒ從來負擔シタル債務ノ爲メ新ニ
供スル擔保ハ財團ニ對シテハ當然無効トス(二十六年
法律第九號ヲ以テ改正)

第九百九十一條 前條ニ掲ケタルモノノ外債務者カ支拂
停止後破産宣告前ニ財團ノ損害ニ於テ爲シタル總テノ
支拂及ヒ權利行爲ハ相手方カ支拂停止ヲ知りタルトキ
ニ限リ財團ノ計算ノ爲メ之ニ對シテ異議ヲ述ブルコト
ヲ得

然レトモ手形ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ爲替手形ヲ振
出シ又ハ振出サシムル際支拂停止ヲ知りタル振出人又
ハ振出委託人ヨリ又約束手形ニ在テハ裏書讓渡ノ際支

拂停止ヲ知りタル第一ノ裏書讓渡人ヨリ其支拂金額ヲ償還スルコトヲ要ス

第九百九十二條 有效ニ取得シタル抵當權其他合式ノ登記ニ因リテ法律上効力ヲ有ス可キ權利ハ支拂停止後ニ在テハ其取得ノ時ヨリ十五日ヲ過キサルトキニ限り破産宣告ノ日マテ登記ヲ爲スコトヲ得

第九百九十三條 破産宣告ノ時ニ破産者及ヒ其相手方ノ未タ履行セス又ハ履行ヲ終ラサル債務契約ハ孰レノ方ヨリモ無賠償ニテ其解約ヲ申入ルルコトヲ得
貸借契約又ハ雇傭契約ニ在テハ解約申入ノ期間ニ付キ協議調ハサルトキハ法律上又ハ慣習上ノ豫告期間ヲ遵守ス可シ

第九百九十四條 契約者ノ一方ノ義務不履行ノ爲メ他ノ一方ニ於テ契約ヲ解除スル權利又ハ既ニ給付シタル物ヲ取戻ス權利ハ財團ニ對シテ之ヲ行フコトヲ得ス
第九百九十五條 相殺ノ權利アル債權者ハ期限ニ至ラザ

ル債權又ハ金額未定ノ債權ト雖モ財團ニ對シテ其效用ヲ致サシムルコトヲ得

債權カ支拂停止後ニ生シ又ハ取得シタルモノナルトキハ支拂停止ヲ知りタル場合ニ限り相殺ヲ許サス

第九百九十六條 債權者カ債權者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ爲シタル權利行為ハ相手方カ債權ヲ知りタルトキニ限り其日附ノ如何チ問ハス之ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

第三章 別除權

第九百九十七條 債權者ノ動産又ハ不動産ニ對シテ抵當權、質權其他ノ優先權ヲ有スル債權者ハ財團ヨリ先ヅ別除權ヲ受ケタルニ非サレハ其擔保物ノ賣拂代金ヨリ費用、利息及ヒ元金ノ支拂ヲ受ケル爲メ別除ノ別除權ヲ請求スルコトヲ得若シ其實擔代金ノ剩餘アルトキハ買主ノ財團ニ拂込ム可シ
第九百九十八條 優先權及ヒ其順序ハ民法及ヒ特別ノ法

律ニ依リテ定マル

第九百九十九條 優先權ヲ有スル者其擔保物ノ賣拂代金ヨリ完全ナル別除權ヲ受ケサルトキハ其未済ノ債權ハ他ノ債權者ト平等ナル割合ヲ以テ財團ニ對シテ之主張スルコトヲ得

第一千條 債權者カ其支拂停止後ニ遺産ヲ取得シタルトキハ遺産債權者及受遺者ハ遺産トシテ仍ホ現存スル遺産ヨリ又ハ未タ債務者ニ支拂ハレサル遺産ニ屬スル金銭ヨリ別除ノ別除權ヲ請求スルコトヲ得

第一千一條 破産者ノ財產ニシテ民事訴訟法ニ從ヒ強制執行ノ爲メ差押フルコトヲ得サルモノハ之ヲ財團ニ加フルコトヲ得ス但債權者ニ優先權ノ屬スルモノニ付テハ第九百九十七條ノ規定ニ從フ

第四章 保全處分

第一千二條 裁判所ハ破産宣告ト同時ニ債務者ノ動産ノ封印ヲ命ス(二十六年法律第九號ヲ以テ改正)

會社ニ在テハ連帶無限ノ責任ヲ負ヘル社員ノ財產ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

第一千三條 破産者カ逃走シ若クハ其財產ヲ隱匿スルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ其監守ヲ命スルコトヲ得(二十六年法律第九號ヲ以テ改正)

會社ニ在テハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ對シテ右ノ處分ヲ行フ

破産者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケルニ非サレハ其住地ヲ離ルルコトヲ得ス又裁判所ハ何時ニテモ破産者ノ引致ヲ命スルコトヲ得

第一千四條 管財人カ破産者ノ財產ヲ財産目錄ニ載セ且之ヲ占有シタルトキ又ハ監守ノ事由最長存セサルトキハ裁判所ハ其決定ヲ以テ破産者ヲ釋放ス可シ然レトモ破産者ヲシテ裁判所又ハ管財人ノ呼出ニ應ジ何時ニテモ出頭ス可キ爲メノ擔保ヲ供スル義務ヲ負ハシムルコトヲ得(同上)

取上ケタル擔保ハ之ヲ財團ニ歸セシム

第五條 管財人カ債務者ノ財産ヲ財産目録ニ載セ且之ヲ占有シタルトキハ直チニ其封印ヲ解ク可シ

第六條 依リ財團ニ加フルコトヲ得サル物及ヒ財團ノ爲メニスル即時ノ換價又ハ繼續利用ヲ封印ノ爲メ妨ケラルル物ニハ封印ヲ爲ササルコトヲ得此等ノ物ハ直チニ財産目録ニ載セ管財人ニ之ヲ占有スルコトヲ要ス

第七條 商業帳簿ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ且其帳簿ノ現狀ハ破産主任官之ヲ認證ス

第八條 債價ナル物ハ即時之ヲ管財人ニ交付シ又ハ一時之ヲ裁判所ニ引取ルコトヲ得

第九條 破産者ニ對シテ債務ヲ負ヒ又ハ財團ニ屬スル物ヲ占有スル者ハ其支拂又ハ交付ヲ管財人ニノミ爲ス可キコトヲ拂渡差押ノ命令ヲ以テ催告セラレタルモノトス

第十條 別除權ヲ行ハント欲スル者ハ其旨ヲ管財人ニ申出シ可シ

第十一條 立會ヲ以テ管財人之ヲ作リ若シ必要アルトキハ破産者ヲモ立會ハシム

第十二條 破産者ニ屬スル總テノ財團ニ組入ル可カラサルモノト雖モ其價額ヲ明示シテ之ヲ財産目録ニ記入スルコトヲ要ス必要ナル場合ニ在テハ其價額ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシム

第十三條 財産目録及ヒ之ニ關スル調書ノ認證アル購本ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

第十四條 檢察官ハ其見込ニ因リ職權ヲ以テ財産目録ノ作成ニ立會フコトヲ得

第十五條 破産者ニ關セサル財産ヲ財團ヨリ取戻スコトニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス

第十六條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内ノ期間ニ破産者ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出サザリシトキハ自ら貸

借シ若シ管財人ヨリ其物ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルトキハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス

第十七條 債務者ニ宛テタル電信、書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財人ニ交付ス可シ其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡スコトヲ要ス

第十八條 破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局、電信局其他ノ運送取扱所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

第十九條 破産主任官ハ破産者及ヒ其家族ニ財團ヨリ給養ノ扶助料ヲ與フルコトヲ得

第二十條 第五節 財團ノ管理及ヒ換價

第二十一條 各裁判所管轄區ニハ職務上義務ヲ負フ可キ破産管財人ノ名簿ヲ備置キ破産裁判所ハ各箇ノ場合ニ於テ其名簿中ヨリ管財人ヲ選定ス

第二十二條 管財人ノ勤勞ニ對スル報酬ハ財團ヨリ第一ニ之ヲ支拂ヒ其額ハ破産裁判所之ヲ定ム

第二十三條 管財人ハ其行爲ニ付テハ代理人ト同一ノ責任ヲ負フ若シ管財人二人以上アルトキハ共同ニ非サレハ行爲ヲ爲スコトヲ得但破産主任官カ或ル行爲ニ付キ各箇ニ特別ノ委任ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在ラズ

第二十四條 管財人ハ破産宣告後即時ニ財團ヲ占有シ且其管理及ヒ換價ニ著手スルコトヲ要ス

第二十五條 管財人ハ其職務ノ爲メ破産者ノ補助ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 破産主任官ハ此カ爲メ破産者ニ報酬ヲ與フルコトヲ得

第二十七條 管財人ハ破産主任官ノ監督ヲ受ケ且其指揮ニ從フ義務アリ若シ管財人ノ行爲又ハ判斷ニ對シテ異議ヲ述フル者アルトキハ破産主任官命令ヲ以テ之ヲ決ス此命令ニ對シテハ破産裁判所ニ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 財産目録ハ裁判所職員又ハ其地警察官吏ノ

手得

第二十九條 破産者ニ關セサル財産ヲ財團ヨリ取戻スコトニ係ル争訟ハ破産裁判所之ヲ裁判シ不動産ニ付テハ其所在地ヲ管轄スル裁判所之ヲ裁判ス

第三十條 管財人ハ破産主任官ノ定メタル三十日以内ノ期間ニ破産者ヨリ差出シタル届書及ヒ貸借對照表ヲ調査シ若シ破産者ヨリ之ヲ差出サザリシトキハ自ら貸

借シ若シ管財人ヨリ其物ノ評價ヲ爲サンコトヲ求ムルトキハ之ヲ承諾スルコトヲ要ス

第三十一條 債務者ニ宛テタル電信、書狀其他ノ送達物ハ之ヲ管財人ニ交付ス可シ其管財人ハ開封ノ權ヲ有ス然レトモ其旨趣カ財團ニ關係ナキトキハ管財人ヨリ債務者ニ引渡スコトヲ要ス

第三十二條 破産裁判所ハ此カ爲メ郵便局、電信局其他ノ運送取扱所ニ必要ナル命令ヲ發ス可シ

第三十三條 破産主任官ハ破産者及ヒ其家族ニ財團ヨリ給養ノ扶助料ヲ與フルコトヲ得

第三十四條 第五節 財團ノ管理及ヒ換價

借對照表ヲ作り且其報告書ニ貸借對照表ヲ添ヘテ破産
主任官ニ提出ス可シ

報告書及ヒ貸借對照表ノ認證アル時本ハ公衆ノ展閱ニ
供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

報告書及ヒ貸借對照表ハ之ヲ檢事ニ送致スルコトヲ要
ス

第十七條 貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ
協約契約ノ豫期セラルル間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申
立ニ因リ口管財人ノ意見ヲ聽キタル後管財人ヲシテ破
産者ノ營業ヲ續行セシムル決定ヲ爲スコトヲ得

管財人營業ヲ續行スル場合ニ在テ財團ニ屬スル物ヲ通
常ノ營業外ニテ賣却セントスルニハ破産主任官ノ認可
ヲ受ケ且豫メ破産者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十八條 不動産ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ之ヲ競
賣スルコトヲ要ス

不動産ハ競賣スルヲ通例トスト雖モ破産主任官ノ認可ヲ

受クルトキハ相對ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第十九條 管財人ハ財團ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立
テ及ヒ破産者ノ權利ヲ債務者其他ノ人ニ對シテ主張シ
且保全スルコトヲ要ス

管財人ハ左ニ掲クル行爲ニ付テハ破産者ノ意見ヲ聽キ
且破産主任官ノ認可ヲ受ケ可シ(二十六年法律第九號
ヲ以テ改正)

第一 訴訟ヲ爲スコト

第二 和解契約又ハ仲裁契約ヲ取結ブコト

第三 質物ヲ受戻スコト

第四 債權ヲ轉付スルコト

第五 相續又ハ遺贈ヲ拒絕スルコト

第六 消費借ヲ爲スコト

第七 不動産ヲ買入ルルコト

第八 權利ヲ拋棄スルコト

第九 總テ財團ニ新ナル義務ヲ負ハシムルコト
第二十條 財團ニ收入スル金錢ハ破産主任官ノ定ム可
キ常用支出額ノ外廻延ナク之ヲ供託所ニ寄託スルコト
ヲ要ス其金錢ハ破産主任官ノ支拂命令ニ依ルニ非サル
ハ支出スルコトヲ得ス

第二十一條 管財人ハ其管財中破産者ニ罰セラル可キ
行爲アルヲ知リタルトキハ之ヲ破産主任官ニ届出ツル
義務アリ破産主任官其届出ヲ受ケタルトキハ之ヲ檢事
ニ通知ス

第二十二條 破産主任官ハ破産ノ原因ノ事情貸借方
並ニ其對照表其他管理及ヒ破産手續ニ關スル事項ニ付
キ破産者其商業使用人、雇人其他ノ人ヲ何時ニテモ訊
問スルコトヲ得

第六章 債權者

第一節 債權ノ届出及ヒ確定

第二十三條 破産者ノ總債權者ハ破産決定ノ公告ニ因

リ債權届出ノ期間ニ其債權ヲ破産主任官ニ届出ツ可キ
旨ノ報告ヲ受ケタルモノトス其届出ニハ各債權ノ合法
ノ原因及ヒ請求金額若シ優先權アルモノハ其權利ヲ明
記シ且證據書類又ハ其原本ヲ添フ可シ

他所ニ住スル債權者ハ裁判所所在地ニ代人ヲ置ク可シ
債權及ヒ代人任置ノ届出ハ書面ヲ以テ又ハ調書ニ筆記
セシメテ之ヲ爲スコトヲ得書面ヲ以テスル場合ニ在テ
ハ三通ヲ差出スコトヲ要ス

所在ノ知レタル債權者ハ右ノ外特ニ裁判所ヨリ書面ヲ
以テ其債權届出ノ報告ヲ受ケ然レトモ其書面力債權者
ニ達セサルモ此カ爲メ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 届出ハ之ヲ受取リタルトキ直チニ順次番
號ヲ付シテ二箇ノ表ニ記載ス可シ其一ニハ優先權アル
債權ヲ掲ケ他ノ一ニハ通常ノ債權ヲ掲ケ此債權表ハ公
衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ之ヲ備フ

管財人ハ其使用ノ爲メ届出書及ヒ債權表ノ謄本ヲ受領ス

第千二十五條 調査會ハ管財人及ヒ成ル可ク破産者ノ面前ニ於テ破産主任官之ヲ開キ且其調査ヲ作ル可シ債權者ノ自身又ハ代理人ヲ以テ此會ニ参加スルコトヲ得破産主任官ハ債權者ニ取引帳簿若クハ其抜書ノ提出ヲ命スルコトヲ得調査ノ結果ハ債權表及ヒ提出シタル債務證書ニ附記シ且各債權者又ハ其代理人ニ告知スルコトヲ要ス

調査會ハ届出期間ノ満了後十日乃至十五日間ニ之ヲ開クヲ通例トス

届出期間ノ満了後二届出テタル債權ハ調査會ニ於テ之ヲ調査スルコトヲ得然レトモ其調査ヲ爲スコトニ付キ異議ノ中立アリタルトキ又ハ調査會ノ終リタル後債權者ハ届出テタルトキハ其債權者ノ費用ヲ以テ新ナル調査會ヲ開ク

第千二十六條 債權ノ確定ハ承認又ハ裁判所ノ判決ヲ以テ之ヲ爲ス

調査會ニ於テ管財人ヨリモ又債權ノ確定シ若クハ貸借對照表ニ掲ケタル債權者ヨリモ異議ヲ申立テサルトキハ債權ハ承認ヲ得タルモノトス

管財人ノ債權ニ係ル承認又ハ異議ハ破産主任官其管財人ニ代ハリテ之ヲ爲ス

第千二十七條 異議ヲ受ケタル各債權ハ若シ其債權者之ヲ取消ササルトキハ破産裁判所公廷ニ於テ破産主任官ノ演述ヲ聽キ成ル可ク合併シテ其判決ヲ爲ス可シ其辯論及ヒ判決ハ原告、被告ノ出頭セサルトキト雖モ之ヲ爲ス但此判決ニ對シテハ故隙ヲ申立ツルコトヲ得ス

第千二十八條 判決ハ成ル可ク債權者集會前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス若シ之ヲ爲スコト能ハス又ハ判決ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ異議ヲ受ケタル債權者ノ右集會ニ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤ又幾許ノ金額

ニ付キ加ハルコトヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス

債權者ノ優先權ノミカ異議ヲ受ケタルトキハ其債權者ハ通常ノ債權者トシテ右集會ニ加ハルコトヲ得

第千二十九條 債權ヲ正當時期ニ届出テス又ハ債權ノ確定セサル債權者ハ以後ノ確定ニ因リテ爲スコキ財團ノ配當ニノミ加ハルコトヲ得然レトモ異議ヲ受ケテ訴訟中ニ在ル債權及ヒ届出並ニ調査ノ爲メ別段ノ期間ヲ定メラレタル在外國債權者ノ債權ニ付テハ以前ノ配當ニ於テ其債權ニ歸スル割前ヲ留存ス

第千三十條 主タル債務者ノ破産ニ於テ届出テタル債權ハ協賛契約ノ場合ト雖モ保證人其他ノ共同債務者ニ對シ其金額ニ付キ之ヲ主張スルコトヲ得又保證人又ハ共同債務者ハ主タル債務者ノ破産ニ於テ其償還請求ヲ届出ツルコトヲ得然レトモ主タル債務者ノ爲メニスル協賛契約ノ效果ニ從フ

第二節 特種ノ債權者

第千三十一條 二人以上ノ共同債務者カ破産シタルトキハ其各義務者ノ破産ニ於テ債權ノ金額ヲ届出ツルコトヲ得

各自ノ破産財團ノ間ニ於ケル償還請求權ハ之ヲ主張スルコトヲ得然レトモ債權者カ受取ル割前ノ額カ主タルモノ及ヒ從タルモノヲ合セタル債權ノ總額ヲ超過スルトキハ其超過額ハ共同義務者中他ノ共同債務者ニ對シテ償還請求權ヲ有スル者ノ財團ニ歸ス

第千三十二條 左ニ掲ケル債權ハ届出及ヒ確定ニ關スル規定ニ從フコトヲ要セス

第一 裁判費用、管理費用其他破産手續上ノ費用

第二 公ノ手續料及ヒ諸税

第三 管財人カ財團ノ爲メニ負擔シタル義務ヨリ生スル債權

右債權ハ破産主任官ノ指圖ニ從テ通常ノ方法ヲ以テ財團ノ現額ヨリ之ヲ支拂フ

第三十三條 破産手續ニ加ハリタルニ因リテ債権者ニ生シタル費用ハ財團ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第三節 債権者集會

第三十五條 債権者集會ハ破産主任官之ヲ招集シ及ヒ之ヲ指揮ス其招集ハ會議ノ事項ヲ明示スル公告ヲ以テ之ヲ爲ス
其集會ハ管財人、債権ノ確定シタル債権者及ヒ第三十八條ニ依リテ參加スルコトヲ得ヘキ債権者ヨリ成立ス然レトモ優先權ノ確定シタル債権者ハ其優先權ヲ拋棄シタル限度又ハ優先權ヲ行フニ當リ不足アル可シト推定セラルル限度ニ於テノミ參加ス
債権者ハ代理人ヲ差出スコトヲ得
破産者ハ之ヲ集會ニ呼出スコトヲ得
第三十六條 決議ハ出席シタル債権者ノ過半数ヲ以テ爲ス但シ其過半数ハ出席員ノ有スル債権額ノ半

ヨリ多キ額ニ當ルコトヲ要ス

第三十七條 集會ニ於テハ破産主任官ハ破産手續ノ從來ノ成行ニ付テノ報告ヲ爲シ管財人ハ管財ノ處理、其結果及ヒ財團ノ現況ニ付テノ報告ヲ爲ス
集會ハ右ノ報告ニ付テ決議ヲ爲シ若シ破産主任官又ハ管財人ノ意見アリタルトキハ其意見及ヒ債権者ノ爲シタル申立又ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケテ破産者ノ爲シタル申立ニ付テ決議ヲ爲スコシ此等ノ決議ハ裁判所ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七章 協諾契約

第三十八條 法律上ノ義務ヲ履行シタル破産者ニシテ有罪破産ノ判決ヲ受ケヌ又其審問中ニ在ラサル者ハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ第一ノ集會ニ於テ債権者ニ協諾契約ヲ提供スルコトヲ得又十分ノ理由アルトキハ以後ノ集會ニ於テモ之ヲ提供スルコトヲ得然レトモ其提供ハ一回ニ限ル

第一ノ集會ハ普通ノ調査會ヨリ四週日後ニ之ヲ爲ス協諾契約ノ申立書ハ少ナクトモ集會ノ二十日前ニ之ヲ裁判所ニ差出シ裁判所ハ之ヲ公衆ノ展閱ニ供シ且其旨ヲ公告ス可シ

第三十九條 協諾契約ヲ承諾スルニハ出席シタル債権者ノ過半数ノ承諾ヲ要ス其過半数ハ議決權アル總債権額ノ四分三以上ニ當ルコトヲ要ス

管財人及ヒ議決權ヲ有スル債権者又後ニ至リ債権ノ確定シタル債権者ハ協諾契約ニ對シテ十日内ニ理由ヲ附シタル異議ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得

第四十條 債権者ノ承諾シタル協諾契約ハ裁判所ノ認可ヲ得テ始メテ法律上有效トス其認可又ハ棄却ニ付テハ決定ハ破産主任官ノ決議ヲ聽キ前條ノ期間満了後直チニ之ヲ爲ス此決定ニ對シテハ債務者及ヒ異議申立ノ權利アル者ヨリ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 協諾契約ハ左ノ場合ニ於テハ之ヲ棄却ス

可シ

第一 第三十八條及ヒ第三十九條ノ規定ヲ踐行セサルトキ

第二 協諾契約ニ依リ或ル債権者カ其承諾ナクシテ偏頗ノ處置ヲ受ケ損害ヲ被フルトキ

第三 協諾契約カ詐欺其他不正ノ方法ヲ以テ成リタルトキ

第四 協諾契約カ公益ニ觸ルルトキ

第四十二條 協諾契約ハ破産者カ後ニ至リ有罪破産ノ判決ヲ受ケタルトキハ當然消滅シ其審問中ハ免訴又ハ無理ノ宣告ヲ受ケルマテ之ヲ停止ス

前條第三號ニ掲ケタル理由アルトキハ協諾契約認可ノ後ト雖モ尙ホ之ニ對シテ異議ヲ申立ツルコトヲ得

第四十三條 協諾契約ノ確定シタルトキハ管財人ハ直チニ其執務ヲ罷メ且其執務ニ付キ計算ヲ爲スコシ
破産者ハ協諾契約ニ別段ノ定ナキトキニ限り任意ノ管

理及ヒ處分ノ爲メ其財産ヲ取戻スコトヲ得
協賛契約ノ履行ハ破産主任官ノ監督ヲ以テ之ヲ爲ス
第千四十四條 協賛契約ヲ棄却セラレ又ハ後ニ至リ消滅
シ若クハ取消サルトキ又ハ不履行ノ爲メ解除セラレ
ルトキハ破産手續ヲ再施シ直チニ財團ノ換價及ヒ配當
ヲ爲シテ終局ニ至ラシム其再施シタル手續ニハ再施マ
テノ間ニ債權ヲ得タル者モ参加スルコトヲ得
不履行ノ場合ニ在テハ協賛契約ノ爲メ立テタル保證人
ハ其義務ヲ免カレズ

第八章 配當

第千四十五條 第千三十二條ニ掲ケタル債權及ヒ優先債
權ノ債權ヲ支拂ヒタル後ニ殘レル財團ハ債權者間ニ平
等ノ割合ヲ以テ之ヲ配當ス
破産者カ資本ヲ分チ數箇ノ營業ヲ爲シタル場合ニ在テ
ハ各營業ニ對スル債權者ハ其營業ニ屬スル財團ヨリ優
先權ヲ以テ辨償ヲ受ク

第千四十六條 配當ハ普通ノ調査會ノ終リタル後ハ配當
ニ足ル可キ財團ノ生スル毎ニ管財人ノ調製シテ破産主
任官ノ認可ヲ受ケタル配當案ニ依リテ之ヲ爲ス其案ハ
破産主任官之ニ署名シ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所
ニ備置キ且其旨ヲ公告ス可シ
配當案ニ對スル異議ハ公告ノ日ヨリ起算シ十四日內ニ
之ヲ裁判所ニ申立ツルコトヲ得
第千四十七條 前條ニ掲ケタル期間ニ配當案ニ對シテ異
議ヲ申立ツル者ナキトキ又ハ異議ノ落著シルトキハ管
財人ハ各債權者ヲシテ其債權證書ヲ提出セシメ之ニ每
回ノ支拂ヲ記入シテ支拂ヲ爲ス若シ債權證書ノ提出ヲ
爲コト能ハサルトキハ破産主任官ノ許可ヲ得テ債權
表ニ依リ支拂ヲ爲スコトヲ得執レノ場合ニ於テモ債權
者ハ配當案ニ受取書ヲ記スルコトヲ要ス
第千四十八條 財團ノ換價及ヒ配當ヲ全ク終リタルトキ
ハ債權者集會ヲ開キ此集會ニ於テハ管財人ハ終局ノ計

算ヲ爲スコシ此計算ノ了了シタルトキハ裁判所ハ直チ
ニ破産主任官ノ申立ニ因リテ破産手續ノ終結ヲ決定ス
此決定ハ之ヲ公告ス可シ
第千四十九條 破産手續終結ノ後ハ辨償ヲ受ケタル債權
者ハ破産手續ニ於テ確定シタルニ因リテ得タル權利名
義ニ基キ其債權ヲ債務者ニ對シテ無限ニ行フコトヲ得

第九章 有罪破産

第千五十條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又ハ
破産宣告ノ前後ヲ間ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行
スル能ハサルトキ知リタル義務ヲ負擔シタルトキ又ハ
債權者ニ損害ヲ被ラシムル意思ヲ以テ貸方財産ノ全
部若クハ一部分ヲ藏匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現
額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽
造シ製造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ處ス
第千五十一條 破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支拂停止又
ハ破産宣告ノ前後ヲ間ハス左ニ掲ケル行爲ヲ爲シタル

破産編

トキハ過意破産ノ刑ニ處ス
第一 一身又ハ一家ノ過分ナル費用、博奕、空取引又
ハ不相應ノ射利ニ因リテ貸方財産ヲ甚シク減少シ
若クハ過分ノ債務ヲ負ヒタルトキ
第二 支拂停止ヲ延ハサンカ爲メ損失ヲ生スル取引
ヲ爲シテ支拂資料一調ヘタルトキ
第三 支拂停止ヲ爲シタル後支拂又ハ擔保ヲ爲シテ
或ル債權者ニ利ヲ與ヘ財團ニ損害ヲ加ヘタルトキ
第四 商業帳簿ヲ秩序ナク記載シ藏匿シ毀滅シ又ハ
全ク記載セサルトキ
第五 財産目録、貸借對照表ノ作成若クハ支拂停止
届出ノ義務ヲ怠リタルトキ又ハ裁判所ノ許可ヲ得
ズシテ其住地ヲ離レタルトキ(三十二年法律第四
十九號ヲ以テ本號改正)
第千五十二條 前二條ノ罰則ハ會社ノ業務擔當ノ任アル
社員若クハ取締役及ヒ清算人ニモ之ヲ適用シ又第千五

十條ノ罰則ハ破産管財人及ヒ有罪行為ヲ行フ際犯者ヲ助ケ又ハ有罪行為ヲ破産者ノ利益ノ爲メニ行ヒタル者ニモ之ヲ適用ス(二十六年法律第九號ヲ以テ本條中改正)

第千五十三條 債權者集會ニ於ケル議決ニ關シ債權者ニ賄賂ヲ爲シタルトキハ其雙方ヲ二年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十章 破産ヨリ生スル身上ノ結果

第千五十四條 破産宣告ヲ受ケタル債務者ハ復権ヲ得ルニ非サレハ會社ノ無限責任社員、舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル合資會社ノ業務擔當社員、株式會社ノ取締役若クハ監査役、清算人、破産管財人又ハ商業會議所ノ會員ト爲ルコトヲ得ス(三十二年法律第四十九號ヲ以テ改正)

第千五十五條 復権ヲ得ルニハ協約契約ノ訓ヒタルト否トチ問ハス破産者カ元債、利息及ヒ費用ノ全額ヲ債權

者總員ニ辨償シタルコト又所在ノ知レサル爲メ未々辨償ヲ受ケサル債權者ニ全額ヲ辨償スル準備及ヒ資力アルコトヲ證明ス可シ

復権ノ申立ニハ債權者ノ受取證其他必要ナル證據物ヲ添フ可シ(三十二年法律第四十九號ヲ以テ第三項削除)

第千五十六條 復権ノ申立アリタルトキハ破産裁判所ハ異議アル者ヲシテ二ヶ月ノ期間ニ異議ヲ起サシメンカ爲メ裁判所ノ揭示場ト取引所トニ其旨ヲ揭示シ且裁判所ノ見込ニ因リ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告シ又調査及ヒ搜查ヲ爲サシメンカ爲メ之ヲ檢事ニ通知ス可シ

裁判所ハ檢事ノ意見ヲ聽キタル後復権ノ申立ヲ許可スルト否ト決定ス此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得確定シタル決定ハ之ヲ公告ス

棄却セラレタル申立ハ一年ノ滿了前ニハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス

第千五十七條 復権ハ債務者ノ死亡後ト雖モ之ヲ許ス

第千五十八條 復権ハ詐欺破産ノ爲メニ判決ヲ受ケタル破産者又ハ重罪、輕罪ノ爲メニ剥夺公權者クハ停止公權ヲ受ケテ其時間中ニ在ル破産者ニハ之ヲ許サス

過意破産ノ場合ニ在テハ復権ハ刑ノ滿期ト爲リ又ハ恩赦ヲ得タル後ニ非サレハ之ヲ許サス

第十一章 支拂猶豫

第千五十九條 商人カ商行爲ニ因リテ生シタル債務ニ付キ自己ノ過失ナクシテ支拂ヲ中止セサルコトヲ得サルニ至リタル場合ニ於テ其債權者ノ過半数以上ノ承諾ヲ得タルトキハ營業所ノ所在地又ハ住所地ヲ管轄スル裁判所ハ一年ヲ超エサル範圍内ニ於テ支拂猶豫ヲ與フルコトヲ得(三十二年法律第四十九號ヲ以テ改正)

第千六十條 支拂猶豫ノ申立ニハ左ノ諸件ヲ添附スルコトヲ要ス

- 第一 支拂中止ノ事由ノ完全ナル明瞭
- 第二 貸借對照表、財産目錄及ヒ住所ト債權額トチ

明示シタル債權者名稱

第三 債權者ニ主タルモノ及ヒ從タルモノノ完全ナル辨償ヲ爲シ得ル方法、期間及ヒ此カ爲メ供スルコトヲ得ル擔保ノ證明

右申立及ヒ添附書類ハ公衆ノ屈附ニ供スル爲メ之ヲ裁判所ニ備置キ且債權者ノ集會期日ヲ定メテ之ト共ニ其備置キタル旨ヲ公告スルコトヲ要ス債權者ハ集會ノ爲メ各別ニ招集ヲ受ケ

支拂猶豫ハ裁判所ヨリ假ニ之ヲ許可スルコトヲ得

第千六十一條 集會期日ニ於テハ裁判所ヨリ任セラレタル主任判事ノ上席ヲ以テ債務者ト債權者トノ間ニ支拂猶豫ノ申立ニ付キ辯論ヲ爲ス其申立ヲ承諾スルニハ第千三十六條ニ掲ケタル過半数ヲ要ス其辯論及ヒ議決ニ付テハ調書ヲ作ル可シ

第千六十二條 裁判所ハ承諾ヲ得タル支拂猶豫ノ認否ニ付キ主任判事ノ演述ヲ聽キテ決定ヲ爲ス此決定ニ對シ

テハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
支拂猶豫ハ申立ニ因リテ前數條ノ手續ニ從ヒ一回ニ限
リ之ヲ延長スルコトヲ得然レトモ其期間ハ一年ヲ超
スルコトヲ得ス

第六十三條 債務者有效ナル支拂猶豫ヲ得タルトキハ
猶豫期間中其以前ニ取結ヒタル商取引ヨリ生ズル債權
ノ爲メニ強制執行及ヒ破産宣告ヲ受クルコト無シ但猶
豫契約ノ履行及ヒ業務ノ施行ニ關シテハ主任判事ノ監
督ヲ受ク

債務者ノ保證人及ヒ共同義務者ノ義務ハ右猶豫ノ爲メ
ニ變更スルコト無シ

第六十四條 支拂猶豫ノ承諾ヲ得ス若クハ裁判所之テ
棄却シタルトキ又ハ後日ニ至リ債務者ノ詐欺若クハ不
正ノ爲メ若クハ法律上ノ條件ノ缺クルカ爲メ之ヲ廢止
シタルトキ又ハ債務者ニ於テ其猶豫契約ヲ履行セザル
トキ又ハ其猶豫期間中債務者ノ財産ニ付キ他ノ債權者

ヨリ強制執行ヲ爲ストキハ直チニ債務者ニ對シテ破産
手續ヲ開始ス此場合ニ於テハ支拂猶豫申立ノ日附ヲ以
テ支拂停止ノ日ト定ム

蠶絲業法

蠶絲業法ト施設

(農商務省より地方長官への説示)

政府の施設 (一)先づ蠶種製造所に於て春期所要第二種の一割餘に相當する原蠶種を製造し、漸
次所要額を製造して各府縣に配附し、更に規模を擴張して夏秋蠶期所要の原蠶製造に及ぼさんとす
(二)官民中より審査員を選任し種蠶審査會を組織す(三)原蠶種製造所に於て蠶種及び蠶絲業に關
する研究調査を爲す(四)必要と認むる地方に蠶の種殖試験を命ず

政府の希望 (一)府縣立原蠶種製造所を設け政府配附の蠶種及び地方の優良種を以て原蠶種を
製造するか、當業者製造の原蠶種を買収し成るべく無償にて之を蠶種製造所に配附すると(二)郡
市及び郡市以上を地域とする團體に對し原蠶種の製造配附を條件として補助金を交附する事(三)
道府縣の特定せる方法に依る原蠶種を製造する者の奨励金を交附する事

將來の施設 (一)地方に蠶業講習所を設置する事(二)道府縣郡市に普く技術者を置く事(三)種
蠶飼育、乾繭、生絲の揚返及び荷造、繭絲販賣等に關し共同的經營を奨励する事(四)製絲工女の
養成及び保護に付適當の方法を講ずる事(五)蠶絲業に關する産業組合の設立を奨励し之に要する
低利資金の融通を圖る事

本法は貴族院委員會にて衆議院修正案に就き審査し其經過を同委員長正親町伯爵より同本會へ報告したる速記録を通過すれば趣意明瞭なり、故に以下之を掲ぐ

是より蠶絲業法案に付きましての委員會の經過に結果なり報告申上げます此蠶絲業に付きては最初明治十七年に蠶種検査規則を制定施行されました其後段々蠶業の發展に伴ひて現行の蠶病豫防法を改正された譯であります然るに其後尙ほ我國の蠶絲業は益々發展の域に進み一箇年の産額殆ど二億圓に達する云々有様になりました其中海外の輸出高は最近に於て約一億二千三萬圓の盛況に達したと云ふ譯でございます而して又海外の有様をりれば、支那に於て段々此蠶業の發展を來たして輸出額は我が日本の輸出額よりも多少超過を來たしたと云ふことでもあります、加

蠶絲業法 (明治四十四年法律第四十七號)

- 第一條 本法ニ於テ蠶絲業者ト稱スルハ養蠶、蠶種製造、生絲製造、眞綿製造、殺蛹乾繭又ハ蠶種、繭、生絲、屑物類ノ賣買、仲立若ハ保管ヲ業トスル者ヲ謂フ
- 第二條 本法ニ於テ蠶種製造者ト稱スルハ他人ニ譲渡スノ目的ヲ以テ蠶種ヲ製造スル者ヲ謂フ
- 第三條 本法ニ於テ蠶病ト稱スルハ微粒子病、軟化病、硬化病、膿病及蠶蛆病ヲ謂フ
- 第四條 蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病蠶及蠶繭ノ病原微生物或蠶蛆及其ノ蛹、蠶ヲ滅殺シ其ノ他蠶病豫防ノ爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ
- 主務大臣ハ學術研究ノ爲蠶兒ノ飼育又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ニ對シ前項ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
- 第五條 蠶種製造者タラムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受クヘシ

之彼の國の將來の蠶業は如何なる發展を來たすか注目すべき事柄で支那は我國に於ける蠶業上の容易ならぬ敵國と見なければならぬ、其他伊太利、佛蘭西に於ては産額は我が日本よりは少なうございませぬが、我が國よりは餘ほご優つて居るからして我國の蠶業は將來枕を高くして眠る譯にはいかぬ、益々之が改善發達を圖らなければならぬ、其況になつて参りました、其他又一般の海外の工業上に於ても機械製造が段々發達いたすに付ては此蠶絲の質の成るべく統一を圖る即ち成るべく揃つた絲を捲へなければならぬと云ふ事柄もあります、到底今日の蠶病豫防法だけでは甚だ不十分な點がございませぬ、加之又此蠶病豫防法も豫防上に於きまして色々不備の點もあるからして此改正を企てた譯であります、此改正の要點は三つございまして、第一は現行蠶病豫防法の不備點の改

- 第六條 蠶種製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶室及蠶具ノ消毒ヲ行フヘシ
- 第七條 蠶種製造者ハ第十一條第二項及第十二條ノ規定ニ依リ特別蠶種ヨリ産出シタル繭ヲ用ウルニ非サレハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス
- 第八條 蠶種製造者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル繭又ハ蛾ヲ以テ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ス
 - 一 蠶兒ノ合同シテ作りタル繭
 - 二 繭層片薄ナル繭又ハ形状不整ナル繭
 - 三 繭層ノ最薄ノ全量百ニ對シ一化性ニ在リテハ十一、二化性ニ在リテハ八、多化性ニ在リテハ七ニ達セサル者
 - 四 蠶兒ノ發育不良ニシテ收繭ノ量著シク減少シタルモノ
 - 五 體軀ノ不完全ナル蛾
 - 六 免許ヲ受ケタル蠶種製造者ニ非サル者ノ飼育シタル蠶兒ヨリ産出シタル繭
- 第九條 蠶種製造者ハ蠶種製造用ノ蠶兒ト同一ノ飼育時期ニ於テ製絲用ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ得ス

正第二は蠶種の統一整理を企てるに付ては原蠶種に對する特殊の規定を新に設くること、第三は斯の如く改良を圖るに付ては營業者の氣脈を通じ成るべく系統的の組織を推へる爲に同業組合に關する規定を新に設けたい、此三つが改正案の要點であります

(一) 現行蠶病豫防法の不備を補ひし點 蠶病豫防法では營業者が營業を開始する時には地方廳へ届けなければならぬのであります併ながら此届けだけで營業を許すことは是まで随分一時的の營業者が出来まして粗末な種を以て造つた所の繭や絲を廉く賣る爲に却つて正常に營んで居る經驗ある營業者が迷惑を致すことが間々あるのでございませう、一體此蠶絲營業は多少の設備を要し又經驗なども要するのであるから一時のもぐりの營業者では到底出来るものではない、今度此蠶種の統一をはかるに付ては其邊は最も注意すべき必

蠶種製造者ハ地方長官ノ許可ヲ受クルニ非サレハ蠶種製造用ノ蠶兒ヲ讓渡シ又ハ譲受クルコトヲ得ス

第十條 蠶種製造者ハ蠶種製造用ノ蠶兒ノ掃立ヨリ蠶種ノ製造ヲ終ル迄他ノ蠶種製造者又ハ養蠶者ト同一ノ建物又ハ蠶具ヲ共用スルコトヲ得ス

第十一條 蠶種製造者ハ收繭後ニ於テ掃殼及繭、産卵後ニ於テ越年蠶種ニ在リテハ出殼繭及卵、不越年蠶種ニ在リテハ出殼繭ニ付検査ヲ受クヘシ但シ不越年蠶種ニ在リテモ卵ノ検査ヲ受ケシムルコトヲ得

蠶種製造者蠶種ヲ特別蠶種ト爲サントスルトキハ之ヲ框製トシ前項ノ検査ノ外越年蠶種ニ在リテハ母蛾、不越年蠶種ニ在リテハ卵及母蛾ノ検査ヲ受クヘシ

第十二條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ拘ラス原蠶種製造所、學校、講習所、試験場等ニ於テ製造シタル蠶種ヲ特別蠶種ト指定スルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ第十二條ノ検査ニ合格シタル蠶種ニハ證明ヲ押捺シ其ノ検査ニ合格セサル蠶種ハ之ヲ燒棄スヘシ

第十四條 検査合格ノ證明ナキ蠶種及其ノ蠶兒ハ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スルコトヲ得ズ但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ讓渡シ若ハ飼育シ又ハ第十七條但書ノ規定ニ依リ移入若ハ輸入シタル蠶種ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ妨ケス

第十五條 地方長官ハ錯誤ニ依リ又ハ不法ニ押捺セラレタル検査合格ノ證明ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ

第十六條 蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ズ主務大臣必要ト認ムルトキハ學術研究又ハ家用ノ爲ニスル蠶種ノ製造及其ノ蠶兒ノ飼育ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

前項ノ規定ニリ製造シタル蠶種及其ノ蠶兒ハ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ除クノ外之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第十七條 本法ヲ施行セサル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ハ之ヲ移入シ又ハ輸入スルコトヲ得ズ但シ學術研究ノ爲主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

要もあるから、今度地方長官に願出て免許を受けなければならぬ云ふことに變つたのであります。それから現行法の原種所製親蠶であり、此親蠶は元は框製に検査を十分致すから自然框製の方が宜い云ふことになつた結果原種に使ふばかりでない製絲用にも大に好んで製絲家が使ふ爲に近來此框製の製造高が段々殖んで参つたから元は親種は框にすべし云ふことであつたのが必ず原種ばかりには使はぬ故に此框製に對して原種云ふ名稱を附して置くのは甚だ不釣合になつたから、今度原種云ふ名を特別蠶種云ふ名稱に變へられた。さうして今度は眞の親種と稱すべきものに對して原種云ふ名稱を與へられることに變りました。それから自家用の蠶種の使用を禁ぜられましたが今日までは自家用が許しある爲に或る地方などには一つの團體があつて互に蠶種を拵へて明年其種

トヲ得ズ但シ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ讓渡シ若ハ飼育シ又ハ第十七條但書ノ規定ニ依リ移入若ハ輸入シタル蠶種ノ蠶兒ヲ飼育スルコトヲ妨ケス

第十五條 地方長官ハ錯誤ニ依リ又ハ不法ニ押捺セラレタル検査合格ノ證明ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク之ヲ抹消スヘシ

第十六條 蠶種製造者ニ非サル者ハ蠶種ヲ製造スルコトヲ得ズ主務大臣必要ト認ムルトキハ學術研究又ハ家用ノ爲ニスル蠶種ノ製造及其ノ蠶兒ノ飼育ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法中蠶種製造者ニ關スル規定ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

前項ノ規定ニリ製造シタル蠶種及其ノ蠶兒ハ第十二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル特別蠶種及其ノ蠶兒ヲ除クノ外之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第十七條 本法ヲ施行セサル地又ハ外國ニ於テ製造シタル蠶種ハ之ヲ移入シ又ハ輸入スルコトヲ得ズ但シ學術研究ノ爲主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

蠶絲業法

五

を以て造つて行く云習慣が段々でき
てきたのであります斯くては到底統一
の目的を達する事が出来ませぬのみな
らず最早今日に於ては自家用を禁じた
所が格別人民に非常の害を興へる恐れ
も無からう云所から断然此法案に於
ては自家用蠶種を禁ずる事になりまし
た併し山村僻地その他已むを得
ない事情のある者に對しては主務大臣
の必要を認めたるときには自家用を許
すことが出来る云多少の取除法を設
けて有ますからして已むを得ない場合
は其法を以て取除けを行へば敢て差支
はないと思はれます。次に手数料を今
度は徴收することになりました。現在
では此検査料は府縣の負擔になつて居
りましたところが段々複製なども増加
するに従つて検査料が非常に殖つて
來ました今日では全國では凡そ百萬
圓ばかりの負擔になつて居ります各府

- 第十八條 主務大臣必要と認めルトキハ原蠶種ノ製造若ハ其ノ讓渡讓受ハ
原蠶種ノ種類ヲ制限スルコトヲ得
- 主務大臣ハ地方特別ノ狀況ニ依リ地方長官ヲシテ前項ノ制限ヲ爲サシム
ルコトヲ得
- 第十九條 主務大臣ハ蠶種又ハ繭ノ賣買又ハ取引市場ニ關シ取締上必要ナル
命令ヲ發スルコトヲ得
- 第二十條 蠶種ノ壙紙ニ關シ取締上必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十一條 蠶種ノ冷蔵ヲ業トセムトスル者ハ地方長官ノ免許ヲ受ケヘシ
- 第二十二條 府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第十一條ノ検査其ノ他蠶病豫防ノ
爲必要ナル吏員ヲ置ケヘシ
- 第二十三條 主務大臣及地方長官ハ必要ニ應ジ種繭ノ審査及原蠶種ノ選定ヲ
行ハシムル爲種繭審査會ヲ設ケヘシ
- 種繭審査會ノ設置、組織、權限及審査選定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム
- 第二十四條 第五條、第七條、第八條第六號、第十一條及第三十八條乃至第

縣に於ても此負擔に付いて困難を來た
す云ふことでありまして尙ほ此後も
益々此費用が殖ゆる傾きなもつて居
るのであります。然るに一方に多少の
敷料を出して検査して貰つて複製の
真種を使ふことを好む景況になつて參
つた爲に此多少の手敷料を徴した所が
是亦格別當業者の迷惑になる云ふこ
とは無い寧ろ進んで行くだらう云ふ
ことからはして手数料を徴收する此手
料は僅か一枚に付き二錢か三錢の手
料でありますが當局者の豫算に依れば
全國で凡そ一箇年四十萬圓は取れる今
の百萬圓に對し四十萬圓取れること
なるも府縣の負擔も助かるからして手
敷料を徴收することに致した斯う云ふ
ことであります勿論現在府縣の検査費
用に對して半額以内は國庫から補助す
る規定があるけれども國庫も財政の都合
上現在では年々十萬圓ばかりの補助が
あるさうであります併ながら斯う云ふ

- 四十一條ノ規定ハ府縣ニ之ヲ適用セス
- 第二十五條 地方長官必要と認めルトキハ野蠶ノ飼育、採種又ハ野蠶生繭ノ
取扱ヲ業トスル者ニ第四條第一項ノ規定ヲ準用スルコトヲ得
- 第二十六條 蠶病豫防事務及地方種繭審査會ニ關シ必要ナル費用ハ府縣ノ負
擔トス但シ國庫ハ其ノ半額以内ヲ補助スルコトヲ得
- 第二十七條 府縣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ蠶種検査ニ關シ手数料ヲ徴收スヘ
シ
- 第二十八條 蠶絲業者ヲ以テ組織スル同業組合聯合會ノ設置ニ付テハ重要物
産同業組合法第三條及第四條ノ規定ヲ準用ス
- 第二十九條 前條ノ同業組合聯合會及一府縣以上ノ地區トスル蠶絲業者ノ同
業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セサル者ハ相互ノ氣脈ヲ通シ及蠶絲
類ノ海外貿易ノ發展其ノ他蠶絲業ノ利益増進ヲ圖ル爲全國ノ地區トシテ
蠶絲業同業組合中央會ヲ設置スルコトヲ得
- 主務大臣必要と認めルトキハ前項ニ掲ケタル者ノ外同業組合聯合會ニ加
入セサル蠶絲業者ノ同業組合ニシテ蠶絲業同業組合中央會ニ加入スヘキ

蠶絲業法

譯であつて百万圓に對して十萬圓くらゐの補助をするよりは寧ろそれを他の勸業に必要なる所に轉用した方が宜しくはないか云ふことからして政府の此原案には之を削除されたのでありませうが衆議院に於て矢張り補助規定は設ける必要があると云ふことになり又再び此規定を設けることに修正になりなりました。それで附則が多少重くなりまして、並に又當該官吏の職務調査に付て多少の改正を加へられましたが、先づ是だけが現行豫防法の不備を補つた點であります。

者ヲ指定スルコトヲ得

第三十條 蠶絲業同業組合中央會ノ設置ヲ發起セムトスル者ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可アリタルトキハ發起人ハ同業組合聯合會、一府縣以上ノ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者及前條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十一條 蠶絲業同業組合中央會成立シタルトキハ同業組合聯合會、一府縣以上ノ地區トスル同業組合ニシテ同業組合聯合會ニ加入セザル者及前條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル同業組合ハ之ニ加入スヘシ

第三十二條 蠶絲業同業組合中央會ノ會議ハ之ヲ組織スル同業組合聯合會及同業組合ニ於テ同業組合ノ組合員中ヨリ選舉シタル議員ヲ以テ組織スヘシ

主務大臣ハ蠶絲業同業組合中央會ノ議員定數ノ五分ノ二ヲ超スル特別議員ヲ命ズルコトヲ得

こで親種を拵へて各府縣の原蠶種製造所に配付して弘めることなるのであります。而して此原蠶種を中央にも拵へ又地方に於ても拵へるが故に中央並に地方長官は必要に應じて此審査をする爲に種蠶審査會と云ふものを設け、此審査會を網羅して其所に於て原蠶種を能く選定して決める斯う云ふ組織になつて居るのであります。

(三)其次には同業組合に關する規定は、是は唯今でも重要物産組合法に依り、是は同業組合と云ふものが多少出來て居る併ながら、就には幼稚であつて、各府縣にも、行渡らす之を尙ほ一層奨勵して、各府縣を一地區として、同業組合を聯合して、一つの聯合組合を設けて、尙ほ此各府縣聯合組合を總括して中央に蠶絲業同業組合中央會と云ふものを設け、さうして此同業組合の氣脈を通じ連絡を通じて、統一的の仕事させやうと云ふのが此

第三十三條 蠶絲業同業組合中央會議員ノ定數配當及選出方法並役員ノ名稱選任解任及權限ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 重要物産同業組合法第六條、第七條及第十二條乃至第十六條ノ規定ハ蠶絲業同業組合中央會ニ之ヲ準用ス

第三十五條 當該官吏員ハ蠶病豫防ニ關シ蠶種又ハ生繭ノ取扱ヲ爲ス者ノ店舖、倉庫、製造場、飼育場等ニ臨檢シ物品及帳簿其ノ他ノ書類ヲ調査シ又ハ必要ナル分數ニ限リ無償ニテ物品ヲ收去スルコトヲ得

地方長官本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲アリト認ムルトキハ當該官吏員ヲシテ前項ニ掲グタル場所ニ臨檢シ犯罪嫌疑者若ハ參考人ヲ尋問シ又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類ヲ搜索シ若クハ之ヲ差押サシムルコトヲ得

第三十六條 當該官吏員ハ自己ハ親族又ハ同居者ニ對シ第十二條ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 蠶絲業者ノ所爲ニシテ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反

蠶絲業法

組合中央會の組織の趣意でございます。先づ蠶業組合法を設けられた改正の必要なる趣意は是だけでございませう。然るに中央會のことに付て委員會に於て少し議論がございませう。御報告申上げて置きたい。諸君も御承知でございます。今日大日本蠶絲會と云ふ私立の會がございませう。是は明治二十五年創立して明治三十八年に社団法人となりまして同時に伏見宮眞愛親王殿下を總裁に戴き今日では全國に十三萬人餘の會員を有つて居る會でございます。尙ほ各地方に支會を設け府縣知事が支會長になつて居てこれらまで随分蠶業上に貢獻して居る會でございます。斯う云ふ組織的に出來た會が現在働いてゐるが又此の中央會が出來て仕事の上に衝突を來たすか或は重複を來たすやうなことがあつては將來面倒になりはしないか其點はどうであるか云ふ質問がございませう。之に對し

- シ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得
- 前項ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得其ノ違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 詐欺ノ所爲ヲ以テ第十一條ノ検査ヲ受ケタル者
 - 二 第十四條又ハ第十七條ノ規定ニ違反シタル者
 - 三 第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 免許ヲ受ケスシテ他人ニ譲渡スル目的ヲ以テ蠶種ヲ製造シタル者
 - 二 免許ヲ受ケスシテ蠶種冷蔵ノ業ヲ爲シタル者
 - 三 第四條第一項又ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者
 - 四 第七條 第八條又ハ第十六條第三項ノ規定ニ違反シタル者
- 第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 一 第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者
 - 二 第十六條第一項ノ規定ニ違反シタル者

て政府委員の答辯は大日本蠶絲會も是まで蠶絲業に付て貢獻した會であるかして何さか此間の聯絡を附けて兩會相徒さむやうにして進んで行くならば蠶絲業の爲にもなるから云ふことで色々心配して見たが併ながら一つは寄附金から成る所の私立會で一つは法律を以て組織した會であるから之を兩々相接觸せしめることは甚だ困難である故に已むを得ず斯う云ふことに致した。事實其仕事の上に於ては自ら相分れて居ることであるから將來其運用宜しきを待たなければ面倒の起ることあるまいと斯う云ふのであります。即ち此中央會は唯營業者の氣脈を通じて或は營業の弊害を矯正するほか其他さう云ふ消極的に唯同一の目的を以て設けた會であるから専らさう云ふ仕事をすることが宜い、又一方の大日本蠶絲會の方は官樣殿下を總裁に戴いて居ることであるからして既に此會員間の表彰を

- 第四十一條 第三十八條 第三十九條第一號第四號又ハ前條第二號ノ犯罪ニ係ル蠶種、蠶兒又ハ繭ハ之ヲ沒收シ既ニ讓渡シタル場合ニ於テハ其ノ價額ヲ追徵ス
- 前項ノ蠶種又ハ蠶兒犯人以外ノ者ニ屬スルトキハ行政官廳ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收スルコトヲ得
- 第四十二條 第三十五條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者又ハ臨時ノ際當該官吏員ノ尊嚴ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第四十三條 蠶絲業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第四十四條 蠶絲業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但

蠶絲業法

行つたり又共進會を開き知識を開發するとか又巡回講師を派して教育指導するとか云ふやうな是までして居る積極的の仕事をするが宜からう云ふやうなことで自ら仕事の土に於て相分れて居るから兩會が出来たと言つて必しも相戻ることも無からう斯う云ふ答辭でございまして、併ながら政府に於ては此中央會の權限に就て何れ施行規則の中に一個條を設ける積りである云ふことでありました。

シ相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第四十五條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス
第四十六條 本法中府縣ニ關スル規定ハ北海道ニ於テハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス

附則

第四十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
蠶病豫防法ハ之ヲ廢止ス
第四十八條 本法ハ沖繩縣、小笠原島、伊豆七島其ノ他命令ヲ以テ指定スル地域ニ之ヲ施行セシム
第四十九條 蠶病豫防法ニ依ル検査合格ノ證印ハ之ヲ本法ニ依ル検査合格ノ證印ト看做ス
第五十條 蠶病豫防法ニ依リ検査ニ合格シタル原種ハ之ヲ特別蠶種ト看做ス
第五十一條 本法施行前製造シタル自家用蠶種ノ蠶兒ハ本法施行後ト雖之ヲ飼育スルコトヲ得

工場法

工場法實施ニ就テノ注意

(農商務省工務局長岡實氏述)

施行前の注意 工場主は工場法施行前に於て漸次諸般の改良を加へ、法令の施行に際し急激の變動を起さざる様努めざるべからず、殊に同法の規定は諸種の弊害中最も顯著なるものゝみを擧げたるものなるを以て法律の強制に依りて初めて改善の途に就くが如きは工業政策上甚だ遺憾とする所なれば、工業者は其團體たる同業組合或は商業會議所其他の組合團體に於て相當の申合せを爲し職工の僱使其他工業上諸般の改善を遂げ、又工場規則を設けて規律ある作業を爲すと同時に職工扶助方法及び共済組合制度を設け、今より著々改善に従事し同法施行に際し不利の影響を經濟界に及ぼす事なき様豫め注意せざるべからず

注意を要すべき諸點 (一)十二歳未満の者を使用する工場に於ては可及的其等幼工の數を減ずるに努むべきこと(二)市部工場中大多數を占むる織物工場、製絲工場は工場法の精神に依り現在の作業時間を成可丈は短縮し、比較的短時間を以て比較的多大の効程を擧ぐることに即ち經濟的勞働に職工を馴致せしむるの訓練を爲すを要す(三)現在本邦工場にて緩漫不規律なる勞働を職工に強制する結果として賃金及び効程に不利の結果を生ずること尠からざるを以て、此際此種弊

工場法

害を匡正するを要す

職工の慰安及び休日

を全然等閑に附する工場少からず、此等工場に在りては一方に於て職

工は任意に缺勤し、他方に於ては工業主は労働を職工に強制するの結果兩者間に於ける感情の融

和を缺き、衝突紛擾を惹起するの虞あるを以て、日曜休日等少くとも一月二回の休暇を與へて職

工の慰安を圖り、又は一日一時間の休憩は必ず之を勵行するの慣習を作るべし

婦女幼工

婦女幼少者をして危険なる仕事をなさしめ、又衛生上有害なる場所に於て労働をな

さしむる時は、無智不注意なる職工は爲に災害を惹起し、若は身體の羸弱を來して工場労働を減

殺すること尠からず、依て工場法は工場内の労働状態に鑑み婦女幼少者を豫め使用せざるの慣習

を爲さしめ、又機械装置の危害の生じ易きものに對し、工場主は豫め除害設備を施して危険發生

の程度を低減するの要あり

工業及衛生上の智識

を普及せしめて作業上の注意を周到ならしめ以て労働者の安全と効程

の増進を圖り、職工をして其の地位に安んじ勤績を永くせしむるに注意すべし

共同の實行 以上の事項は一箇人が單獨に之を行ふは營業競争の關係上實行困難の事情あれば、

前述の如く同業者組合に於て職工使用方法の刷新に就き充分の研究を爲し、相俱に之を實行する

工場法 (明治四十四年法律第四十六號)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二條 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得

但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引續キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在

ラス

行政官廳ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ關スル條件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ

就業ヲ許可スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就

業セシムルコトヲ得

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間

ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

工場法

三

第一條は此法律は如何なる工場に適用するか即ち本法適用の範圍を定めたるものなり労働者を極く少数に使用せる工場に於ては主人は各労働者に對して注意も行き届き易く家族にして労働者と主人とは親密なるべきを以て特に法律を以て保護するの必要なけれども多數の労働者を使役せる工場に於ては労働者の注意は行届き難く其缺點を補ひ労働者の保全を謀るに法律制度を以てするにあらざれば工業の發達を阻害するの虞あるのみならず労働者の保全を缺くが爲め生ずる損害弊害は各方面より觀察して殆んど計り知る可らず然らば如何なる程度を以て此法律を適用すべきや之を定むるに一率を以てするは頗る困難にして到底なす能はざる事なり茲に於てか大體の標準を示して十五人以上使用する工場を否らざるものを以て區別せり然れども之を以て完全に目的を遂行するに能はず十五人以下

の労働者を使用する所にては法律を以てするにあらざれば目的を貫徹するに能はざる場合あり故に斯る場合には假令十五人以下の職工を使用せる工場にても本法を使用すべきものと定めたり而して又假令十五人以上の職工を使用するも必ずしも法律規定によるの必要ありき云ふを得ず茲を以て此法律に従ふの必要な工場は勅令を以て除外するも妨げなきこと定めたり

第二條は幼年工を使用するに年齢の制限を設けたるなり同條に依れば十二歳未満の幼者を工場にて使役すべからざるも俄に解雇するの要なきことせり之れ一方に於ては兒童をして成る可く義務教育を終へしめんが爲めなり

第三條以下の規定は婦女幼者を保護するの趣旨にて設けられたる規定にして十二時間以上働くことを禁止婦女幼者の徹夜を禁止たる規定は第三條及び第

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

- 一 一時ニ作業ヲ爲スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ
- 三 晝夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六條 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四條ノ規定ヲ適用セス

四條にして第五條に於て特例を設けたる婦女幼少者に對して休日及休息時間を與ふべきことは第七條に於て規定し第九條及び第十條に於ては婦女幼少者を危険なる仕事或は不衛生なる仕事に従事せしむることを禁じたり

即ち右數箇條を以て婦女幼少者を保護したるなり

第十二條以下は一般工場に使役さる者の健康保全、疾病に對するの設備、衛生風紀に關する規定第十四條に於ては監督官吏をして監督權に必要なる臨檢の權限を定め第十五條は職工の職務上の負傷疾病、死亡に對する工場主の義務を認めたり

工場主ミ其工場に使役さる者ミ主従の關係ありミ云ふも差支へなく使用者被使用者共に成る可ク相手方の身分性情を知悉し以て相互の融和を計らざる可らず茲に於ては其身分上の證明につきて無償にて戸籍吏が其取扱ひを爲す

第七條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ對シテ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ少クトモ四分ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分ノ時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條乃至第五條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ、第四條及第五條ノ規定ニ拘ラズ職工ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月

べきを第十六條に於て之を規定し職
工關係の發生消滅周旋等は嚴重に取締
らざる可らず然らざれば之を利用して
不正の行爲を行ひ工業發達を阻害する
とあるべし例へば雇入口入屋の悪手段
に陥りて悪路に導かれ又は雇人解雇類
々なるに依り職工其他の位を不安に思
ひ無業者等を生ずるが如し然れども之
れ其機に應じて取締を爲すに非ざれば
完全を期する能はず茲に於て其取締
は比較的輕便なる勅令に其制定を譲れ
り工場主は必ずしも自ら其工場を管理
を爲すを要せず自ら管理し能はざるこ
き及び自ら管理するを欲せざるとき
は自己に代りて一切の管理權を有する
管理人を選任するを得若し工場主
が此法律施行の區域外に住するときは
必ず工場管理人を選任すべし何故斯か
規定を設けたるや云ふに本法施行區
域内には完全に此法を行ひ例外者な
らんとを期し次で本法制定の趣旨を貫

六
二付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得
季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳
ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時
間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル
期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス
第九條 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝
置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ
機械若ハ動力傳導裝置ニ調帶、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ爲サシメ其ノ
他危險ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス
第十條 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害物品ハ爆發
性發火性若ハ引火性ノ物品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又
ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル
場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス
第十一條 前二條ニ掲ゲタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム
前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用

徹せんが爲めなり工場管理人選任は行
政官廳の監督を受くべきものにして其
選任を如何にして爲すべきかは第十八
條の定むる所にして工場管理人は多數
人を統制するものなるを以て完全なる
能力を有する者にあらざれば到底其効
を完ふするを得ず茲に於て第十九
條に於ては工場管理人の權限を規
ると同時に工場管理人にあらざして工
場主に代るべき者を定めたり

七
スルコトヲ得
第十二條 主務大臣ハ痼疾者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クル
コトヲ得
第十三條 行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附屬建築物並設備力危害
ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又
ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又
ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得
第十四條 當該官吏ハ工場又ハ其ノ附屬建築物ニ檢査スルコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ
第十五條 職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ
又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族
ヲ扶助スヘシ
第十六條 職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理
人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラムトスル者ノ戶籍ニ關シ
戶籍吏ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

本法をして完全に施行せんが爲め第二十條乃至第二十二條に於て違反に對する處罰規定を設けたり

第十七條 職工ノ雇人、解雇、周旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトシ但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔

第二十條は婦女幼少者保護の爲めに設けたる規定に違反したる場合第二十一條は官廳の監督權妨害に關する罰則にして第二十二條は工場管理人及び第九條の規定により工場主に代るべき者其他に關する處罰規定を詳細に示したるものなり

訴願又は行政訴訟を提起し得る場合は法律に制限さる而して訴願法及び行政裁判法制定當時に於て生れ居らざりし本法の規定に依る行政官廳の處分に對して不服なるさき及び違法にして權利を侵害されたりとする者は其救済の途ありや否や疑はしきを以て本法は第二十四條に明文を設けり第二十四條は本法の或部分の規定を主務大臣に於て第一條工場法適用の範圍として定めたる規定標準に該當せざる工場に適用し得

當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條 第二條乃至第五條、第七條、第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者及第十三條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ若ハ其ノ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戶主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ職工ノ年齢ヲ知ラサルノ故ヲ以テ本法ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得但シ工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者及取扱者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 本法ニ依リ行政官廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ

工場法

べき場合を明かにして第二十五條は此
私設工場を目的として定められたる法
律が或場合に或部分適用されることあ
るを明にす

以上掲ぐるところは衆議院委員會
に於て工務局長岡實氏が工場
法案の各條に就て大體説明せし
のを參酌引用したるなり、但し文
責は編者にあること無論なり

權利ヲ侵害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
第二十四條 主務大臣ハ第一條ニ該當セサル工場ニシテ原動力ヲ用フルモノ
ニ付テハ第九條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條及第十八條
乃至第二十三條ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ハ工場管理人ニ關スル規定及
罰則ヲ除クノ外官立又ハ公立ノ工場ニ之ヲ適用ス
官立工場ニ關シテハ所轄官廳ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ
行政官廳ニ屬スル職務ヲ行フ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

電氣事業法

遞信次官仲小路廉氏の
帝國議會に於ける說明引用

電氣事業の益々發達するにつき之に對
して一定の法制を設け其進歩發達に伴
ふ保護監督を完ふし益々此事業をして
社會に貢獻せしめざる可らず現今各國
が此事業の發達に對しての保護監督を
完ふせんを努め居るは之が爲めにし
て我國には今日迄其法制の設けなく數
年前より益々其必要なるを認め遂に
第廿七議會に於て政府提出案に些少の
修正を施し本法を可決するに至りし也

電氣事業法 (明治四十四年法律第五十五號)

第一條 本法ニ於テ電氣事業ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 一般ノ需用ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業

二 一般運送ノ用ニ供スル鐵道ノ軌道ノ動力ニ電氣ヲ使用スル事業

第二條 本法ニ於テ電氣工作物ト稱スルハ電氣ノ供給又ハ使用ノ爲施設スル
水路、貯水池、器具機械、電線路及其ノ他ノ工作物ニシテ電氣事業ノ用ニ
供スルモノヲ謂フ

前項ニ於テ電線路ト稱スルハ電氣ノ傳送ニ用ヰル電氣導體及之ヲ支持シ又
ハ保護スル工作物ヲ謂フ

第三條 電氣事業ヲ營マムトスル者ハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外
主務大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル後ニ
非サレハ工事ニ著手シ又ハ電氣工作物ノ使用ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 電氣事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スヘシ

電氣事業法

本法の適用を受く可き電氣事業は本法は電氣事業が公益に關するに重大なるの點を主眼として制定されたるものにして公益に關係するに及ぶ其關係の僅少なるものに之を適用するの必要なく其經營者の意に委すべし然らば如何なるものを本法に於て電氣事業として本法を適用すべきか之れ第一に起る問題にして第一條の生じたる所以なり電氣事業の保護監督を何れの點に爲すべきかと云ふに其事業の爲めに要する工作物を第一にせざる可らず茲に於てか第二條の規定を生ずるに至れり而して同條は其工作物として本法の適

主務大臣ハ正常ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得
電氣事業者指定ノ期間内ニ事業ヲ開始セザルトキハ電氣事業ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
第六條 主務大臣ハ公益上必要ナリト認メタルトキハ電氣事業者ニ對シ料金ノ制限其ノ他電氣供給ノ條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第七條 電氣事業者ハ電氣工作物ノ施設ニ關スル測量又ハ工事ノ爲必要ナルトキハ他人ノ土地ニ立入ルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ豫メ行政官廳ノ許可ヲ受ケ且少クトモ五日前ニ市町村長ニ通知シ市町村長ハ之ヲ告示シ又ハ其ノ旨土門ノ占有者ニ通知スヘシ
電氣事業者ハ電氣工作物ノ修理又ハ遮断ノ爲必要ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ工作物ヲ施設セル他人ノ土地又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得但シ日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テハ危險急迫ノ場合ニ非サレハ占有者ノ意ニ反シテ邸宅其ノ他建造物ニ立入ルコトヲ得ス
第八條 電氣事業者ハ電線路ノ施設及保守ニ障害ヲ及スヘキ竹木其ノ他ノ植

用を受く可き工作物の意義及び範圍を明かにせり
電氣事業は公益上大なる影響あるべきものなるが故に其事業は始終行政官廳の監督に従はざる可らず依て如何なる時に工事に着手し又は電氣工作物を使用し得るや如何なる期間内に事業を開始すべきか又指定の期間内に其事業を開始せざるべきは如何なる結果を來すべきか之れ第四條及び第五條の明かにする所なり
電氣事業は元來獨占的の性質を有するものなるが故に其料金及供給に關し電氣事業經營者の欲する所に放任せんか

物ヲ伐除又ハ移植スルノ必要アル場合ニ於テ其ノ所有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ豫メ其ノ旨所有者ニ通知スヘシ
危險急迫ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ竹木其ノ他ノ植物ヲ伐除又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ其ノ旨行政官廳ニ届出テ且其ノ所有者ニ之ヲ通知スヘシ
第九條 電氣事業者ハ河川、橋梁、溝渠、道路、堤防其ノ他公共ノ用ニ供セラルル土地ノ地上又ハ地中ニ電線路ヲ施設スル必要アルトキハ其ノ效用ヲ妨ケサル限度ニ於テ管理者ノ許可ヲ受ケテ之ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ管理者ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムヘシ
管理者タル地方行政廳ニ於テ正常ノ事由ナクシテ第一項ノ許可ヲ拒ミタルトキ又ハ管理者ノ定メタル使用料ノ額ヲ不相當ナリトスルトキハ主務大臣ハ電氣事業者ノ申請ニ依リ使用料ノ許可シ又ハ使用料ノ額ヲ定ムルコトヲ得

電氣事業法

途には公益上大なる不利を出来し公衆
需用者は非常の迷惑を蒙るゝとなしとせ
ず茲に於てか之に備へんが爲め第六條
の規定を設けたり電氣事業の發達は公
益上に大に望むべきにして之を保護
し公益を増進するには多少利益を犠牲
とせざる可らず故に此事業の爲め所有
權たる私益に多少の制限を加へたる第
七條第八條及び第十條の規定を生じた
るは又已むを得ざるなり然れども此事
業を保護するが爲めに私有物を使用し
たるを全部無償にせしめても此所有權
を蹂躪せしむるものにはあらず第七條
第八條及び第十條に依りて竹木の移植

第十條 電氣事業者ハ必要アルトキハ現在ノ使用方法ヲ妨ケザル限度ニ於テ
他人ノ地上ノ空間者ハ地中ニ電線路ヲ施設シ又ハ建造物ノ存在セザル他人
ノ土地ニ電線ノ支持物ヲ建設スルコトヲ得
電氣事業者前項ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セムトスル場合ニ於テ其ノ
所有者及占有者ト協議調ハス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ使用
ノ範圍ヲ定メ豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケテ其ノ工事ニ着手スルコトヲ得此
ノ場合ニ於テハ少クテ五日前ニ其ノ旨土地ノ所有者及占有者ニ通知スヘ
シ
第十一條 電線路ヲ施設シタル土地ノ近接地又ハ前條ニ依リ電線路ヲ施設シ
タル土地ノ所有者又ハ占有者ハ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲め必要アルトキ
ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ電氣事業者ニ對シ障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル
方法ヲ施スコトヲ請求スルコトヲ得
前項ノ工事ニ要スル費用ハ電氣事業者ノ負擔トス但シ其ノ工事ヲ爲シタル
後正當ノ事由ナクシテ豫定ノ變更ヲ爲ササルトキハ請求者ノ負擔トス
第十二條 第七條 第八條及第十條ノ場合ニ於テ現ニ生シタル損失ハ電氣事

他人の土地使用及び空間の使用は之を
電氣事業者に之を許すも一方に於て
は所有權は之を尊重せざる可らずとし
現に生じたる損害を補償すべしとして
第十二條の規定を設け以て所有者に相
當の保護を與へたり
公有物使用に關しては第九條の規定に
依りて明かにせり
第十一條も所有者を保護する爲めの規
定にして障害の豫防を除却及請求する
權利を認めたるなり
電氣事業者二人以上ありて地中電氣工
作物を設くるに他の電氣工作の位置を
變更せしむるべきを如何にすべきか

業者之ヲ補償スヘシ
前項ノ補償金額ハ許可ヲ爲シタル行政官廳ニ於テ之ヲ裁定ス裁定ニ不服ス
ル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日より三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得
行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ電氣事業者ヲシテ損失ノ補償ニ充テヘキ金
額ヲ供託セザルコトヲ得
第十三條 電氣事業者ハ地中電氣工作物ヲ施設スル場合ニ於テ他人ニ屬スル
地中電氣工作物ノ位置ヲ變更スル必要アルトキハ當該工作物ノ效用ヲ妨ケ
サル限度ニ於テ其ノ位置ヲ變更シ又ハ其ノ工作物ノ所有者ヲシテ其ノ變更
ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ノ許可ヲ受ケヘシ
第十四條 主務大臣ハ工事上已ムヲ得スト認メタル箇所ニ限り電氣事業者ニ
對シ電線路ノ共用ヲ命スルコトヲ得
第十五條 電氣工作物相互間及電氣工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル
障害ヲ防止スル爲め必要ナル施設ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十六條 前三條ニ依リ工事ニ關スル費用ノ負擔其ノ他ノ條件ハ命令ヲ以テ

電氣事業法

五二

及び電氣事業者間の工作物の關係は第十三條乃至第十六條の定むる所にして詳細は別に規則を定むるものと信ず本法の適用する可き電氣事業の如何なるものなりやは第一條の定むる所なれども第一條に掲げられたるものの外尙本法の應用する電氣事業者とは第十七條に於て明かにす電氣の使用又は供給を妨害するは公益を害するも甚じきが故に嚴重に取締を爲さる可らず茲に於てか第十八條の罰則を設け電氣工作物の施設を無断に變更したる者の罰則を第十九條に於て之を定む

定ムルモノノ外當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス
第十七條 第一條ニ掲クルモノノ外電氣ヲ供給又ハ使用スル事業ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得
第十八條 電氣工作物ヲ損壞シ之ニ物品ヲ接觸シ又ハ突ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ供用ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十九條 電氣事業者ノ承諾ヲ得ズシテ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
第二十條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スヘキ行爲ヲ許可又ハ認可ヲ受ケスシテ爲シタル者又ハ第六條ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第二十一條 電氣事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自

本法を完全に行ひ以て公益を増進せんが爲め電氣業者及び其他の者の本法及び命令違反に對し罰則を設けたり而して本法施行期日の定め方を命令に委任したるも及び本法施行前の電氣事業者を如何に取扱ふべきかは附則を以て明かにせり

己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
第二十二條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス
附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ電氣事業ヲ營ム者又ハ本法施行前ニ於テ電氣事業經營ノ許可ヲ受ケタル者ハ第三條ニ依リ許可ヲ夫ケタル者ト看做ス

刑

法

- 刑 法
- 刑法施行法
- 爆發物取締規則
- 決闘ニ關スル法律
- 警察犯處罰令

●刑法目次

第一編 總則

第一章 法例 一

第二章 刑 四

第三章 刑ノ期間計算 七

第四章 刑ノ執行猶豫 八

第五章 假出獄 九

第六章 時效 一〇

第七章 犯罪ノ成立及ヒ刑ノ減免 一一

第八章 未遂罪 一二

第九章 併合罪 一三

第十章 累犯 一四

第十一章 共犯 一五

第十二章 酌量減輕 一六

第十三章 加減例 一七

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪 一八

第二章 内亂ニ關スル罪 一九

刑法目次

續

第三章 外患ニ關スル罪 二〇

第四章 國交ニ關スル罪 二一

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪 二二

第六章 逃走ノ罪 二三

第七章 犯人藏匿及ヒ證據湮滅ノ罪 二四

第八章 證據ノ罪 二五

第九章 放火及ヒ失火ノ罪 二六

第十章 溢水及ヒ水利ニ關スル罪 二七

第十一章 往來ヲ妨害スル罪 二八

第十二章 住居ヲ侵スル罪 二九

第十三章 秘密ヲ侵スル罪 三〇

第十四章 阿片煙ニ關スル罪 三一

第十五章 飲料水ニ關スル罪 三二

第十六章 通貨偽造ノ罪 三三

第十七章 文書偽造ノ罪 三四

第十八章 有價證券偽造ノ罪 三五

第十九章 印章偽造ノ罪 三六

第二十章 偽造ノ罪 三七